

令和6年 第2回

定 例 会

議 会 会 議 録

小 国 町 議 会

第 1 日

# 令和6年第2回小国町議会定例会会議録

(第1日)

1. 招集年月日 令和6年6月7日(金曜日)

1. 招集場所 おぐに町民センター3階 301号室 議場

1. 開 会 令和6年6月7日 午前10時00分

1. 散 会 令和6年6月7日 午後 2時44分

1. 応招議員

1番 江藤理一郎君	2番 杉本いよ君
3番 高村祝次君	4番 児玉智博君
5番 穴見まち子君	6番 松崎俊一君
7番 松本明雄君	8番 熊谷和昭君
9番 久野達也君	10番 熊谷博行君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 江藤理一郎君	2番 杉本いよ君
3番 高村祝次君	4番 児玉智博君
5番 穴見まち子君	6番 松崎俊一君
7番 松本明雄君	8番 熊谷和昭君
9番 久野達也君	10番 熊谷博行君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 橋本弘二君 次 長 長 広行君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡邊誠次君	教育長 村上悦郎君
総務課長 佐藤則和君	教委事務局長 久野由美君
情報政策課長 田邊国昭君	産業課長 穴井徹君
税務住民課長 中島高宏君	建設課長 小野昌伸君
福祉課長 宮崎智幸君	建設課審議員 谷口正浩君
福祉課保育園長 室原由美君	総務課審議員 松本徳幸君

## 会議録署名議員の氏名

議長は今期定例会の会議録署名議員に次の2名を指名した。

3番 高村 祝次 君

6番 松崎 俊一 君

### 1. 会期の決定

今期定例会の会期を6月7日から6月13日までの7日間とする。

### 1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

### 1. 議員提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

### 1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

## 議事の経過 (r. 6. 6. 7)

議長（熊谷博行君） 皆さん、おはようございます。

今年の4月、5月は雨が多く感じられました。鳥語花香という四字熟語がございますが、鳥の鳴く声と花の香りなど春ののどかな情景を表わしています。新緑が芽吹き過ぎしやすいよい季節となりました。昼夜の寒暖差もあり、ますます気温や湿度が上がってくると予想されます。くれぐれも体調管理なさりますようお願いいたします。

ちなみに私ごとですが議長2年目に入りました。皆様方には多々御迷惑をおかけしたことと思っております。改めて気を引締め常在戦場の思いで議会進行を務めてまいります。

早速でございますが、令和6年第2回小国町議会定例会を開催する旨、御案内を申し上げたところ、議員各位におかれましては何かと御多用中、御出席をいただきましてありがとうございます。

それでは、開会に先立ち渡邊町長より御挨拶をいただきたいと思っております。

町長（渡邊誠次君） 改めまして、皆さんおはようございます。

本日は、令和6年第2回小国町議会定例会ということで御多用の中にも関わりませず、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。先ほど新人の挨拶等々もありましたけれども新しい執行部体制になりましたの初めての議会でございます。どうぞよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。また、議案といたしましては専決処分事項の承認について、条例の改正について、補正予算それから人事案件等々ございます。また、11日、12日には一般質問が予定されております。議員の皆様方の御意見をしっかりと拝聴させていただきたいというふうに思います。

まず私からちょっと1点だけ。この北里柴三郎博士、今度7月3日に千円札になられますけれどもこのチラシができておりまして10月13日御存じの方もおられると思っておりますけれども北里柴三郎博士の地上絵を2千24人集めて木魂館グラウンドで世界記録に挑戦ということで募集をさせていただいております。商工会が中心になってやっておりますけれども2千24人ということでございますので町を挙げてしっかりと取り組んでいかなければならないというふうに思っておりますので、議員の皆様にもできるだけ御協力のほうをよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

本日から13日まで予定されております。どうぞよろしくようお願いいたします。お世話になります。

議長（熊谷博行君） ありがとうございます。

ただいま出席議員は10名です。定足数に達していますので、令和6年第2回小国町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議長(熊谷博行君) 本日の議事日程については、お手元に配付してあるとおりでございます。

議長(熊谷博行君) 日程第1、「会議録署名議員」を指名いたします。

3番 高村祝次君

6番 松崎俊一君

をお願いいたします。

議長(熊谷博行君) 日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期については、去る6月3日に議会運営委員会が開かれ、小国町議会会議規則第77条の委員会報告書のとおり、本日6月7日から6月13日までの7日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日6月7日から6月13日までの7日間と決定いたしました。

本会議は、本日と11日、12日に開くこととし、もし会期末を待たずに議了したときは、そのときに閉会したいと思います。

議長(熊谷博行君) 日程第3、「諸般の報告」。

小国郷公立病院組合議会及び阿蘇広域行政事務組合議会に関する事項の報告を行います。小国郷公立病院組合議会を児玉議員及び阿蘇広域行政事務組合議会を松本議員より順次御報告お願いいたします。

4番(児玉智博君) 小国郷公立病院組合議会について報告をいたします。令和6年3月28日午後3時からおぐに老人保健施設会議室で小国郷公立病院組合第1回定例会が開催されました。提出議案は、一つ目が令和5年度組合病院事業会計補正予算であります。2千340万円の入院収益に伴う薬品代と委託料の増額補正であります。二つ目が会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改定であります。三つ目に令和6年度病院事業会計予算でありまして総額17億7千800万円の歳入及び支出予算が審議されました。いずれも原案のとおり可決されました。その後小国公立病院経営強化プランの報告の後一般質問が行われ私、児玉智博がサテライト診療所について、医療Ma a Sについて質問を行いました。

以上、報告を終わります。

7番(松本明雄君) はい、7番です。

それでは広域のほうの説明をしたいと思います。令和6年の第1回阿蘇広域行政事務組合の定例会は3月26日火曜日10時から未来館のほうで行いました。主な議案は、第1号、第2号、第3号は条例を変える条例についての制定についての審議でした。第4号議案は中部消防署の水

槽付消防自動車の件ですが、これが納入がちょっと遅れていましてそれに伴う契約の一部を変更しました。それによって消防署のほうといろいろ打合せしましたが納入業者のほうが遅れていますので今ある消防自動車のほうはまだ車検が残っていると。修理があった場合は全部その会社がメンテをするということで報告があっております。それでは、第5号議案から第6号議案、第7号議案は事務組合と阿蘇みやま荘と湯の里荘の補正予算がありまして終わりました。それで第8号議案は阿蘇広域行政事務組合一般会計の予算です。第9号、第10号は阿蘇みやま荘と湯の里荘の予算及び特別会計について審議がありまして異常なく全員挙手によりまして間違いなく終わりました。

以上です。

議長（熊谷博行君） 両議員、御報告ありがとうございました。

議長（熊谷博行君） 日程第4、「承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（専決第1号：小国町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）」日程第5、「承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（専決第2号：小国町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）」日程第6、「承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（専決第3号：小国町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例）」日程第7、「承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて（専決第4号：小国町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。四つまとめて説明を受け議案ごとに採決をいたします。

執行部より提案理由の説明をお願いします。

町長（渡邊誠次君） それでは、一括審議ということで説明を承認第1号から第4号までさせていただきます。

議案書のまず1ページをお願いいたします。

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和6年6月7日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

議案集2ページをお願いいたします。

専決第1号 専決処分書

小国町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月29日専決

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

続きまして、議案集3ページをお願いいたします。

承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和6年6月7日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

議案集の4ページをお願いいたします。

専決第2号 専決処分書

小国町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月29日専決

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

続きまして、議案集の5ページをお願いいたします。

承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和6年6月7日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

議案集の6ページをお願いいたします。

専決第3号 専決処分書

小国町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月29日専決

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

続きまして、議案集7ページをお願いいたします。

承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和6年6月7日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

議案集の8ページをお願いいたします。

専決第4号 専決処分書

小国町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月29日専決

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。よろしくをお願いいたします。

福祉課長（宮崎智幸君） おはようございます。よろしくをお願いいたします。

私のほうから内容の説明をさせていただきます。小国町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例等4本の条例改正につきましては指定介護サービスの基準を新設又は基準を改めるもので関連する部分が多くありますので一括して御説明申し上げます。

条例集の1ページ右肩専1と表示してあるものから17ページ右肩専4と表示されているものが改正条例本文となります。また福祉課資料の(1)-2から(1)-5につきましては各条例改正の新旧対照表を用意してあります。今回の条例改正につきましては条例の改正分また新旧対照表では大変分かりづらくなっておりますので、本日は福祉課資料(1)-1の改正概要資料によって御説明申し上げます。

今回の4本の条例改正は厚生労働省令第16号の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が施行されたことによる条例改正となります。資料の上段左側に今回一部改正を行っております4本の条例名を挙げております。説明を分かりやすくさせていただく都合上、各条例を区分してA条例からD条例として説明させていただきます。始

めにそれぞれの条例に適用される指定介護サービス等は介護サービスを行う事業所を町が指定しサービス利用できる対象者は小国町に住民票を有する方です。

それぞれの条例について簡単に説明させていただきます。

まず、A条例の地域密着型サービス事業ですが要介護1から5の認定者に対し行う介護サービスになります。現在小国町町内には6事業所ございます。

次に、B条例の地域密着型介護予防サービス事業です。こちらは要支援1、2の認定者に対して行う介護予防サービスです。現在小国町には二つの事業所がございます。

次に、C条例の居宅介護支援等事業です。これは在宅で生活する要介護1から5の認定者に対して介護保険サービスの利用の方針を定めた計画であるケアプランの作成を行うケアマネジメント事業となります。小国町内には6事業所ございます。

最後にD条例の介護予防支援等事業です。これについては在宅の要支援1、2の認定者に対して行う介護予防のケアマネジメント業務となります。現在は福祉課で所管している地域包括支援センターがその主な役割を担っております。

以上が、この四つの条例に定められている主な指定介護サービスについて説明させていただきました。

今回このAからDの4本の条例改正につきましては、資料1ページにありますようにおよそ3項目について共通の改正がございます。まずは共通する主な三つの改正項目の説明をいたします。

まず、①の管理者の兼務です。管理者が兼務できる事業所の範囲について同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化したものになります。

次に、②「書面掲示」規制の見直しです。これについては書面掲示を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について原則としてウェブサイトに掲載することを義務づけるものになります。

共通の改正の最後、③では身体的拘束等の適正化が挙げられております。サービス利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないことや身体的拘束等を行う場合に記録を義務づけるものとなっております。

以上が、4本の条例改正において共通する主な三つの改正項目となります。

次のページを御覧ください。こちらはAからDの主な個別の改正項目をまとめたものです。資料の表を横に見ていただきますと項目ごとにまたAからD条例ごとの改正条文を記載してございます。

AとBの共通する主な改正項目の④⑤⑥の項目を説明いたします。まず④の新興感染症発生時の対応を行う医療機関との連携です。新興感染症の発生時等に、事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を構築するため、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めることに努めることとなっております。

次に、⑤に協力医療機関との連携体制の構築が挙げられております。在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために見直しが行われております。

⑥では業務改善に取り組む環境を整備し働きやすい職場づくりとして、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置をすることが義務づけられました。

以上が、AとBに共通する個別の主な改正項目となります。

続いて、CとDの共通する主な改正項目ですが、⑦の指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリングです。モニタリング業務において人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等の連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とすることがうたわれております。

Cの単独改正としましては、⑧ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が挙げられております。取り扱う要介護認定者数が44人以下であれば常勤のケアマネジャーを1人以上置くことが必要となる見直しが行われています。

Dの単独の改正としましては、⑨指定介護予防支援の指定を受ける場合の人員配置基準です。事業所ごとに1人以上の介護支援専門員を置かなければならないことがうたわれております。また管理者の人員配置基準としまして常勤かつ主任介護支援専門員である管理者を置かなければならないことや、同一の事業所の他の職務に従事する場合や管理上支障がない範囲で他の事業所の職務に従事する場合を除き、専らその職務に従事する者でなければならぬと新設されています。

主な改正内容については、以上でございます。本条例の一部改正は令和6年4月1日から施行するものでございます。御審議方よろしくお願いたします。

議長（熊谷博行君） これより承認第1号、承認第2号、承認第3号、承認第4号について一括して質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） 書面揭示規制の見直しということで資料(1)-1の②です。事業所内での「書面揭示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、原則としてウェブサイトに掲載することを義務づける。(1年間の経過措置期間あり)ということになっております。もうこれはAからDの全ての事業所に関わる部分でありますけども、大体Aの指定介護密着型サービスが6事業所、指定地域密着型介護予防サービスの事業を提供している事業者が二つ、居宅介護支援専門支援等の事業が6事業所あるわけですが、これら全て独自のウェブサイトがあるのですか。

福祉課長（宮崎智幸君） 書面揭示についての御質問だと思いますが、現在ウェブサイトがあるかという部分についての確認はちょっととれていませんが、現在の書面揭示につきましては施設の

外に表示したり施設内で紙の書類として書面の掲示を行っているということで、今後議員が言われたように1年間の経過措置期間を入れてウェブサイトでも公表するということが今回法改正が行われたということになります。

以上です。

4番（児玉智博君） そのウェブサイトというのはどういうものになるのですか。きちんとしたそのホームページを整備しなければならないのであればなかなか事業所にとっても新たな費用負担等が発生することになると思うのです。例えばフェイスブックとかXとかそういうソーシャルネットワーク、SNSですよね。そういうのにアカウントを作ってそこに紙のペーパーを写真で撮影したのをアップする。それでもいいですよというのであればそんな費用は発生しないと思います。しかしある程度きちんとホームページを作ってくださいとかそういうふうになればなかなか事業所にとっても大変だと思うのですが、その辺りはどういう決まりになっているのですか。

福祉課長（宮崎智幸君） 今回ウェブサイトでの掲示ということでまず法人のホームページがあればそちらのほうで掲示していただく。それと併せて厚労省のほうが提供するシステムの情報公表システムというのがございます。それを利用して公表するという選択肢もございます。その部分であれば費用回りもほとんどもうかからないかたちで公表ができるというようなことになっております。

以上です。

4番（児玉智博君） それは具体的にどのような手続を踏まなければならないのでしょうか。

福祉課長（宮崎智幸君） 詳細の手続についてはちょっと今資料として持ち合わせておりませんが、国が作ったシステムを事業所が都道府県を通じて情報を公開するということになっておりますのでそこら辺りの情報をしっかり入手しまして、そういう法人でホームページが準備できていないとかいう部分ところについてはこういった提供方法について情報を流していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより一括して討論に入ります。

討論ございませんか。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決は議案ごとに行います。

まず、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて（専決第1号：小国町指定地域

密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)、  
原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(熊谷博行君) 全員挙手でございます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて(専決第2号:小国町指定地域  
密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに  
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)、  
原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(熊谷博行君) 全員挙手でございます。

よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

続いて、承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて(専決第3号:小国町指定居  
宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例)、原案のと  
おり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(熊谷博行君) 全員挙手でございます。

よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

続いて、承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについて(専決第4号:小国町指定介  
護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な  
支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)、原案のとおり承認することに賛  
成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(熊谷博行君) 全員挙手でございます。

よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

議長(熊谷博行君) 日程第8、「承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて(専決  
第5号:小国町税条例等の一部を改正する条例について)」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長(渡邊誠次君) それでは、議案集9ページをお願いいたします。

承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3  
項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和6年6月7日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

議案集の10ページをお願いいたします。

専決第5号 専決処分書

小国町税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月31日専決

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。よろしくをお願いいたします。

税務住民課長（中島高宏君） おはようございます。

それでは、私のほうから改正内容を説明させていただきます。まずお配りしています条例集20ページ、右肩専5と書かれておりますものが改正条例本文になります。説明資料は税務住民課資料（1）新旧対照表と税務住民課資料（2）の小国町税条例等の一部を改正する条例の改正概要を配付させていただいております。

説明につきましては税務住民課資料（2）の小国町税条例等の一部を改正する条例の改正概要で行いますので御準備をお願いいたします。まず、改正理由でございます。地方税法等の一部を改正する法律等が令和6年3月30日に公布され、一部を除き令和6年4月1日から施行されることに伴い、小国町税条例等の一部についても所要の改正を行ったものです。改正条文は2条建てとなっております。

まず第1条の改正は小国町税条例の一部改正になります。今回の改正は主に四つになります。

一つ目は、町税に係る減免を職権で可能とする規定を追加する改正。二つ目は、令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除いわゆる定額減税に伴う改正です。三つ目は、固定資産税に係るわがまち特例の改正です。四つ目は、同じく固定資産税に係る評価替えに伴う特例措置を延長する改正です。

まず一つ目の町税に係る減免を職権で可能とする規定を追加する改正です。説明資料は表左端のナンバー1から3、第51条の第2項、第3項、第71条第2項、第3項及び第139条の3第2項、第3項の改正になります。これまでは原則として減免を受けようとする者は納期限までに減免を受けようとする事由を記した申請書に証明書類を添付して町長に提出しなければならぬことになっておりましたが、減免に該当することが明らかであり、かつ、減免する必要がある場合は町長の職権により減免を可能とするようにただし書を加える改正となっております。これにつきましては主として大規模災害時の被災者救済を目的とした措置となっております。

二つ目の改正は令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除です。これにつきましては報道等

で御承知かと思いますが定額減税に伴う改正となっております。説明資料は表左端のナンバー 4 から 8、附則第 7 条の 5 から第 7 条の 8 及び附則第 8 条第 2 項、第 3 項の改正になります。改正理由としましては賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するための一時的な措置として令和 6 年度分の個人の町民税の減免を実施するための改正となります。具体的には納税者合計所得が 1 千 8 0 5 万円超の取得者は対象外になりますがそれと配偶者を含めた扶養親族の 1 人につき令和 6 年度分の個人の町民税 1 万円の減額を行うこととし令和 6 年 6 月以降の特別徴収及び普通徴収で実施されます。定額減税による個人の町民税の減収額につきましては全額国のほうから補填されることになっております。これとは別に所得税の定額減税が 1 人当たり 3 万円というふうになっております。

三つ目の改正は固定資産税に係るわがまち特例の改正です。説明資料は表左端のナンバー 9、附則第 10 条の 2 第 6 項から第 16 項の改正になります。わがまち特例につきましては平成 24 年度税制改正から導入された制度でありましてこれまで国が統一的に定めた地方の課税権に関する統制を徐々に緩めていく観点から課税標準額の特例措置のうち特例割合について条例委任する制度となります。条例委任する際は国が参酌すべき基準及び特例割合の上限下限を設ける制限がかけられております。小国町におきましては交付税の影響を考慮いたしまして特例割合については標準にあたる参酌すべき基準を遵守しているところでございます。本改正により一般木質・農産物残さなどの特定バイオマス発電設備及び滞在型快適性向上区域がわがまち特例として新設をされました。その他は項ずれを解消する改正となります。

四つ目の改正です。固定資産税に係る評価替えに伴う課税標準額の特例措置を延長する改正です。説明資料は表左端のナンバーが一つ飛びまして、2 ページの 11 から 17 附則第 11 条から第 15 条第 1 項、第 2 項、第 5 項の改正になります。令和 6 年度は 3 年に一度行われる固定資産、土地・家屋の評価替えの年になっております。評価替え後は通常 3 年間は基準年度の価格をそのまま据え置くこととなりますが、主に土地の地価が上昇又は下落した場合や地目が変更した場合におきましては納税者負担に配慮するために特例措置が設けられております。その適用期間を 3 年延長する改正となっております。

その他の改正といたしましては、説明資料の 1 ページになりますが表左端のナンバー 10 附則第 10 条の 3 第 3 項から第 15 項の改正は新築認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の減額措置における申告の見直しにより、区分所有者以外にマンション管理組合の管理者等からの申告によって減額措置を適用することができる改正及び項ずれを解消する改正となります。また説明資料の 2 ページ表左端ナンバー 18 から 3 ページ 25 ページ、附則第 16 条の 3 第 3 項、第 20 条の 3 第 2 項、第 5 項の改正は先ほど説明しました定額減税に関するもので定額減税に対象となる所得割の分離課税の個人の町民税の所得割の額を含める読替え規定を追加する改正となっております。それから説明資料の表左端のナンバー 26 第 7 3 条の 2 の改正は語句の改正となって

おります。

次に第2条の改正です。第2条の改正は災害による被害者に対する町税の減免に関する条例の一部改正となっております。小国町税条例について町税に係る減免を職権によって可能とする規定を追加する改正を行うことから災害による被害者に対する町税の減免に関する条例についても同様の改正を行うものです。

以上、改正概要を説明しました。よろしく御審議方お願いいたします。

議長（熊谷博行君） これより承認第5号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） 職権減免について聞きます。要は町民税あと固定資産税、特別土地保有税の減免ということで第51条、第71条、第139条で減免になっているのですが、例えば町民税に関しては「前項の規定により町民税の減免を受けようとする者」ということで「ただし、町長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、町民税を減税する必要があると認める場合は、この限りでない。」というふうになっています。説明では主として災害というふうに言われました。この前項にどういうことが書かれているかという一つは生活保護。二つ目に所得が皆無となり生活が著しく困難になった人。三つ目が学生及び生徒。四つ目が公益社団法人と公益財団法人というふうになっているのです。その前項そのものには災害というのは書かれてないわけです。最後に言われた第2条の災害被害者というのはもう別になっていますから。これよく分からないのですが「主として災害」というふうに言ってしまうえば大体行政の運用はもう災害でしかこの職権減免というのはやらないわけです。主としてだから主になんだけれどそれ以外の例外というふうに言うともう大体やらない。行政というのはそんなもんだと思っています。だから例えば滞納が発生して捜索に入って「これは明らかに所得が皆無になっていて、この人生活が立ち行かないな」とかなってもそれを証明する書類を申請して減免申請をしてくださいというふうになってしまうのです。よく分からないのが災害に関係なく例えば失業なんかで生活が苦しいんだけどそこに災害が襲ったと。そういう人には要は「職権で減免をしますよ」という話になってしまうんだと思うのですけど。果たしてそれどういうふうな流れでこの職権減免というのは行われるのですか。やはり向こうから相談がないとなかなかできないと思うのです。だからその納期限までにとか言っているけども納期限前にどうやってこの災害に遭った人が生活が苦しくなっているから職権で減免しますなんていう話になるのですか。恐らく実際の運用としては納期限過ぎて滞納が発生してそこに町が行ってみないとこの災害減免なんていうのはないと思うのですけど、実際の運用ではどういう場合を想定してこの職権減免というのを出しているのでしょうか。

税務住民課長（中島高宏君） お答えします。

申請までの流れにつきましてはやはり大規模災害等で全壊とかそれから半壊とかそういう状況

に陥ったことが明らかで、罹災証明書が発行されているにもかかわらず申請ができることが明らかかな場合等が出てくるかと思われま。そういう方がもしこちらから促して「該当するので申告をしてください」というような周知等を行ってもどうしても避難等されていて申請できないとかいう場合が職権でされる主なかたちになるかと思っております。あと生活保護の辺りにつきましても災害等で町外に避難された後に生活保護等になった場合も、該当することが分かっているのに申請することが難しいということでこちらのほうで判断し町長のほうで職権で減免をできるというかたちだというふうに考えております。

以上です。

4番（児玉智博君） 生活保護なんていうのは福祉事務所にでも確認すればというか福祉課でも多分把握しているのだから分かりますけど、これだって災害がこの第51条、第71条、第139条というのは災害は理由になっていないではないですか。生活保護か所得が皆無になりもう生活が著しく困難になった人とかですよ。だからこの生活が著しく困難になった人というのは職権で減免するといっても「私は先月、失業しました」という言葉だけを信じて職権で減免するということですか。どうやって確認するのですか。

税務住民課長（中島高宏君） 所得状況の皆無につきましてはまず納税者のほうから相談等をお受けしたところでこちらが調査等を行うかたちになるかと思えます。基本的には納税者のほうからの申告によりまして該当するかどうかを判断するかたちになると思えます。

以上です。

4番（児玉智博君） 全員協議会で「大規模災害というのはどういうものを言うのですか」というふうに言いました。「激甚災害ですか」と聞いたら「東日本大震災とか熊本地震、能登地震のような災害です」と言われました。令和2年7月豪雨も激甚でしたけれどもそれは言われなかったわけです。もう要は激甚災害の中でも歴史に残るような大災害ではないとやらないのかなと思っているんですけど。そういう状況でどうやって町は調査するのですか。調査どころではないですよ。だから私は思うのがそんな大災害のときとかではなくてやっぱり普通のときでも本当に失業して困っている人が滞納になってしまってそこに捜索あるいはその相談なんかをする中でそこでもう町がこれは明らかにこの人はもうこの生活が大変だということが分かれば職権で減免できるぐらいのことをしないとそんな大規模災害のときに主にそんなときにしか使わないならこれ絵に描いた餅でしかないと思うのですがいかがですか。

税務住民課長（中島高宏君） まず減免に該当する方につきましては基本的に町内におられたり連絡がつく方がおられると思えますので基本的には申告書を提出できるかたちになると思えます。ただそれができない場合、町外等においてどうしても申請ができない場合に職権で減免をできるようなかたちになると思えますので、基本的には申告者の申請は原則になりますのでできない場合は職権でできるかどうかはまたそのときの内容に応じて対応はできるものというふうに考えてお

ります。

以上です。

4番（児玉智博君） もうこれ最後に聞きますけど、せめて災害ではなくても高齢の人である程度年金が高ければ住民税もかかりますよ。持家だったらとか田畑があれば固定資産税もあります。そういう人がやっぱり高齢で困っているときなんかはこの職権減免ができる。それぐらい明言できませんか。

税務住民課長（中島高宏君） 申請についてのお手伝い等は行っていきたくと思いますけど、基本的には申告書の提出をお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

9番（久野達也君） 9番、久野です。

4番議員と若干関連する部分もあるのですが、今回の第51条、第71条関係それから第139条関係については要はただし書き条例ですけども、ただし書き条例となったときに町が行うときに要は把握漏れですね。それを気にするのですよ。要は申請に基づいて行うが大前提であってただし書き条例で先ほど税務住民課長から説明のあったように町が把握して町で減免をするということになろうかと思えますけれども、そこら辺りは十分配慮、気遣いをしておかないと同じような中であっても例えば対象から漏れてしまったということがあってはならないと思うのです。この条例に重なってくる部分は確かに例えば被害で今回の能登、石川辺りもそうですけれども町外避難と地域外避難とそのとき連絡が例えば当該市が納税者を把握してしようとするけども今住居が申請者がいる場所が明確に把握できない。ただ納税通知書は税務のほうで把握できているでしょうからその部分についてはできたとしても申請はなかなか難しい。そういったようなときに適用されるのかなと自分なりに解釈しておりますけども、ただし書き条例の場合やはり運用でかなり配慮し納税者に不公平感等が生じないようにまずしていただきたいというのが1点です。

それと1点確認ですけどもナンバー7の附則の第7条の8関係です。令和6年度で特別減税がなされるということはもう周知の事実なんですけども確認です。これが令和7年度に影響を及ぼすということはこれは住民税の特別徴収の納期が年度をまたぐからそれだけの部分ですか。ちょっとここは確認です。

税務住民課長（中島高宏君） 前段の御質問につきましては把握漏れ等がないように庁舎内と情報共有しまして減免に該当する場合は周知等に心がけたいというふうに思っております。

もう1つの第7条の8につきましては配偶者特別控除の部分です。控除対象配偶者につきましては納税義務者の所得が1千万円までは配偶者特別控除になりますが、1千万円を納税義務者が超える方については同一生計配偶者ということになりその方については来年度令和7年度につい

て特別減税をするかたちになっております。

以上です。

9番（久野達也君） 聞いてよかったです。私てつきり特別徴収が影響するからかなと説明をお聞きしながら思っていたのですけれども確かにそうですね。令和6年度で税額決定して特別徴収時期が令和7年度に移り込んでいくということです。配偶者特別控除。はい、理解できました。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて（専決第5号：小国町税条例等の一部を改正する条例について）、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

議長（熊谷博行君） ここで暫時休憩を行います。次の会議は11時10分から行います。

（午前11時00分）

議長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き会議を行います。

（午前11時10分）

議長（熊谷博行君） 日程第9、「承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて（専決第6号：小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） 議案集の11ページをお願いいたします。

承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和6年6月7日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

議案集12ページをお願いいたします。

専決第6号 専決処分書

小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月31日専決

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

税務住民課長（中島高宏君） それでは、私のほうから改正内容を説明させていただきます。お配りしております条例集につきましては条例集31ページの右肩専6と書かれておりますものが改正条例本文になります。説明資料は税務住民課資料（3）の新旧対照表と税務住民課資料（4）の小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正概要を配付させていただいております。

説明につきましては税務住民課資料（4）の小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正概要で行いたいと思いますので御準備をお願いします。

まず改正理由でございます。地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、小国町国民健康保険税条例の一部についても所要の改正を行ったものです。

次に主な改正内容を御説明いたします。今回の改正は主に三つになります。一つ目は、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を引き上げる改正です。二つ目は、減額措置に係る軽減判定所得の基準額を引き上げる改正です。三つ目は、小国町税条例等の一部改正時にも説明しました町税に係る減免を職権で可能とする規定を追加する規定となっております。

まず一つ目の後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を引き上げる改正です。説明資料は表左端のナンバー1第2条第3項の改正になります。理由としましては中間所得層の被保険者の負担の軽減を図る観点から後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を22万円から24万円に引き上げる改正を行うものです。

二つ目の改正は減額措置に係る軽減判定所得の基準額を引き上げる改正です。説明資料は表左端のナンバー2第23条第1項の改正になります。経済動向等を踏まえ当該減額措置を受ける世帯が生活水準が変わらなければ引き続き軽減を受けることができるよう5割軽減の基準額については被保険者に乗ずる金額を29万円から29万5千円へ、2割軽減基準額については被保険者に乗ずる金額を53万5千円から54万5千円へ、それぞれ軽減判定所得を引き上げる改正を行うものです。

三つ目の改正は先ほど税条例改正時に御説明申し上げますので省略いたします。

その他の改正といたしましては条例参考例に合わせた改正及び例規整備のルールに沿った句読点等の整備を行うものです。

以上、改正概要を説明しました。よろしく御審議方申し上げます。

議長（熊谷博行君） これより承認第6号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） まず今回の課税限度額の引上げの影響を受ける被保険者が何人いて、また軽減の影響がある世帯が幾つあるのでしょうか。併せて現在この課税限度額は後期高齢者以外の医療給付分と介護納付金分も合わせると全体で104万円になりますのでこれがもし引き上げられれば106万円になるのです。限度額いっぱいを負担することになる被保険者何世帯かお答えください。

税務住民課長（中島高宏君） お答えします。

まず令和6年度につきましては今からありますので比較しやすいように令和5年度のベースでお答えさせていただきたいと思います。まず支援金の限度額が22万円から24万円に改正されることでの影響ということです。限度額超過の世帯が22万円のときが14世帯でした。24万円になることで11世帯ということになります。また被保険者については14世帯が43人、11世帯の中が38人というふうになっております。

次に軽減に関わる影響になります。2割軽減と5割軽減の判定所得の基準の見直しによる影響ということになります。まず軽減の対象でなかった方が2割軽減になるのが6世帯、被保険者数でいえば11人です。2割軽減から5割軽減に軽減が上がる方が6世帯、被保険者数でいえば10人というかたちになっております。

次に医療、介護、後期高齢の限度額につきましては、今回の改正で104万円が106万円に限度額が全て医療分、介護分、支援分、該当すれば106万円に令和6年度以降はなりますが全て該当している世帯は7世帯というかたちになっております。

以上でございます。

4番（児玉智博君） 7割軽減になる人は。5割から7割になる方はいないのですかというふうになればこの軽減が増えて助かる人も12世帯いるけれども大体同じぐらいの世帯の人が負担増になってしまうということですか。11世帯が24万円になってしまいますから。

税務住民課長（中島高宏君） 7割軽減の基準については43万円以下ということですね。お一人の場合。その基準については今回改正はございません。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

4番（児玉智博君） 私は、承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについて（専決第6号：小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）に反対の立場から討論を行います。

国民健康保険税の軽減の範囲が増えるというのは非常にいいことではありますが、しかしそれがほかの被保険者の負担増と引換えになるということに断固反対いたします。なぜならば昨今の物価高騰の影響を受けている人たちは国保世帯全てです。にも関わらずコップの中の水を被保険者同士で奪い合っても結局それは地域経済にとってはマイナスでしかありません。12世帯の負担軽減のために11世帯の人たちの負担が増えるなど。それは人目には軽減範囲に救われた人は確かに助かります。しかし負担を増やされた人はこれはたまったものではありません。結局それは被保険者全体からしてみればマイナスでしかない。軽減を増やすのであればしっかりとした町の財源でやるべきであると考える立場から本改正の専決に反対するものであります。

議長（熊谷博行君） ほかに討論ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについて（専決第6号：小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（熊谷博行君） 挙手多数でございます。

よって、承認第6号は原案のとおり承認されました。

議長（熊谷博行君） 日程第10、「議案第23号 小国町税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは議案集13ページをお願いいたします。

議案第23号 小国町税条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年6月7日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたことに伴い小国町税条例等の一部について所要の改正を行う必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

税務住民課長（中島高宏君） それでは、私のほうから改正内容を説明させていただきます。まずお配りしている条例集32ページ右肩23と書かれているものが改正条例本文となります。説明資料は税務住民課資料（5）の新旧対照表、それから税務住民課資料（6）の小国町税条例の一部を改正する条例の改正概要を配付させていただいております。

説明につきましては税務住民課資料（6）の小国町税条例の一部を改正する条例の改正概要で行いますので御準備をお願いいたします。

まず改正理由でございます。地方税法等の一部を改正する法律等が令和6年3月30日に公布され、小国町税条例の一部についても所要の改正が必要になり、改正を行うものです。説明資料は表左端のナンバー1第34条の7第1項、第2項の改正になります。内容といたしましては、新たな公益信託制度の創設に伴い公益信託の信託財産とするために支出された当該公益信託に係る信託事務に関する寄附金を寄附金税額控除の対象とするなどの措置を講ずるものとしたものです。次に一つ飛びまして、説明資料の表左ナンバー3附則第4条の2を削る改正になります。税条例に係る課税標準の計算の細目については地方税法と規定の重複を容認するか否かの見直しを一定期間ごとに行われます。今回は公益法人等に係る町民税の課税の特例について当該規定を削除するものです。これは総務省から発せられます技術的助言による改正となっております。最後に説明資料表左端のナンバー2第56条の改正になります。私立学校法の改正が大々的に行われており当該法改正に合わせて根拠条文の改正を行うものです。

施行日は第56条の改正が令和7年4月1日、第34条の7第1項及び附則第4条の2の改正が公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日となっております。

以上、改正概要を説明しました。よろしく御審議方申し上げます。

議長（熊谷博行君） これより議案第23号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第23号、小国町税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） 日程第11、「議案第24号 小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集13ページ下段をお願いいたします。

議案第24号 小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年6月7日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、国民健康保険事業運営に必要な財源を確保するために小国町国民健康保険税条例の一部について所要の改正を行う必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

税務住民課長（中島高宏君） それでは、まず税務住民課のほうから改正内容の説明をさせていただきます。お配りしています条例集の33ページ、右肩に24と書かれております改正条例案が改正本文になっております。説明資料は税務住民課資料（7）の新旧対照表それから税務住民課資料（8）の小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正概要、また本日追加資料として配付させていただきました税務住民課資料（9）の国民健康保険税所得別年税額比較表を御覧いただきたいと思います。

説明につきましてはまず税務住民課資料（8）の国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正概要で行いたいと思いますので御準備をお願いします。

まず改正理由でございます。小国町国民健康保険運営協議会の答申に基づき、国民健康保険税の保険税率等を改正するため、所要の改正をするものです。

改正概要といたしましては、令和6年度は保険税の賦課方式変更（資産割廃止）による急変緩和措置の終了年度であります。急変緩和措置分の税率改正が必要になること、また国民健康保険の運営に必要な財源確保のため税率改正が必要となるため。また県内の保険料水準の統一に向けて、急激な上昇を抑えるために段階的な税率改正が必要であるため税率の改正を行うものです。

お配りしています資料（8）の表につきましては第3条から第9条までが規定されている基礎課税額それから後期高齢者支援金等課税額それから介護納付金課税額の基本的な金額を所得割、均等割、平等割で改正前と改正後それぞれ比較増減を記載させていただいております。

す。なお第5条の2第2号、第3号、第7条の3第2号、第3号及び第23条の国民健康保険税の減額の改正につきましては、この改正概要の表の税率をもとに特定世帯等の平等割額や7割、5割、2割減額、未就学児の均等割の減額について機械的に計算して求めることになっています。

施行日については令和6年7月1日から令和6年度分以降の国民健康保険税が適用となっております。

次に本日追加資料で配付いたしました税務住民課資料（9）国民健康保険税所得別年税額比較表を御準備いただきたいと思えます。この表につきましては令和4年中それから令和5年中の収入が同じであった場合について保険税の比較を表の右端の増減額欄に年税額を記載させていただいております。これについてはあくまでも所得が前年と変わらなかった場合の増加額になりますので、所得に増減がある世帯につきましては増加額欄の金額とは一致しませんので御承知おきをお願いいたします。比較につきましては1ページ目に1人世帯、2ページ目に2人世帯、3ページ目に未就学児がいる3人世帯と4人世帯ということで比較させていただいております。説明はまず1ページの1人世帯における令和5年度の現行税率と今回の令和6年度税率案での年税額を収入ごとに比較しております。なお国民健康保険の世帯で1人世帯というのが全体の約6割、パーセントでいくと63%が1人世帯ということになっております。

それでは上の表から説明させていただきます。給与収入のみと仮定したときの所得で算出した税額の比較です。一番左上の給与収入が50万円の場合につきましては所得がゼロになります。7割軽減が適用になりまして一番右端で増加額は年額2千100円となります。次に下の段の収入が100万円であった場合は所得が45万円となり5割軽減に該当します。増加額は年額3千700円となります。一つ飛びまして、収入が150万円の場合は所得が95万円となり2割軽減に該当します。増加額は年1万2千900円となっております。

次に下の表を御覧ください。この表につきましては65歳以上で年金収入のみの場合で比較しております。年金収入が50万円から150万円の場合につきましては7割軽減となりまして増加額は年額2千円となります。また年金収入が180万円の場合は5割軽減となり増加額は6千200円となります。そして年金収入が200万円だった場合は2割軽減となり増加額は年額1万400円というかたちになります。

次に2ページ目をお願いします。2ページ目につきましてはこれは2人世帯における比較表となります。国保世帯で2人世帯というのが全体の約3割、27%が2人世帯ということになります。先ほどの1人世帯と2人世帯を合計すると約9割が1人か2人世帯というかたちになっております。上の表は給与収入が1人のみと仮定して算出した税額の比較です。給与収入が50万円の場合は所得がゼロで7割軽減が該当しまして増加額は3千600円。次に100万円につきましては所得が45万円となりまして5割軽減が適用になりまして増加額は6千300円となります。一つ下の収入が150万円の場合は所得が95万円で判定しまして2割軽減となり増加額は

1万3千300円となります。

次に下の表ですが下の表につきましてはこの表は2人とも65歳以上であって2人とも同程度の年金収入をもらう方についての比較をしたものです。年金収入50万円から150万円それぞれもらった場合は7割軽減になりまして増加額は年額で3千300円。年金収入それぞれが180万円であれば5割軽減となり増加額は年額1万1千400円というふうになります。そして年金収入がそれぞれ200万円もらっている場合は2割軽減となり1年当たり増加額は1万8千900円となっております。

最後に3ページの説明をさせていただきます。上の表につきましては家族構成について両親それぞれから未就学の子どもが1人の3人世帯を想定して比較しているものでございます。両親は介護2号には該当しないということで40歳までとしております。また収入は給与収入が1人で収入ごとに比較しております。未就学児がいる世帯については小国町の国保の世帯で28世帯おりましてそのうち1人の未就学児がいらっしゃる世帯が13世帯というふうになっております。

最後に下の表ですが、家族構成が両親と未就学の子どもが2人の4人世帯を想定して比較しております。両親は同じく40歳までの方ということで仮定しております。収入は給与収入が1人で収入ごとに比較しております。未就学児がいる国保世帯は28世帯のうち12世帯が未就学児が2人いる世帯というかたちになっております。

以上が、税務住民課からの資料の説明になります。御審議方お願いします。

福祉課長（宮崎智幸君） 福祉課のほうからも本議案提案の内容を説明させていただきます。

福祉課資料（2）を御準備ください。まず国保財政の仕組みからです。国民健康保険特別会計では運営主体である熊本県に対して国民健康保険事業費納付金を納付する必要があります。納付金を納付することにより保険給付費等交付金を受け療養給付費、医療費等の支払いを行います。この事業費納付金は被保険者数、所得水準、医療費水準に応じて県が毎年算定を行っております。この事業費納付金の支払いを賄うための財源としては県からの交付金のほかは国民健康保険税となります。

（1）令和6年度国民健康保険税額ですが国民健康保険特別会計収支見込から算出しますと歳出総額11億273万5千円から保険税を除く歳入総額9億2千3万5千円を差引きまして1億8千270万円が令和6年度に確保すべき保険税額となります。熊本県が示す令和6年度の保険税の総額は1億9千443万8千548円となっております。このように保険税額は熊本県が示す保険税額を基本としながら国保財政状況を勘案して算定を行っております。

その下（2）令和5年度賦課額での試算と令和6年度確保すべき額の比較をしております。令和6年度確保すべき保険税額1億8千270万円に対して令和5年度賦課額での試算では1億7千25万822円となり令和5年度の税率のままで課税したと仮定した場合に1千244万9千

178円が不足します。

次に（3）不足額に対する対応です。まず一つ目が①令和6年度は賦課方式変更に伴う急変緩和措置が終了するため603万9千526円を元に戻す部分として賦課するものです。二つ目は不足額の措置として急激な上昇を抑えるために令和5年度の繰越金から600万円を充当します。三つ目が残りの不足額40万9千652円につきましては新たに賦課いたします。

次に（4）保険料水準の統一と県が示す標準保険料率について説明いたします。一つ目は令和9年度に納付金をベースとした熊本県が算定した標準保険料率で賦課することとなります。二つ目が令和12年度には県内全ての市町村が同じ税率で統一されることとなります。一番下の表が令和6年度時点での熊本県が示す標準保険料率です。このことから今回の税率改定では県内統一の保険料率への移行が予定されていることを考慮しこの標準保険料率に向かって設定していくこととなります。段階的な見直しを行うことで急激な変動や負担をなくす必要があるというふうに考えております。

保険税率改定につきましては先月5月の27日に国保運営協議会を開催していただき町から諮問をさせていただいております。福祉課資料の2ページ3ページに諮問書並びに運営協議会からの答申書の写しを付けさせていただいております。3ページ目の答申書におきましては町が諮問しました保険税率改定について運営協議会のほうから全会一致により執行部案のとおり承認する旨の答申を頂いております。また附帯意見としましては、次回の税率改定では、年税額の増加を抑制するために新たな措置を検討し、運営協議会で協議を行っていくこと。また医療費の増加は税額にも影響するため、今後も健康づくりに取り組み、医療費抑制に努めることとの御意見をいただいております。

以上、運営協議会答申の報告をさせていただきました。

福祉課からの説明は以上です。御審議方よろしくお願ひいたします。

議長（熊谷博行君） これより議案第24号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） 私も運営協議会を傍聴したのですが、そのときに被保険者代表の委員さんが特に言われていたのが「もう電気料金がものすごく上がるではないか」ということを言われました。本当にここ熊本日日新聞なんかも見ても九州電力の電気料金というのが毎月上がるわけで私も記事を読むたびに背筋の凍るような思いをしているわけですけども。そのときに言われていたのが「2000年に介護保険制度が創設されたときに小国町は町の介護保険料を抑制するために一般会計から持ってきてなるべく保険料を安く抑えるための措置を講じたのだ」というふうに言われていました。そのとき県は「そんなことをするな」ということで被保険者代表委員さんの言葉をかりれば「県からは随分しかられたのだけでも」当時の町長宮崎暢俊町長だと思いますけども「小国町は一般会計から持ってくるんだという決意を持って小国町はそうしたんだ」と。

「だから電気代も上がって大変なときに小国町も1千万円足りないからって1千万円繰り入れろとは言わないからせめて500万円ぐらい繰入れて保険料の上昇を抑制するべきではないか」というふうに言われていました。私非常に感銘を受けたのですが執行部答弁というのは非常に先輩に対しても冷たい答弁をされたなあというような印象を持っているわけです。私聞いていましたら大体1人世帯が被保険者世帯の中で6割、2人世帯が3割で1人世帯か2人世帯が非常に9割なんだというふうに言われていました。私それを聞いてもうこれが小国町の少子化のゆえんかと思ったわけですが小国町というと町内で住んで町内の事業所にほとんどが会社員で大津とかそういうふうに通われている人もいると思うのですが、やはり町内の法人、会社の数というのは限られているからやっぱり農業をはじめ自営業の人たちがやっぱり増えてきちんとやっぱりそれで自分の自営業なりわいで子どもを育てていくというのがなかなか困難になっているから少子化は増えると思うのです。やはり移住定住と言いますけれども移住者何人かいらっしゃいますよ。自営業で移住して来て子どもを育てている方。そういう人たちがたくさん入って来てやっぱり国保世帯でもそういう親子世帯を増やしていくことを考えなければやはり少子化を何とかすることはできないと思うのですが。こんなことをして私はもうますますこれ少子化促進の政策だと言わなければならないというふうに思います。例えばなるべく上昇幅を低く見せるために40歳未満の夫婦の事例を挙げましたけども私は計算してみました。例えばだって30代の夫婦の子どもといえば大体小学生ぐらいでしょう。中学生の保護者になれば大体40代ですからね。40代の夫婦そして就学児が2人いる世帯の場合。何とですね今回の改定で6万2千500円も増えるわけです。これここ3年間で見てみると8万5千800円も増えることになります。こんなことをしてますます少子化が加速すると思わないのですか。

福祉課長（宮崎智幸君） 運営協議会のときの話等を議員されました。まず最近ですね物価高が続いている。それから電気料金辺りも値上げということでそういった部分は重々承知しております。非常に町民の方々が厳しい生活を強いられているというふうなことはもう十分承知しております。そういった中ではありますが国民健康保険税はもともと国民健康保険に要する費用に充てることを目的とする地方税の目的税となっているというようなところで、基本的にはまず受益者の方で法的なルールの中で負担をしていただくというのが基本であるということには間違いのない事実であるというふうに思っております。そういう中で法定外繰入れについての御意見もいただきましたが法定外繰入れにつきましても税の公平性、税の二重負担そういった部分の観点から基本的には繰入れは行うべきではないという考えには変わりはないところです。

それからそれぞれの受益者でという部分で申しますと介護保険の話も出ましたが介護保険につきましては3月の議会におきまして同じように受益者の負担ということで保険料を下げる改定をさせていただいております。当然そこに必要な部分を受益者の方が負担するという部分については変わらないかたちで行っていくべきというふうな考えでおります。

あと将来的にといいますか先ほど申し上げましたように令和9年度には県が示す保険料率の統一ということがもう決まっております。それから令和12年度には熊本県内全ての市町村で同じ税率で統一ということも決まっておりますのでこの辺に向けての急激な負担をなくす意味でも今回改定は必要であろうかというふうに思います。

それから今年が緩和措置終了の年ということで約600万円の部分については元の水準に戻す部分としてその部分もしっかり御理解いただきたいというふうに思っております。

私からの説明は以上です。

4番（児玉智博君） 税の公平性と言われましたけど私よく言うなとか言う失礼けども不公平と言えば例えば部落解放同盟の補助金です。結局もう何か同和対策事業ではないけどもその人権政策ですよね。やっぱり差別解消のために議員立法で部落差別解消促進法だったかながあるからといって同和団体支部への補助金を言うんだけど、だけどその法律にはどこもそんな部落解放同盟とかに小国にはないけど全日本同和会なんかに補助金出せなんて書いてないわけです。けども町は別に法律で定められてもいない補助金を出し続けているわけです。3月議会では福祉課長は当時町民課長だったけども同和部落差別に特化して取り組んでもらいたいということも言われていました。そんな同和問題にしか取り組まないようなところに今年150万円補助金を出す。これこそ不公平ではないですか。加えて例えば福祉課だけの予算にとどまらないと思います。例えば地域活動交付金。これが作られた経緯というのは組での税金を集める納税奨励金が前出ていたのだけれどもそれはやめましょうということで直接納付になったからその代わりとして地域活動交付金というのが作られました。今年度も600万円以上支出されています。しかし組に加入していない未加入の世帯にしてみれば同じ条件で税金を払っているのだけれどももらえないではないですか。不公平ではないですか。加えて行政サービスで言っても広報紙などの役場の配布物。組に加入されていない人はもらえませんよね。これ不公平ではないですか。結局、けれどもそれをやめてしましましょうよとはならないですよ。それは必要だからやっているわけではないですか。必要なことであればやるべきだと思うのです。それでもういずれは県統一になるから急に上がったら負担感がとか言いましたけども何か本当カエルを茹でるのに熱湯に入れたら飛び出すからもう徐々に下から火でお湯にしてゆで殺そうみたいなこと言うなと思いましたが。それはそんなことよりもだって生涯に払う税金はもうぎりぎりまで抑えたほうが少なくて済むではないですか。それは納税者に見ればできる限りやっぱり統一になるまでは低く抑えたほうがいいに決まっているではないですか。やはりですね必要なことであれば、国保運営協議会でも議事録には載っているのかもしれないけどもやはりそういう役場OBでもある被保険者代表委員からやっぱりそういう声が出ているわけですからやはり検討ぐらいはするべきだったのではないですか。

町長（渡邊誠次君） 私からもちょっと答弁をさせていただきたいと思っておりますけども。基本的には国民皆保険という制度の中で保険制度の仕組みの中で国民健康保険の受益者の方たちに負担して

いただくというような制度でございますので、その部分では全体の財源、全部ひっくるめた財源の中で公平性を訴えるというのは非常に理論的に難しいのかなというふうに思っております。また児玉議員がいろんな表現の中で御自由に表現されるのはいいと思いますけれども町としても必要な部分にしっかりと財源を付けていきたいと言っているのはもうずっと変わりません。また福祉課長言われるように国民健康保険の部分に関しても一般財源ではないですけれども激変緩和措置として2年度にわたって1千200万円、600万円とその激変緩和するために補填をしてきたわけですからその部分では一遍に数年前に比べると上がったような状況でありますけど、その前の状況から考えると4方式から3方式に変わる前の状態からすると私は徐々に上がっているように、医療費が上がるというのもありますけれどもその部分では御負担を町民の皆さんに強いるのは非常に申し訳ないところでもありますけれどもその制度の中で御負担はしていただかなければならないものというふうに思っております。

以上です。

4番（児玉智博君） 国民健康保険なんて保険税だけでやれるようなものではないですよ医療保険制度というのは。だってこれ国なんですね。これ国県交付金というのが入っているわけです。では国県が市町村の国保に交付するお金の財源は何ですか。それはあまねく加入している健康保険に関係なく払っている所得税であり消費税でありその他もろもろの税ですよ。もう既にこれ制度を維持するためには被保険者だけで負担させて成り立つようなものではないわけですから。小国町も国から普通交付税がきているではないですか。それを市町村の判断でやったところで実際やっているところあるわけですからそれで何かするなというふうに厚生労働省などから言われているのですか。

町長（渡邊誠次君） 補足は福祉課長からしていただきたいというふうに思いますが財源の考え方は、国それから町それぞれの立場できちっと考えてやっているわけでございますからその部分は御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

福祉課長（宮崎智幸君） 法定外繰入れについては国県のほうからやらないでくださいというようなことで厳しく毎年言われております。実際に法定外繰入れを行いますとペナルティーというのがあります。努力者支援交付金のほうが約300万円ほど減額されるということで繰入れをする金額プラスさらにその分の歳入が落ち込むということになりますのでそういったペナルティーもでございます。今回上がる部分のうちの600万円については繰越金のほうを充てるということでお話ししましたが正直申しまして繰越金のほうももうほぼ底をついているような状況です。それでも何とか上がる部分を抑えるためにそういったぎりぎりのところで今回提案させていただいておりますので、是非その部分については御理解いただきたいというふうに思います。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

4番(児玉智博君) 私は、議案第24号、小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてに反対の立場から討論を行います。

4月の消費者物価上昇率は前年比2.5%と値上げは収まっていません。みずほリサーチ&テクノロジーは2022年度から24年度の3年間の物価高騰により21年度と比べた24年度の年間家計負担が1世帯これ2人以上の世帯の場合当たり28万円増えるという試算を公表しています。大手電力10社が先月30日に発表した6月使用分、7月請求の家庭向け電気料金は5月に引き続き前月に比べ全社で値上がりとなります。九州電力の標準家庭1か月当たりの料金は7千551円と5月使用分から450円値上がりし比較可能な範囲で過去最高となるということです。このような中、国民健康保険税も過去最高になることに断固反対であります。国保運営協議会でも被保険者代表委員から「物価も上がり続けている今、何とか少しでも抑えられないのか」との懸念も述べられました。今回の増税はそうした被保険者の生活に追い打ちをかけるものであり到底認めることはできません。今回の改定では例えば世帯所得300万円の40代夫婦と就学児2人の家族に当てはめると6万2千500円の増税となることとなります。昨年増税分も合わせると年間8万5千800円です。国民健康保険の被保険者は自営業や非正規雇用あるいは無職の方々などです。生活やなりわいに必要な物価が上がり続けているのにこんな増税を押しつけて一体どうやって暮らしていけというのでしょうか。これは地域経済にとっても大きなマイナスであると言わざるを得ません。福祉課長は一般会計からの繰入れによるペナルティーの説明をされました。しかしそれは確かにペナルティーはあるでしょうが一般会計繰入れをしたからといって国は町のその事務を取り消す権限はありません。保険税の軽減を確かに町長や役場職員あるいは会社員が加入する被用者保険加入者との不公平を理由にもされておりますけども、では今年度予算で600万円以上計上されている地域活動支援金あるいは部落解放同盟小国支部への補助金など全く小国町が不公平のない行政をやっていると言えるのでしょうか。部落解放同盟はちょっと別ですけども地域活動支援金などこれは必要なものであるからやっているはずなのです。ですからその必要性というのはこの国民健康保険税率軽減のための一般会計繰入れも同じことではないかと思えます。しかしそれをやらないというのであれば私はこれは二枚舌と言わずして何なのかと言わなければなりません。

以上、保険税軽減を求めまして反対の討論といたします。

議長(熊谷博行君) ほかに討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第24号、小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（熊谷博行君） 挙手多数でございます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） ここで暫時休憩を行います。午後からの会議は1時、13時から行います。

（午後0時06分）

議長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き会議を行います。

（午後1時00分）

議長（熊谷博行君） 日程第12、「議案第25号 小国町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、お疲れのところと思いますけども午後からもよろしく願いいたします。

議案集14ページをお願いいたします。

議案第25号 小国町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について 地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年6月7日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、熊本県重度心身障害者医療費助成事業費補助金交付要領の改正に伴い、小国町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部について、所要の改正を行う必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

福祉課長（宮崎智幸君） 小国町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。条例集の35ページ、右肩に25と表示してあるものが改正条本文となります。また福祉課資料（3）で新旧対照表を示してございます。改正内容に関しましてはこちらの資料で御説明申し上げます。今回の改正は熊本県の重度心身障害者医療費助成事業の補助金交付要領の改正に伴い、小国町重度心身障害者医療費助成に関する条例を改正するもので

す。重度心身障害者医療費助成は条例で定める重度の障害者が病院を受診した場合に支払う一部負担金、個人負担について助成を行うものです。今回の改正内容は助成対象経費から控除する自己負担額について改正するものです。具体的には助成対象経費から控除する自己負担額を通院の場合は1医療機関等につき1千200円を1千円に、入院の場合は1医療機関等につき2千400円を2千円にすることで助成する金額が増える改正となります。

本条例の一部改正は公布の日から施行し令和6年4月1日から適用となります。

説明は以上となります。御審議方よろしくお願ひいたします。

議長（熊谷博行君） これより議案第25号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第25号、小国町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） 日程第13、「議案第26号 令和6年度小国町一般会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集14ページ下段をお願いいたします。

議案第26号 令和6年度小国町一般会計補正予算（第1号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和6年度小国町一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

令和6年6月7日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊補正予算書（第1号）をお願いいたします。1ページです。

令和6年度小国町一般会計補正予算（第1号）

令和6年度小国町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億16万1千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億6千16万1千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月7日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

総務課長（佐藤則和君） それでは、令和6年度小国町一般会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。それでは補正予算書をお願いいたします。今回補正をお願いいたしますのは総額歳入歳出それぞれ1億16万1千円を追加するものでございます。

まず歳出全体の人件費の部分から説明いたします。総務費から教育費までに出てくる人件費につきましては総額で273万5千円の増額補正となっております。この主な理由としましては、退職手当負担金の増加と新規採用職員の給与、手当等の確定によるものとなっております。以下、項目前に増減が出てまいります人件費につきましては人事異動に伴い職員の配置が変わったことが主な要因となっております。

それでは歳出の補正につきまして説明させていただきます。

予算書6ページをお願いいたします。まず総務費、目1一般管理費、節25寄附金の台湾東部沖地震災害見舞金10万円は本年4月に発生しました台湾東部沖地震で被災された台湾に対して熊本県町村会が取りまとめて見舞金を贈呈するものでございます。

次7ページをお願いいたします。目4企画費、節18、小国町空き家改修事業補助金50万円は新制度に伴う増額補正となっております。次に目20定額減税補足給付金5千507万5千円は、物価高騰対応定額減税に係る給付金5千300万円と事務に係る消耗品、印刷製本費、通信運搬費、振込手数料となっております。

次に項2徴税费、目2賦課徴収費85万円は定額減税給付のためのシステム改修費となっております。

次に項3戸籍住民登録費、目1戸籍住民登録費の節12委託料の180万円は戸籍に記載する予定の仮名のふりがなを通知するための機能整備業務委託料となっております。

次に民生費でございます。9ページをお願いいたします。目11低所得支援給付金、節18負担金補助及び交付金の低所得者支援給付金2千500万円は住民税均等割非課税世帯、住民税所得割非課税世帯への支援給付金となっております。

次に商工費でございます。11ページをお願いいたします。目3観光費、節10需用費の修繕費200万円は木魂館の博士の湯の電気設備の修繕費となっております。次に節18負担金補助及び交付金の地域観光新発見事業負担金222万円は台湾をターゲットとした長期滞在型パッケージを創出し誘客を進めるための負担金となっております。

次に教育費です。12ページをお願いいたします。項4中学校費、目2の教育振興費、節18負担金補助及び交付金の中学校制服購入補助金300万円は、制服補助を現在1万円のを4万円に補助金を増額するものでございます。

次に公債費でございます。13ページをお願いいたします。目2利子、節22償還金利子及び割引料の215万円は、令和3年の事故繰越事業完了後令和6年3月に1回借入れを行った借入金の利率が確定したものを予算化するものでございます。歳出について説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入に入らせていただきます。

5ページをお願いいたします。款の14国庫支出金、節1総務費国庫補助金の戸籍情報システム改修補助金180万円は、戸籍情報システム改修の補助金となっております。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、定額減税給付金と低所得支援給付金への補助金となっております。

款の18繰入金でございます。目1ネットワーク事業基金繰入金は、教育費の中学校制服補助に充当させていただきます。これは全協でも説明申し上げましたけれども学びやの里からの寄附金がもとになってございます。目6財政調整基金繰入金は、歳出の一般財源に充当いたします。目7悠木の里づくり事業基金繰入金200万円は、観光費の修繕費に充当します。

これで一般会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。御審議方よろしく御願いたします。

議長（熊谷博行君） これより議案第26号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） まずその制服代の補助金についてです。この1万円を4万円に増額するということですが、まずこれは今年度入学者に対して4万円に増額するということでしょうか。なぜもう新学期が始まってもう丸2か月ですけどもまだ交付していなかったのでしょうか。またこれもし今年度入学者を対象とするのであればもうちょっと早めに4万円出すなら4万円出すというふうに決めておくべきなのではないかと思うのですが、何でこういう中途半端な時期に予算が補正予算として出てくるのですか。

教育委員会事務局長（久野由美君） お答えします。

まず今年度入学生にだけ増額するものかにつきましては、昨年度新制服購入をしました8年生と9年生に対しても該当としています。なぜ今の時期になったかにつきましては目的寄附なんですけれどもこれを頂いたのが3月末でしたのでその後の今回の補正となりました。

4番（児玉智博君） 寄附をされた方が要するに「制服代として使ってください」と。制服代というふうに言われたのでしょうか。そうであれば8年生、9年生にもと。制服を購入した人ということでした。では購入していない学ラン、セーラー服を着ている人も今から購入したら同じように4万円それ全員がすればもう全員にきちんと給付すると。4万円出すということですか。そして今回その寄附金があったから4万円出しますというふうに言われますけど、次年度以降はどうなるのでしょうか。そこまでお答えください。

それから地域観光新発見の台湾の長期滞在型のということで222万円出ていますけども、この内容について詳細に御説明を願います。

教育委員会事務局長（久野由美君） お答えします。

これから買う人につきましても同じように1万円と3万円の補助をしたいと思っています。1万円につきましてもこれから転入生とかそういう人に対しても予算を幾らか組ませていただいております。そしてこの3万円につきましてもそこを見込んで3万円という金額にしております。次年度以降につきましても今回はこの臨時的に頂いたということでその分で補助をさせていただきますので来年度も寄附があることを希望いたしますという大変ですけども今回の分は臨時なものです。

産業課長（穴井 徹君） それでは、地域観光新発見事業について御説明させていただきます。この事業は事業主体は北阿蘇観光会議、南小国町、産山村、小国町の3町村で活動しております観光会議が今現在観光庁の補助事業を申請しております。補助事業が採択された場合、補助金の交付が年度末で概算払制度ありません。そういったことで活動費が不足するというで町のほうが負担金として先にお金を支払いまして補助金の交付が確定した段階で町のほうに戻入というかたちで戻していただくかたちになっております。まだ今採択中で、もし採択されなかった場合は事業自体をどうするかということはまた再考させていただきます。今の予定では採択なかった場合は事業はしないという方向性であります。またそこも含めて検討させていただきます。内容については先ほど総務課長からの概要説明もありましたが、台湾から来られるインバウンドの方が増えてきておりますのでそういった方々向けに小国町、南小国町、産山村を周遊するような観光パッケージを考えましてこれからの需要を見越した上でそういうパッケージを開発していくという内容になっております。

以上です。

4番（児玉智博君） 来年も寄附があることを願いますというような。あるといいですね。

もしその台湾の北阿蘇観光の部分ですけれども採択がなければもう事業自体をやらないかもしれないと言うということは、あまりこの事業に対する自信というかそれがないということなんでしょうか。実際、北阿蘇と言ってもやっぱりもう今の知名度というのがやっぱり南小国の黒川と小国のそういう観光地というところでの差が非常にあって、もちろんその北阿蘇としてやっぱ

り広い範囲でやったほうが長期滞在に結びつくのかもしれないですけども、もうちょっと戦略を持って提案していくべきだと思うのです。だからその部分を確認したいので、ではどういうパッケージとかを小国町の部分では提案されているのかを最後にもうちょっと詳しく御説明を願えればと思います。

それからもう1点。小国町空き家改修事業補助金50万円ということで計上がなされておりますけども、小国町空き家等対策協議会というのはもう出来上がったのでしょうか。要するに解体の部分。それができてきているのか状況を御説明ください。

町長（渡邊誠次君） 台湾の事業の話でございますので私のほうからも少しお話をさせていただきます。内容が足りなければまた補足をさせていただきたいと思うのですが、どちらにせよ産業課の中では台湾の誘客の事業については進めているところでございます。この事業におきましては小国、南小国、産山の3町村で100万円を用意して事業費は600万円。つまりは100万円のもとで500万円の補助を頂けるということでございますので、もちろん産業課の中では今ずっと観光の部門では小国町の先ほど言った事業の内容、こちらに来られてからの鍋ヶ滝、北里博士、地熱発電所、木質乾燥施設それからもちろん温泉地であったりとか森林組合等御協力をさせていただいて伐採をする現場を見ていただくようなそのような。台湾のほうでは木を切ることがなかなか難しいというところもありますので、そういったかたちの計画といいますか観光材料をもとに今事業を進めさせていただいております。その中で小国町で過ごされる方たちは大体2泊3日ぐらいだろうと。それで南阿蘇、産山もちろん阿蘇山を含めたところで途中で寄っていただいといた計画もありますし、もちろん空港からの往復の交通の便それ辺りも考えていかないといけないものですからこの事業を是非採択させていただいてそれを構築していきたいといったところが狙いでございます。実際小国町だけの中身の事業内容であれば行っていきますけれども、3町村にまたがってというかたちであればこの補助事業を選択していきたいなといったところでございます。私のほうからはその観光の部分でお答えをさせていただきました。

以上です。

情報政策課長（田邊国昭君） まず4月に情報政策課長を拝命しました田邊です。どうぞよろしく申し上げます。

補正予算にあります空き家改修補助金についてまず説明させていただきます。今回補正を行いました補助金移住定住政策の一環として行われております空き家バンクに登録された物件へ町外から移住された方が入居した場合、改修費用の一部を補助するものとして補助制度を作っております。補助率2分の1で上限は賃貸の場合の改修費用の30万円、売買を行ったときの50万円という補助金額の上限があります。条件としては原則町内の施工業者に改修を依頼することなどの条件がありまして本年当初予算50万円計上しておりましたが、年度当初に申請がありまして50万円の交付を行ってその次の方の申請が予定されておりますので今回50万円の補正を計上

させていただいております。そして先ほど質問のありました空き家対策に関しては別に現在検討が進められております。現在今庁舎内での協議を進めているところです。協議会の設立はまだ行われておりません。

以上です。

建設課長（小野昌伸君） 補足させていただきます。3月議会でしたかね児玉議員のほうから解体についていろんな危険なところがあるというところでそこに関しては今社交金のほうを県国ほかの自治体で作った要綱等を見直しながら条例にはなりませんので要綱でいけるのでしっかり早めに要綱を作って実施していこうということで町長からも御指示がありましたので今一生懸命要綱を作成中です。

以上です。

4番（児玉智博君） 3月議会ではございません。12月議会に言っておりますのでもう半年経っております。なかなか私も何年か前のこともついこの間のように感じることもありますのでそういうふうに勘違いされているかもしれませんが早くやってください。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

7番（松本明雄君） はい、7番です。

今、北阿蘇の話が台湾の方の話がありましたけれども、これは提案です。7月の4日からまた台湾の文化大学のほうから来ます。それで今年は生徒の方が2か月間うちのほうにいますので何か「こういうことがいい」とか「ああいうことがいい」とかそちらの町のほうから提案があればその大学生に聞きながらいろんなところで煮詰めていきたいと思っておりますので、産業課長がよければうちのほうに2か月間泊まっておりますので夜でも出て来ていただければ助かると思っております。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 御提案ありがとうございます。実は町のほうでもこちらに来られた方に小国町の状況を知っていただいてインフルエンサーになっていただくというふうにも思っておりますし、町のほうからお願いして向こうの台湾のほうで今から小国町のポスターを台湾語の表記をさせていただいて友好都市の覚書の締結をしているというのを書いたようなポスターそういったようなポスター。まだ今出来上がっておりませんがそれを向こうに飾っていただく。また台湾のそういったのが士林区のポスター等々あればこちらのほうで飾る。等々含めたところでやっぱり人と人が関わっていくことでその仲介をするといえますか、もちろん日本語もお勉強しにこちらのほうに来られる方だというふうにも思っておりますので、是非とも町のほうでも私も含めてお話をさせていただいて、より友好的なこの両方の結びつきにプラスになればなという方向で考えておりますので是非よろしくお願ひしたいと思います。お世話になります。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

9番（久野達也君） はい、9番、久野です。

1点補正予算で計上されていませんので質問になるかちょっと疑問のところもあるのですが、関連ということで質問させていただきます。7ページの定額減税補足給付金で要は給付金が計上されています。今回の定額減税で所得税、住民税、町県民税これらが減額になるわけなんですけども歳入として町税の影響額をどのようにお考えなのか。それから今回計上されていない部分については精査した上で後から減額分が計上されるのか。あるいは減額分を計上しなくても当初予算の予算総額として歳入額が確保されているのか。どのような状況なのか御説明いただけたらと思います。

税務住民課長（中島高宏君） はい、お答えします。

まず定額減税分の町民税の影響ということで町民税につきましてはまず今年の総額で試算したところ2億2千860万円程度が町民税で見込んでおります。そのうち定額減税に関わる所得割の分につきましては2億1千950万円程度ということで見込んでいます。定額減税が1万円住民税については行われますのでそれについての定額減税額は2千220万円ほどを見込んでおります。差引所得割が1億9千720万円になりまして定額減税後の町民税は2億640万円程度の調定額となるということで見込んでおります。先ほどの定額減税額2千220万円ほど減税いたしますのでその分については特例交付金で国のほうから歳入があります。町民税の予算につきましては当初予算のほうである程度見込ませていただきまして当初予算のほうで1千500万円ほど定額減税の分を見込んで減額させていただきましたのでその分町民税については予算以上の歳入が見込まれる予定になっております。

以上でございます。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ありませんか。

5番（穴見まち子君） 6ページ、企画費の報酬184万円地域おこし協力隊とありますけれどもこの場所とどこに使われるかをお願いします。

情報政策課長（田邊国昭君） 企画費の中で計上しております地域おこし協力隊について説明いたします。本年度途中からではありますが新しく地域おこし協力隊の雇用を予定しております。活動内容としまして新しくミッションというかたちでなんですが、学習と交流を中心とした事業の展開、関係人口の創出のための交流事業の活動というプロジェクトでもって活動を行っていただきたいと思っております。籍を役場内情報政策課と財団法人学びやの里に置くというかたちで任務を行っていただきたいと予定しております。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第26号、令和6年度小国町一般会計補正予算(第1号)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(熊谷博行君) 全員挙手でございます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議長(熊谷博行君) 日程第14、「同意第1号 小国町固定資産評価員の選任について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長(渡邊誠次君) それでは、議案集15ページをお願いいたします。

同意第1号 小国町固定資産評価員の選任について

小国町固定資産評価員として下記の者を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

令和6年6月7日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして

氏 名 中 島 高 宏

生年月日 昭和44年7月13日

住 所 熊本県阿蘇郡小国町大字北里2561番地

提案理由といたしまして、歴代税務主管課長が固定資産評価員に選任されておりました令和6年4月1日に中島高宏氏が税務住民課長に就任したためでございます。

少しだけ補足をさせていただきたいと思いますが、固定資産評価員は地方税法第404条に規定されており第1項では、市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、且つ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に固定資産評価員を設置する。第2項では、固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が当該市町村の議会の同意を得て選任するとうたわれております。小国町税条例でも第76条で固定資産評価員の数は1人とすると規定されています。提案理由にありましたように固定資産評価員には税務主管課長に歴代就任いただいております本年4月の人事異動で中島高宏氏が税務住民課長に就任されたことにより今回選任をさせていただくものでございます。中島高宏氏は税務課に勤務経験がございます。固定資産税の担当もされておりましたので適任というふうに思われます。どうぞ

よろしくお願ひいたします。

議長（熊谷博行君） ここで同意第1号、小国町固定資産評価員の選任につきまして、議会運営上、中島税務住民課長に退席を願ひます。

（中島税務住民課長 退席）

議長（熊谷博行君） これより同意第1号について質疑に入ります。  
質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。  
討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。  
これより採決に入ります。

採決の方法は、小国町議会会議規則第82条第1項及び第83条の規定により無記名投票をもって行いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。  
議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（熊谷博行君） ただいま出席議員は9名であります。

お諮りいたします。小国町議会会議規則第32条第2項の規定より、立会人に5番、穴見まち子君及び7番、松本明雄君を指名いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。よって、立会人に5番、穴見まち子君及び7番、松本明雄君を指名いたします。これより投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

議長（熊谷博行君） 念のために申し上げます。本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載願ひます。なお、白票がありましたときには、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（配付漏れなし）

議長（熊谷博行君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

（投票箱確認）

議長（熊谷博行君） 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。それでは1番議員より、順次投票をお願いします。

(投票)

議長(熊谷博行君) 投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

議長(熊谷博行君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

5番、穴見まち子君及び7番、松本明雄君に立会いをお願いします。

(開票)

議長(熊谷博行君) 投票の結果を報告します。

投票総数 9票

有効投票 9票

無効投票 0票

有効投票中

賛成 9票

反対 0票

議長(熊谷博行君) 以上のとおり、全員賛成でございます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

(中島税務住民課長 着席)

議長(熊谷博行君) 日程第15、「諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長(渡邊誠次君) それでは、議案集16ページをお願いいたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年6月7日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして

氏 名 松 岡 幸 子

生年月日 昭和34年1月1日

住 所 熊本県阿蘇郡小国町大字上田3933番地

提案理由といたしまして、令和6年9月30日に現在人権擁護委員の福田憲司氏が任期満了となるためでございます。

少し補足をさせていただきます。松岡幸子さんはもう皆様方も御存じかもしれませんが平成8年4月1日に小国町役場に保育士として採用になり平成31年3月に定年退職をされました。定年後も宮原保育園に再任用の保育士として令和6年3月末日まで5年間お勤めになられました。在職時は小国町隣保館に4年間勤務された経験もあり人権啓発、人権擁護業務にも携わり人権意識の高い方でございます。保育園では温厚な性格を生かして明るく勤務され園児、保護者からも慕われておられました。人望も厚く人格がすぐれている方で人権擁護委員としての的確な方でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（熊谷博行君） これより諮問第1号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決の方法は、小国町議会会議規則第82条第1項及び第83条の規定により無記名投票をもって行いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（熊谷博行君） ただいま出席議員は9名であります。

お諮りいたします。小国町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、江藤理一郎君及び6番、松崎俊一君を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。よって、立会人に1番、江藤理一郎君及び6番、松崎俊一君を指名いたします。これより投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

議長（熊谷博行君） 念のために申し上げます。本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載願います。なお、白票がありましたときには、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（配付漏れなし）

議長（熊谷博行君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

（投票箱確認）

議長（熊谷博行君） 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。それでは1番議員より、順次投票をお願いいたします。

（投票）

議長（熊谷博行君） 投票漏れはありませんか。

（投票漏れなし）

議長（熊谷博行君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

1番、江藤理一郎君及び6番、松崎俊一君に立会いをお願いします。

（開票）

議長（熊谷博行君） 投票の結果を報告します。

投票総数 9 票

有効投票 9 票

無効投票 0 票

有効投票中

賛成 9 票

反対 0 票

議長（熊谷博行君） 以上のとおり、全員賛成でございます。

よって、議会は諮問のとおり、適任とすることに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

議長（熊谷博行君） 日程第16、「報告第2号 専決処分事項の報告について（公共工事請負契約金額の変更について（町道志屋線⑦災害復旧工事）」）を協議いたします。

執行部より報告をお願いします。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集17ページをお願いいたします。

報告第2号 専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分事項の指定により別紙のとおり専決処分

をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年6月7日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

引き続き、議案集18ページをお願いいたします。

報告第2号 別紙

変 更 内 容 公共工事請負契約金額の変更

専 決 年 月 日 令和6年3月21日

変更に係る議案 令和3年 議案第45号

公共工事請負契約の締結について

災補第191号

町道志屋線⑦災害復旧工事

変更前契約金額 7千788万円

変更後契約金額 8千347万4千475円

詳細につきましては、担当課長より御説明いたします。よろしくをお願いいたします。

建設課長（小野昌伸君） 建設課資料（1）を御覧ください。よろしいでしょうか。説明いたします。これは令和2年7月豪雨によって被災した場所であります。令和3年9月に5千万円以上ということで議会の議決を受けて工事を始めました。3月21日先ほど町長が読み上げられたとおり変更契約を結んでおります。増額559万4千475円ということで当初請負の7.2%増ということで今回報告させていただいております。主な理由といたしましては、仮設道路の増額というかたちでここが皆さん御存じのとおり県道天瀬阿蘇線。下笠ダムの手前から左に上っていくところでありまして町道と溪流が同時に並行して走っているところで非常にこの溪流が7月豪雨で土石流が発生いたしまして道路を一部寸断したという場所になっております。ブロックが数箇所ありますがそのこの工事にアプローチするまでの仮設道路が伸びております。それからあそこがアスファルト舗装、コンクリート舗装で路面舗装をやっていますけれどもそこが非常に今度土石流によって凸凹なりまして舗装のやり替えをやらなくてはいけないというところでその分の舗装が大体30平米ほど増えております。あとが産廃処理というかたちで何度も舗装もやり替えていますので舗装の厚みが非常に厚かったという面もありまして産廃の増ということで。先ほどの仮設道路が大体300万円、アスファルト舗装とコンクリート舗装が150万円増額になっております。最後に支障となる立木。工事にいろいろアプローチするための立木の伐採それから土石流で流れ込んで道路に引っかかっていた流木の撤去。これの産廃が増えていましてこれが110万円ほど合計560万円程度の増額となっております。

2ページからは全部は載せていませんがそれぞれの竣工形体の写真を載せております。

最後は見にくいですが平面図を載せていますので御覧になっていただきたいと思っております。  
簡単ではありますが以上です。

議長（熊谷博行君） これより報告第2号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） これはもう全部竣工してダムまで下っていけるのですよね相木原から。それが開通したのはいつ開通したのかというのを御教示いただきたいのと。これはそれぞれの竣工検査のときの写真ですか。3工区から3、4、5、7、8、9と写真が出ているのですが、3工区はこれ雪が写っていますのでもうこれ冬だと思います。8工区なんかは結構新緑の写真なんか5月ぐらいなのかなというような気がします。それぞれの撮影時期というのがいつになるのか教えてください。

建設課長（小野昌伸君） 撮影時期は非常に1月から3月にかけてそれぞれ一つ一つ9工区ありますものから一つ一つ終わった形体で竣工写真を撮っております。それから変更契約21日で精算をしましたので竣工検査を3月の25から30日の間でやっていますのでもう4月1日からは供用開始しております。

以上です。

4番（児玉智博君） それでこの変更契約が3月21日というふうに言われたのですが、3月議会が終わった後に契約結んでいるので専決処分するしかなかったのだろうとは思っていますが、もうちょっと頑張れば3月議会でこれ議案として出せたのではないですか。

建設課長（小野昌伸君） 今おっしゃる意味は十分日付から考えれば分かりますが、現場というのは竣工して業者が変更がこれだけ出ておけば数量を管理して上がってきます。その数量を見てうちの役場が変更設計書を打ってこの増額の変更金額を決めます。そこには十分な本当に業者から出てきた管理が正しいのか。そういうのを精査しながらうちの監督と変更の内容を精査しながら最終的な金額を決めますものからそれに非常に時間も要しますし、3月の議会の議案の提出がもう3月の10日前後でしたかね20日までですから。それ前か。そこまでには間に合わなかったということで御了解をいただきたいと思えます。

4番（児玉智博君） 今建設課長の顔と議長の顔をいろいろ見ながら答弁を聞いていたのですが。現場というのは。それは現場というのはそうなんだろうが、でも公共工事というのは一応期限が原則でしょう。期限というのはあらかじめ発注するときから決まっているわけですから。これはもう令和2年その後の災害ですか。令和2年災害ですからね。要は繰越し繰越しできているわけですがやはり基本的には災害復旧工事とは何のために。それは町民のためにあるわけですからね。これ実際言われたこともあります。「あそこはいつ通れるようになるのだ」と。困っていた人たちはいるのですからやっぱりなるべくならそういう繰越しせずに当初の予定どおりするべきだったところが遅れて遅れてまた最終的にこれ増額がもう専決処分というかたちで議会

の議決がなく行われたというわけですから、やはりそれはもう現場というのはというのは確かにそれは現場サイドから例えばそういう見方もできるのでしょうかやはりこのやっぱり民主的ではなければならない。民主的の最後のとりでというかそれが議会なわけですからやっぱりそういう意味を考えればやっぱり議会の立場としてはやはりできる限り議決を先にして後から承認というかたちではなくてやはりちゃんと議案として議決すべきであるということは申し上げておきたいと思います。

建設課長（小野昌伸君） はい。おっしゃる意味は十分わかっております。議決ということになれば公共工事のこの条例からいきますと10%以上。5千万円であれば500万円以上の変更があった場合が議決。そのほか10%未満であれば公共工事の土木の場合は報告となっていますのでそこは御了承いただきたいと思っています。それから建築、舗装に関しては5%というかたちになっていますので。おっしゃられるとおりに本当に苦情も来しました。この路線に関してはですね。「もう早くどうかしないか」、「どうかしないか」ということで。確かに被災は大きかったのですが結果的には2年ちょっとかかったということ。今後本当に業者もなかなか少のうございましてしっかり頑張っているのですがなかなか思うように進まなかった部分もありますので、今後はもう早期復旧に全力を尽くしたいと思っています。ありがとうございました。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（熊谷博行君） 日程第17、「報告第3号 令和5年度小国町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

執行部より報告をお願いします。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集19ページをお願いします。

報告第3号 令和5年度小国町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和5年度小国町一般会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、これを報告する。

令和6年6月7日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

総務課長（佐藤則和君） それでは、繰越明許費の繰越計算書ということで説明をさせていただきます。総務課資料（2）をお願いいたします。3月に開催されました第1回定例会で補正予算として上程させていただき可決いただきました繰越明許費の中の15事業で繰越額が計算できましたのでここに御報告するものです。翌年度への繰越額の合計といたしまして6億8千968万1

千円を繰り越すものでございます。この財源内訳としましては、既収入特定財源0円、国県支出金3億2千420万1千円、地方債1億9千570万円、一般財源1億6千978万円となっております。

以上で報告を終わります。よろしくお願ひします。

議長（熊谷博行君） これより報告第3号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（熊谷博行君） ここで暫時休憩を行います。次の会議は2時10分から行います。

（午後2時01分）

議長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き会議を行います。

（午後2時10分）

議長（熊谷博行君） 日程第18、「報告第4号 令和5年度小国町一般会計予算事故繰越しの繰越計算書の報告について」を議題といたします。

執行部より報告をお願いします。

町長（渡邊誠次君） 議案集19ページ下段をお願いいたします。

報告第4号 令和5年度小国町一般会計予算事故繰越しの繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和5年度小国町一般会計予算の事故繰越しに係る歳出予算の繰越しについて、別紙繰越計算書を調製し報告する。

令和6年6月7日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

総務課長（佐藤則和君） それでは、説明させていただきます。総務課資料（3）を御覧いただきたいと思います。これも3月議会で議決いただきました事故繰越しの1事業について繰越額が計算できましたので報告するものでございます。翌年度への繰越額の合計としまして8千189万4千円を繰り越すものでございます。この財源内訳としましては、既収入特定財源0円、国県支出金591万7千円、地方債5千480万円、一般財源2千117万7千円となっております。

以上で、報告を終わります。

議長（熊谷博行君） これより報告第4号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

1番（江藤理一郎君） 1番、江藤です。

多分単位が円になっています。8万1千894円ですよね、これ。違います。千円にしないと

いけないですよ。

総務課長（佐藤則和君） すみません。資料の今御指摘のとおり千円とするものが円となっております。修正願います。単位としては千円でございます。大変申し訳ございませんでした。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（熊谷博行君） 日程第19、「報告第5号 令和5年度小国町農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

執行部より報告をお願いします。

町長（渡邊誠次君） 議案集20ページをお願いいたします。

報告第5号 令和5年度小国町農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和5年度小国町農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、これを報告する。

令和6年6月7日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明をいたします。よろしくをお願いいたします。

建設課長（小野昌伸君） 建設課資料（2）を御覧ください。よろしいでしょうか。

3月議会で繰越し承認いただいている部分です。農業集落排水の機能強化事業。更新事業でございます。金額事業費1億1千万円。そのうちの工事費6千729万6千円を次年度に繰越した分でございます。

簡単ではございますが御説明は以上でございます。

議長（熊谷博行君） これより報告第5号について質疑願います。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（熊谷博行君） 日程第20、「請願第1号 杖立温泉街の水害対策と観光振興 河川改良工事における杖立地区の駐車場スペースの確保に関する請願書について」を議題といたします。

お諮りします。

この請願第1号の取扱いにつきましては、議会運営委員会において協議いたし、小国町議会会議規則第92条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

4 番（児玉智博君） 異議あり。委員会付託。

議長（熊谷博行君） 暫時休憩します。

（午後 2 時 1 5 分）

議長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き会議を行います。

（午後 2 時 1 6 分）

議長（熊谷博行君） ただいま 4 番、児玉議員から動議を提出されました。ほかに動議の方いらっしゃいますか。

（挙手なし）

議長（熊谷博行君） この動議は賛成者がいませんので成立いたしません。

したがって、請願第 1 号は委員会の付託を省略し直ちに審議いたします。

それでは、事務局長から請願書の朗読をお願いします。

議会事務局長（橋本弘二君） それでは、朗読させていただきます。

杖立温泉街の水害対策と観光振興

河川改良工事における杖立地区の駐車場スペースの確保に関する請願書

紹介議員 松本明雄議員です。

#### 1 請願の趣旨

杖立川と共存する杖立地区のまちづくりへ

（1）杖立温泉街の水害減災対策とそれに伴う河川改良工事

（2）くきた本館解体後、観光用駐車場のための土地の確保

#### 2 請願理由

ご存じのとおり杖立温泉では古くから杖立川の増水、冠水、氾濫等で多くの被害を重ねている地域です。昭和、平成、令和と長きにわたり町への水害対策の要望は出し続けながらも毎年のように発災する杖立川の氾濫は私たちの心を折る程に悩ませられてきました。令和 2 年の 7 月豪雨以降の治水対策では国土交通省、熊本県をはじめとする関係機関の連携のもと河川復旧、改良工事を進めていただき、河川の通常時の水位が約 1 m 程度下がり、ある程度の降雨では増水することも少なくなりました。非常にありがたく感じております。しかし、昨今の気候変動、雨の降り方等を鑑みると更なる減災対策に向けて河川改良工事を進めていただかなければなりません。国土交通省の工事方針では、今後は温泉街の泉源への影響から河川の掘削ではなく、河川の拡幅工事へと展開をされるとお聞きしています。しかしながら、現在の河川左岸側の駐車場がその拡幅工事によりスペースがなくなれば、代替地が必要となります。また工事経過の中でくきた本館の解体も行われる予定ともお聞きしていますので、解体後の土地を観光用駐車場としてなんとか確保していただけないでしょうか。

地区防災、減災対策、避難路の確保等々、杖立温泉におきましては水害がなくなることは長

年の悲願ですが、同時に観光地として生き残りを賭ける中でも狭小な溪谷での駐車場の確保は最重要課題でもあります。何卒、今後とも河川の改良工事、観光振興につきましても特段のご配慮を願います。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。

令和6年5月29日

小国町議会議長 熊谷 博行 様

請願者

小国町下城4173-5

杖立温泉観光協会

会長 権藤 芳春氏

同じく下城4173-5

杖立温泉観光旅館協同組合

組合長 穴井 太一氏

以上です。

議長（熊谷博行君） 続きまして、紹介議員より請願の説明を求めます。

7番（松本明雄君） はい、7番です。

今、請願の文章を読まれたとおりこの前建設課のほうから説明はありましたが、あれはまだあくまでも案です。ああいうことで下の駐車場がなくなれば駐車場が欲しいというのはもう皆さん分かっているとおりだと思います。そしてこの案件は北里町長の時代にあそこのくきた旅館が競売物件で出ましたときに小国町も入札に入りました。そのときに今所有者の方が持っておりますのでそのときに本当買ってあげばあそこの道のところをちょうどロータリーみたいにして駐車場と車が回るようにしたいという希望がありましたけど、どうしてもその所有者が売ることにはなかったのでこの請願どおりあそこを下げれば駐車場がなくなりますのでそれが欲しいということがこの旅館組合と観光協会のほうから出ましたので私が中に入って印鑑を押しましたのでよろしくお願いしたいと思います。

議長（熊谷博行君） これより請願第1号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） 水害対策とそれに伴う河川改修工事というのは私もこれは賛成できるのですが、この2番目のくきた本館解体後、観光用駐車場のための土地の確保ということでこれ解体後ということですのでこの解体というのは誰が解体するということを目指しているのかを伺いたいのと。そこの土地の確保というので要は町がお金を出して土地を買ってくれというふうに言われていると理解してよろしいのでしょうか。ここは非常にくきた本館だからグランドホテルくきたと看板が出ていた建物だと思うのですがそれは今言われたようないわくつきの物件でありますから。

これ議決というのは非常に重いのでこれ賛成する以上はその責任も伴うことですのでちょっと私も慎重にならざるを得ないのでちょっと何うのですが。その辺りはどうなっているのか。なんでこのくきた本館解体後というその土地を限定しているのかというのがちょっと分からないんです。どこかに土地を確保してくださいとかではなくこのくきた本館解体後の場所ということで何でそこを請願者の方は限定されているのかを教えてくださいたいのと。

あともう1点が確かに説明で見ましたとおり河川が広がれば30何台分の駐車スペースがなくなるのはそれは事実なんですけれども、それは代替地が必要だという理由がちょっと私もよく分からないのですが。右岸側にお住まいの方にこいのぼり祭りの期間中大型連休中の状況をお聞きしましたらちょうど今度川幅を広げてなくなると言われている辺りです。要は河川沿いの駐車場の奥のほうにはもうほとんど車が入ってなかったと。「手前のほうでもうつかえてしまってもうそこはほとんど止まってなかったよ」というふうに大型連休後私は聞いていたのです。です。で大型連休期間中に限っていけばほとんど多分利用されていないところだと思うのです。通常るときに失われる30何台分はどれぐらい利用されているのかというのも気になります。確かに止める方はいるでしょう。何人か分からないけどそれは、いるのはいると思いますよ。だけど通常るときはそこがなくなっても別のもうちょっと手前のほうに駐車場はあるわけですから本当に何が何でもなくなったら本当に困る。もう立ち行かなくなるような話ではないと思うのです。現在の川幅が広がればなくなるようなその駐車スペースの利用状況というのは分かっているのでしょうか。

7番（松本明雄君） 説明させていただきます。今言われたとおりまだくきたの跡それはまだこういう話が出ている間ですのでどういうことになっているかちょっと分かりません。ですがもう昔から言われたとおりあそこをロータリーにして災害のときも車を回してすぐ上がれるようにしたいと、そういう希望はありました。そして今下の河川のほうの駐車場には車が入っていないと言われましたが僕もずっと杖立に関してはいろんなところを見てきました。上のほうにもたしろやさんとかいろいろ今旅館がなくなって駐車スペースはあると思うのですが、これもまだまだ個人の土地です。ですからうちの町でどうすることもできません。そうすると河川の近くですので今特に車がオートマになりましてあの車止めを超えて川に落ちるといった危険性がありますのでなかなかああいう河川に止める方がいけませんのでそこを考慮しても次はくきたさんも1メートルぐらい上がるとか擁壁の高いのがつくとかそういうことがありますので安心して皆さんが車を止められるのではないだろうか。やはり今の時代、車社会ですので駐車場がないと非常に皆さん困ります。手前だろうが奥だろうがやはり止めるスペースは確保していただきたいというこの請願者さんたちの願いもありますのでよろしくお願ひしたいと思います。

4番（児玉智博君） いや個人の土地というのはこのグランドホテルくきた跡も個人の土地だと思うのです。なのにどこか代替地をではなくてきくた本館解体後の場所を確保してくれと言われて

いて全員協議会終了後、町から出てきた図面も配付されませんでしたけど確かにそのグランドホテルくきたのところに代替駐車場ということで黄色い枠で囲んでいるのが出てきていたので一体これどういう話になっているのかと。この請願が出るのと合わせるように執行部からもそういう提案がある。何かそこが非常に引っかかるわけなんです。「たしろやさん跡地はまだ個人が持っているから」と言われましたけどこっちも多分個人が持たれているというのは個人のどなたかの所有権が多分まだあると思うのです。一緒だと思うのですが何でこのくきた本館解体後の場所ではなければならないのか。ほかのところでは駄目なのかをちょっと御説明いただけますか。

7番（松本明雄君） すみません。個人的なことでもいろいろ言いましたけどやはり奥のほうに説明したとおりのやはり車を回せる場所が欲しいんですね。ですからやはり今ここにそういうことがくきたの跡とか書いてありますが、そこはここに固有名詞が出ていますがそこが欲しいとは思っていますが今後そこも交渉してみないと分かりません。誰が持っているかは分かっていますがその金額によって町も考えると思いますので固有名詞が出た部分はちょっと配慮していただきながら、いやそれだけ駐車場が欲しいということを考えていただきたいと思います。

以上です。

3番（高村祝次君） くきた本館解体後ということですがでも実は町のほうに競売のときに私も本人から相談を受けました。「町が買ってくれないだろうか」というようなことで本人から受けた経緯がございますけどもなかなか値段の単価的に本人の言うのと町がその当時というのが合いませんでしたけれども、今本人がどういうふうな単価を考えているのかも分かりませんが、そこ辺りの話は聞いておられるのかお伺いいたします。

7番（松本明雄君） その方とはお会いしたことがありませんので単価は聞いておりません。競売物件で買った値段が数百万円だったと思います。ですからその方が幾らお求めなのかは僕自身は聞いておりませんが町のほうとしてはなるべく売るほうが高いほうがいいと思いますが買うほうは町の税金で買いますので少しでも安く買っていただきたいと思っておりますのでその辺しか私は分かりませんので説明は以上です。

議長（熊谷博行君） 質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） ちょっと討論に入る前に。私はこの請願の趣旨の1番についてはもう非常に同意するところではありますが、この2番の部分についてはもう非常に分かりません。もう今請願者から話を聞いただけでは。だから委員会に付託してきちんともう請願者からも。だって一番奥で回せるスペースが必要だからって請願者は説明するけどそんなことをここに一文も書いていない。本当に請願者の人がそういう一番奥に回るスペースが必要だと思われるかどうかちょっと私は判断がつかみませんので、この請願についてはもうこのまま採決までするというのであれば私は採決を棄権させていただきます。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

3番（高村祝次君） 恐らくこの杖立温泉観光協会とか旅館組合の方は本人と話ができていないのかということではないということでは駐車場というようなことは書かれないと思いますけどもそこ辺りは町長は御存じございませんか。

町長（渡邊誠次君） 本来であれば請願ですので私が出る幕はないのですが御指名いただきましたので少しお話をさせていただきます。またいろんな御質問等、頭の中で疑問等々あると思いますのでお答えをさせていただきます。またいろんな御質問等、頭の中で疑問等々あると思いますのでお答えをさせていただきます。私も元旅館組合長でもあり観光協会副会長をさせてもらっておりました。その当時から昭和57年から町のほうに要望はどんどん上がってきております。とにかく杖立温泉では水害がなくなるのが悲願であるといったところが非常に大きいところでありまして今回あの河川沿いの35台なくなる駐車場。あそこは今現在冬でも降水量が増えたときにはあそこはまだいまだに浸かるのです。今は気象庁からの情報それから国交省からの情報によってかなり早い段階で町のほうも杖立の方たちに情報を出して促して車をどけていただく。この作業はいまだにずっと繰り返しの作業でございますのでできるだけ川の水位の影響がないところに駐車場が欲しいというのは間違いのないところであるというふうに思っています。それからもう一つは河川の整備を昨日大体皆さん方に御提示差し上げましたけれども河川を今掘削して拡幅をするその途中で道路のほうを上を上に上げるというふうな計画でもございますので、できればその上のかさました道路沿いに駐車場が何とかできないだろうかという今回の御要望また請願だというふうに私はお聞きしております。その中で杖立温泉も皆さん御存じのとおり非常に狭小でございます。狭い中でどこの土地が一番効率よく駐車場のスペースとして確保できるかということも観光協会それから旅館組合でも話をされてまいりました。その中で今こういう請願が出てきているということだというふうに思っております。その中で杖立温泉観光協会に今現在の河川改修の状況。杖立温泉観光旅館協同組合では総会のときに私のほうはもちろん組合員でございますので状況を説明させていただいて「河川改修の状況は今このような状況である」と言った上でこの印鑑を押していただいているというところでございますのでこの両者含めて杖立温泉観光協会の理事会それから杖立温泉観光旅館協同組合の総会では私のほうが説明をさせていただいておりますのでこの件ではないですけれども杖立の河川改修の工事に関しては御存じであるというふうに思っておりますし、この請願の趣旨は当然こちらの方たちから出てきておりますのでこの杖立温泉全体の願いとしてどうにか確保をしていただきたいと思いますといった杖立温泉を代表してちょっとお答えさせていただきました。

以上です。

3番（高村祝次君） 私が聞きたいのはこのくきた本館を持っている方との話合いが現にできた上での請願を出したのか。そこ辺りを聞きたいわけです。

町長（渡邊誠次君） 引き続きお答えさせていただきたいというふうに思います。今の現段階ではもうお話ができる状態ではあります。しかしながらもうこの評価の値段等々は含めて今後検討の

中でこの河川改修工事を進める中でまた検討していかなければならないところであるというふう  
に思いますが、この請願の趣旨は杖立の方たちがあの場所を確保していただきたいという思いを  
議員の皆さんのほうにくみ取っていただきたいという請願の趣旨でございますので私からはそれ  
をお伝えさせていただきたい。もちろんこの請願を議員の皆様方でお通しいただけた後には私の  
ほうがしっかりと交渉させていただくといったところでございます。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

（4番 児玉智博君 退席）

議長（熊谷博行君） 請願第1号、杖立温泉街の水害対策と観光振興 河川改良工事における杖立  
地区の駐車場スペースの確保に関する請願書について、採択することに賛成の方の挙手を求めま  
す。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手であります。

よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

（4番 児玉智博君 着席）

議長（熊谷博行君） 日程第21、「議員派遣の件について」を議題とします。

お諮りします。

この件につきましては、お手元の配付資料のとおり派遣することにしたいと思っておりますが、これ  
に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件につきましては、お手元に配付した資料のとおり派遣することに決定し  
ました。

議長（熊谷博行君） 日程第22、「議員派遣報告について」を議題といたします。

この件については、別紙お手元の配付資料のとおり、小国町議会会議規則第129条の規定に  
より、3月議会以降から今日まで、研修等に各議員を派遣いたしましたので御報告いたします。

議長（熊谷博行君） 日程第23、「行政報告」。

執行部より報告事項等ありましたらお願いします。

町長（渡邊誠次君） それでは、行政報告をさせていただきます。2点ございます。

まずは令和6年の小国町消防大会についてでございます。令和6年の小国町消防大会が6月16日の日曜日午前8時から阿蘇広域消防本部北部分署にて開催をされます。議会議員の皆様には御来賓として御出席のほどよろしくお願いたしたいと思っております。本年は6年ぶりに操法競技が行われますので御声援もよろしくお願いたしたいというふうに思います。

それから2番目です。国指定天然記念物「下の城のイチョウ」のき損についてでございます。本年5月の7日に下の城のイチョウがき損いたしましたので別紙のとおり配付をしておりますけれども対応をしているところでございます。ちょっと少しだけを読み上げさせていただきます。

国指定天然記念物「下の城のイチョウ」のき損について。き損の概要でございますが下城の坂下でございます。5月の7日にき損が確認されておまして状況といたしましては長さ20メートルの大きな枝が折損して落下をしました。落下した枝によって隣接する納屋が破損しております。その他複数箇所で枝が折れて落下をしているような状況でございますが人的な被害はないといった御報告を受けております。原因は強風により折損・落下したものというふうに推測をされます。対応状況といたしましては、国指定天然記念物のために熊本県文化課に状況を報告し、令和6年5月8日付けで文化庁に「き損届」を提出しております。枝が落下する恐れがあるため、安全確保の観点からバリケード等を設置いたしまして敷地内を立入禁止としております。専門業者（樹木医）でございますけれども被害状況を確認いたしまして5月29日から5月30日の2日間で落下した大枝等の撤去作業及び折損箇所の保護作業を実施いたしました。破損した納屋につきましては、応急処置として屋根にブルーシートを設置いたしまして所有者と今後の対応について協議中でございます。今回の被害を踏まえ、「下の城のイチョウ」の今後の管理方法等について、樹木医の意見を基に地域の関係者の皆様とも協議をしっかりと行っていきながらこの対応を今後考えさせていただきたいなというふうに思っております。ちなみにこの納屋の持ち主の方には私も直接お会いする機会がございましたので状況を説明させていただいて謝らせていただいたところでございます。

私からは行政報告2点といたします。よろしくお願いします。

議長（熊谷博行君） ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

（午後2時44分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（3番）

署名議員（6番）

第 2 日

# 令和6年第2回小国町議会定例会会議録

(第2日)

1. 招集年月日 令和6年6月11日(火曜日)

1. 招集場所 おぐに町民センター3階 301号室 議場

1. 開 議 令和6年6月11日 午前10時00分

1. 散 会 令和6年6月11日 午後 2時51分

1. 応招議員

1番 江 藤 理一郎 君	2番 杉 本 い よ 君
3番 高 村 祝 次 君	4番 児 玉 智 博 君
5番 穴 見 まち子 君	6番 松 崎 俊 一 君
7番 松 本 明 雄 君	8番 熊 谷 和 昭 君
9番 久 野 達 也 君	10番 熊 谷 博 行 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 江 藤 理一郎 君	2番 杉 本 い よ 君
3番 高 村 祝 次 君	4番 児 玉 智 博 君
5番 穴 見 まち子 君	6番 松 崎 俊 一 君
7番 松 本 明 雄 君	8番 熊 谷 和 昭 君
9番 久 野 達 也 君	10番 熊 谷 博 行 君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 橋 本 弘 二 君 次 長 長 広 行 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 誠 次 君	教 育 長 村 上 悦 郎 君
総 務 課 長 佐 藤 則 和 君	教 委 事 務 局 長 久 野 由 美 君
情 報 政 策 課 長 田 邊 国 昭 君	産 業 課 長 穴 井 徹 君
税 務 住 民 課 長 中 島 高 宏 君	建 設 課 長 小 野 昌 伸 君
福 祉 課 長 宮 崎 智 幸 君	建 設 課 審 議 員 谷 口 正 浩 君
福 祉 課 保 育 園 長 室 原 由 美 君	総 務 課 審 議 員 松 本 徳 幸 君

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

## 議事の経過 (r. 6. 6. 11)

議長（熊谷博行君） おはようございます。

今日は、6月定例会本会議2日目でございます。

ただいま出席議員は10名です。定足数に達していますので、直ちに会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

(午前10時00分)

議長（熊谷博行君） 日程第1、「一般質問」。

これからは一般質問となっておりますので、直ちに質問に入ります。なお、本日の質問者は、登壇順に1、久野達也議員、2、熊谷和昭議員、3、松本明雄議員、4、児玉智博議員となっております。

それでは、9番、久野達也議員、御登壇願います。

9番（久野達也君） 9番、久野です。おはようございます。一般質問ということで始めさせていただきます。

まず最初に本題に入る前に発言をお許しください。去る2月26日から29日にかけて台湾士林区友好協力覚書締結ということで訪問させていただきました。少し感想も述べさせていただきますと思います。お許しください。2月26日に福岡を出まして台湾に到着後直ちに中国文化大学のほうへ訪問させていただきました。大学側からは熱烈な歓迎といえますか学校長を含め日本語学科の教授陣いろいろと丁寧な大学の説明も受けました。これに至った経緯の中にはやはり小国町と大学の関係の構築という部分で小国の国際交流会この力と歴史ですねそれをつくづく感じさせていただきました。確かな信頼関係とお互いが子どもたちを育てよう大学生を育てようとする気持ちが一致したのではないかなと思っております。

また締結式におきましては市民団体の方々議長を始め多くの方々の参加をいただきました。夜、懇親会的な場も持たれたのですが中でも台北市の市議員の方々それからおひとかた台湾の立法委員ですね。日本でいう国会議員の方。その方々とも会話する機会もいただきました。大変貴重な経験ができました。やはり行ってみなければ分からない。行って感じ取らなければならぬという部分をつくづく感じましたし、単なるこの友好提携が文書だけに終わってもならないものだとも思っております。

その中で1点だけ実は1人の青年というか男性の方と会話する場面がありました。東大の大学院の修士課程に留学されているということで日本語も堪能でしたので私のほうも気楽に話せたのですがけれども、小国の地熱、岳の湯、はげの湯のことを話してありましたら非常に興味を示していただきました。地熱発電のことも当然申し上げました。温泉のことも申し上げました。「是非、小国に1度お越しになって、そして小国の応援団になってくださいよ」と笑いながら話したら、

「そうですね、機会を見つけましょう」ということで少し話もできました。感じた部分として友好提携ということをやっとスタートラインと思います。締結式がゴールではありませんのでこのスタートラインからいかに発展させていくのか。町長も先週の本会議の中で一部触れられておりましたけども例えば小国町の観光ポスター。それが例えば土林区内のどこかに貼ってある。それを見たときに「これって何だろうか」という興味を持つ。単純なそんなことから交流につなげていくことができるのではないかなとつくづく思います。それから令和6年度の補正予算の中にも台湾等を主眼に置いて滞在型観光ということの小国、南小国、産山村で地域観光新発見事業負担金ということが新たに盛り込まれました。新たな取組をされていることに関心を持ちながら今後の発展あるいは今後の交流の活発化これを期待するところです。一部私たち議員もなすべき部分そこを吟味しながら整理しながら進んでいかなければならないと改めて感じているところです。何か町長あれば。

町長（渡邊誠次君） 御質問いただきましてありがとうございます。昨年度といたしますか今年の2月に皆さんと行かせていただきましてもちろん数人はいつも行くんですけども少ない人数ではなかなかその地域での気付きだったりその感覚だったりというところを捉え切れない部分を議員の皆様も行っていただいて、また民間団体の方たちも行っていただいてそれをまた後で反省会というものもいたしましたけれどもその中でまたいろいろな御意見を聞かせていただいたというふうに思います。もちろんそれがきっかけと今後なっていくわけでございますけれども小学校では8月に姉妹校の締結等々を踏まえた話が進んでいるようでございますけれども、先ほど議員が言われたポスター関係だったり観光関係ですね。この部分では私がまた8月に台湾のほうに渡りますのでその折にはまたお話を直接私のほうが持って行かせていただいて小国町のポスターを是非とも土林区のほうに飾っていただければなど。もちろんサイズ感だったり詳細は詰めていかないといけませんけれども私のイメージとしてはもちろんそのポスターの中にはここ土林区と提携をさせてもらっていますといったこと。そしてその中には「ここはどこなんだ」というような少し疑問を投げ掛けるようなイメージを持たせるようなポスターを少し飾られればいいなというふうにも思っております。そういった中で一番大事なところは信頼関係といたしますか。信用といたしますか。自治体間同士のこの小国町と土林区が友好の締結をしている。この部分では非常に大きなところがあるのではないかなというふうに思っておりますのでその部分を少しお話を進めさせていただければなど。もちろんそれに基づきまして土林区の情報こちらでなんらか掲載できるようところがあればまた町の中です。もうもちろん小さい部分でありますけれども26万都市と6千何百人の町でありますのでその部分で大きさは変わってくるかもしれませんが私もいたしましてはそういったような中で相互の関係をこれからもしっかりとつくってまいりたいなというふうに思っておりますので、今後ともまたやはり執行部側では気づかないことがたくさんありますので議員の皆様方にもいろいろと教えをいただきたいなというふうに思っていると

ころでございます。一番は国際交流会の方たち。この関係性。これまでの三十五、六年の関係が非常に大事でここまで至ったと。これを大事にして町のほうは次の展開をしっかりと持っていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。お世話になります。

9番（久野達也君） はい。是非、今後の発展に期待をいたしますし私たちができるところから取り組んでいく気持ちもあることを述べさせていただきます。

それでは通告に従いまして一般質問本題に入らせていただきます。通告で私、人口減少問題「消滅可能性自治体」公表についてということで上げさせていただきました。これまでもいろんな場面あるいは議員の方々から一般質問あるごとに小国町の人口減少問題をどう捉えているのかいろんな質問がなされてまいりました。実は人口戦略会議という部分で今年の1月に2100年の問題が出ておりました。2100年日本の人口は6千300万人と。そうなるのはならないからその中で8千万人で安定させようとする戦略を取りまとめた提言書「人口ビジョン2100」を公表しています。人口減少の流れは日々続いております。最近公表されましたところの合計特殊出生率これによりますと日本全国平均で1.2でした。東京都は1を切っておりました。もう人口減少歯止めがきかないような状況にもあろうかと思ひます。ただ小国町では後で聞き及んだんですけども上位から30番代ぐらいに位置しているというような話を聞いておりました。小国は出生率のところでは高い位置を示しているということでした。ただこのような情勢の中ではありますけども4月25日の熊日新聞1面です。ここで人口戦略会議推計で小国町は消滅可能性自治体ということで公表されております。2020年から2050年を見据え20代、30代の女性の数ですね。女性の人口の変動に着目して50%以上減少したところが消滅可能性自治体と公表なのですけども実は小国町は前回の数値よりも22%ほど好転しております。要は減少率は抑えられてはおります。ただ50%を超えると消滅自治体ということで公表になります。このやはり新聞記事が出たあと近くにいるいろんな人から「おい、小国は大丈夫か」、「本当に消滅していくのか」といろんな話も聞き及びました。「議員として人口問題にもうちょっと真剣に取り組まなくて大丈夫なのか」と言われるのが正直なところだろうと思ひます。やはり新聞の中で消滅可能性自治体というこの消滅可能性自治体という強い印象は否めないものがあるかと思ひます。それでこの消滅可能性自治体というこの公表のことを町としてどのように受け止めているのかまははお聞かせいただけたらと思ひます。

町長（渡邊誠次君） それでは、お答えをさせていただきたいというふうに思ひます。久野議員が言われるところは2014年に当時の増田総務大臣だったと思ひますが増田レポートということでその当時も非常に注目をされましたし話題になったというふうに思ひます。もちろん国が示す国の基準は理解は私もしているというふうに思っておりますしこの人口減少の問題は非常に大きな問題であるということも分かっております。ただその部分を一般の方たちがどのように受け止めているかといったところで考えると非常にこれまでもそうですが意識的に余りなかったのでは

なかろうかと。この消滅可能性自治体というような話はその文字自治体がやっぱりインパクトがありますのでその部分ではかなりの方たちに久野議員にも周りの方たちがお尋ねになられたように非常に注目をしているという意味ではその文字自体はインパクトがあって一般の方たちは衝撃を受けたのではないかなというふうに思いますけれども、町といたしましてはまず以前に私が1期目の当初にお答えをしたと思いますけども考え方はあんまり変わらないところではありますけども町独自の魅力をつくるということが最優先に考えていかなければならないことであるというふうに思っております。歴代町長がそれぞれずっとおられましたけれどもその歴代の町長たちも町政に関しまして町づくりに関しましてはやはりその時代に対応するその時代に応じた施策、事業を展開していくこと。これを目標にしていっておられるというふうに思っておりますので後で答弁する中で気持ちの部分非常に大きいので重複することもあるかもしれませんが、私といたしましてはもちろん国からお示しすることがございますので受け止めをしっかりとさせていただきたいというふうに思っておりますが、もちろん諦めるわけではありませぬのでその部分をしっかりと理解をしながら少し分析をさせていただいて町の施策に今後持続可能な住み続けられる町として小国町をどう考えていくのかという点に関してしっかりとまちづくりの部分に生かさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

私からは以上です。

9番（久野達也君） 今町長から御答弁にもいただきましたように、これまで歴代町長いろんな様々な取組もなされております。町長の答弁で印象に残った部分として諦めない施策を持続可能性を求めてやっていくと。是非、諦めない施策。それからいろんな施策でこれまでもそうですがこれもこれをやったから解決したというのはなかなか見出せない部分もあろうかと思っております。ただ持続可能性を求め続けていく。そんな施策が今後の重要な部分でもあろうかと思っております。ちなみに今回この質問させていただく中で国勢調査の人口の推移はどうなのだろうかと見て見させていただいた部分がございます。ピーク時には1万6千人を超えておりました。ちょうど私昭和31年生まれなんですけども昭和30年の国勢調査です。それから見ますともう既に半分以下。でも消滅もしていませんし自治体としての機能も発揮しております。消滅もしてないからいいという意味ではございませんけどもやはり自治体、地方行政というのはその時々の流れの中でどのように住民と関わり合い発展させていくのか。あるいはいろんな施策展開の中で一つ思う部分として交流人口の増加。交流人口を増やしていく。これは最初私もびんときませんでしたけれども交流人口。要は定住人口が増えるというのはまずは出始めは交流人口かと思っております。小国町にいきなり来られる方もそれはおられるかもしれませんが小国町のことを知ってから「じゃあ、小国町に定住しようかな」といったようなスタート時点はまずは交流人口かなとも思っております。これらを考えたときに例えば町の振興計画、基本構想等を担当しております政策課としましてこの人口の国勢調査。国勢調査が始まった大正9年には1万人。大正9年に1万人でした。それから

先ほど言いましたように昭和30年これが約1万6千500人ということで推移し、その後は年々千人ずつほど減少しております。ただ1万人を切ったところ辺りから当然分母が減りますので五、六百人の減少。これはずっと続いて今日に至っている部分がございます。政策課として何か御意見等あったらお聞かせいただきたいと思いますけれども。

情報政策課長（田邊国昭君）　まずは国勢調査に関する結果から御報告していきたいと思えます。

議員おっしゃいますように昭和30年、1955年小国町の人口1万6千467人というときがピークでした。国勢調査5年ごとに行われておりますのでそれから減少にあるということなんです。5年ごとの国勢調査でも一番大きい減少の人数としては5年間で1千852人減った。人口の割合でいうと12%減少した年などもあります。平成2年、1990年の国勢調査で1万人を割って9千854人となってからここ最近なのですが減り幅としては4%から8%まで人口の減少が続いております。近年行われまして国勢調査の最新のものでは令和2年のものが結果となっておりますが人口6千590人。前回との国勢調査での減少率は8.3%、597人減少しております。年に平均して120人ずつの人口の減少があるということになっております。先ほど消滅可能性自治体という話もありましたがこちらの算出には20代、30代の女性の人口ということで算出されることになっております。ここ3回の国勢調査の結果によりますと20代、30代の女性2010年の結果では592人、2015年の結果では491人、2020年、令和2年が最新ですが427人となっております。この人数を増加するためということでの取組が町でも行われております。消滅可能性自治体ということで発表を一番最初にされたのが10年前になりますが2014年。このときから地方創生という事業が始まっております。まち・ひと・しごと創生総合戦略ということで日本全体で全ての自治体で取り組むことということで小国町もこのときに第1期総合戦略を策定しております。このときには大きいテーマとしてまずは人口減少の要因としまして特に若い世代を中心に人口の流出が流入を上回っている。社会増減での減少幅が大きいということ。合計特殊出生率が人口置換水準である2.07を下回っていることというのが人口減少の大きな要因でした。人口減少の流れをとめるための取組としては特に若い世代を中心に町外に流出している若者世帯が小国に住み続けたいと思えるような環境を整え、移住定住政策、町外からの流入を増やす、また子どもを産み育てたいという環境を整えることをまず第1期の総合戦略の目標としておりました。この総合戦略も5年ごとに改めることになっておりますので第2期の総合戦略で先ほど議員が言われましたように関係人口、交流人口の増加をテーマにした交流人口第2期総合戦略をテーマとして政策を掲げております。総合戦略5年ごとの策定ですので次の第3期総合戦略が令和6年今年度に策定することになっていきます。テーマは同じく人口減少対策です。また新たなテーマを持って策定に臨む予定です。

9番（久野達也君）　今、これまでの経緯それから今後に向けての取組の方向性等を説明いただきました。人口問題ですので申し訳ございません。総論的な話になって具体論がじゃあどうなのか。

これは具体論は総合的な人口問題を考える上でそれぞれ組み込まれていくことかと思えます。総論になることをお許しください。どこの自治体の実態を見ても例えばこの施策をしたから人口減少に歯止めがきいたとか明らかにこうだったと胸を張って言える自治体はごくごくわずか。ほぼないに等しいくらい。外因性によって人口が増えていく。特にもう直近の話題ではTSMCの進出により合志、菊陽、大津辺りはいろんなにぎわいも出ておりますし住宅不足などいろいろな問題があるかと思えます。ただ小国の現状を踏まえたときにはそうはなりません。いかにこの効果を活用あるいはその恩恵を小国町へ持ち込むのか。そういった部分の取組にもなるかと思えますけども。これまでの結局公共施設の整備だとか福祉施策だとか教育施策だとか産業施策。あるいは公共工事などなど。いろんな取組が総合的に振興策として捉えられてきております。この人口減少対策でもありますこれらの事業と今回の消滅可能性自治体の公表を踏まえた上で人口減少の現実と地域の自立。減少する現状の中で例えば地域がどう自立していくのかもありますし人口をいかに増やしていくのか。それによって地域の自立を図っていくということも計画あるいは考えの中にはあろうかと思えます。最後にもう重複しますがけども総論で申し訳ございませんけどもこの人口減少と地域自立。ここを抱き合わせたところで御意見等あったらお願いいたします。

町長（渡邊誠次君） お答えをさせていただきます。

人口が増加している自治体に関しては実際ここ10年間でも全国の中でもあります。ちょっと度忘れしましたがけどもどっかの島でも人口が増えているようなところもありますので一概には言えないかもしれませんが、例えば外国人労働者の増加であったりベッドタウン化だったり大規模な工場の誘致等々先ほど久野議員が言われたように様々に要因があるというふうに思えますけれども、小国町では私が何回も今までお答えをしてきたように地理的な条件というものがございましてその部分ではやはり情報政策課長が答えたように30年以上の移住定住の施策だったりとか自然資源。小国町には先人の方たちがしっかりと守ってきた自然の資源がありますし歴史の中で生まれたまちづくりの資源に関する資源がしっかりと残っておりますのでその部分ではそれを大切にする企業や事業所また地域の方たちが育んだ事業所。こういったところをしっかりと事業所の立地といいますか誘致よりも立地に力を入れてさせていただいて様々に考えてまいりたいなというふうにも思っておりますし、外的な要因というお話もされましたけれども小国町のスタンスとしては今までどおり町の地域独自の町の魅力をしっかりと考えて地道な地域づくりを進めてまいりたいなというふうに思っております。私は「All For The Next、全ては次世代のために」というコンセプトを掲げておりますので小国町のこの町政の中で中継ぎとしての役割をどういうふうに果たしていこうかというふうに考えております。どのように持続可能にというふうに言いましたけれどもつなげていくことができるのか。先ほど国が示した全国的な基準。これの数字とか分析も必要かと思えますけれども小国町独自の魅力をつくっていくこと。そしてこれまで先人の方たちがしっかりと守ってきた自然、文化、歴史に基づく産業や暮らしを通じて住み続けてい

くことができる魅力あるまちを次世代にしっかりとつなげていく努力をこれからも皆さんと一緒にやっていきたいというふうに思っておりますのでどうぞよろしくお願いしたいと思います。

9番（久野達也君） 是非、今の町長の御答弁のような意気込みの中で言われました地域の魅力、地道な取組、これについても力を入れてその成果が少しでも見えたらうれしいのではないかなとも思います。この人口減少問題と必ずしも少子化がリンクするわけではありませんけども人口減少のときにはよく少子化問題が議論されています。

それで通告の2番目に移らせていただきたいと思いますが、子ども政策の現状と今後ということで要は冒頭申し上げました20代30代女性の推移が影響しているということであればその世代の定住人口にとって住みよい魅力ある行政環境に直結してくるかと思います。要はやはり若い子育て世代あるいは今から生活の拠点を置こうというようなときにここで生活し家族と暮らしていくそんな中で選択肢も出てこようかと思います。子育て世代の支援や自立を保障していく。あるいはいろんな対策を講じていく。これも必要な部分ではないかと思います。実は国ではこども基本法、こども家庭庁設置法、これが2年前に施行されました。そしてどこの自治体県でもこどもまんなか社会ということで子供というところにポイントを置きながら施策を進めております。もう最近マスコミの中でもありましたけども出産費用の保険適用あるいは育児と仕事の両立支援強化。いろいろな面で法改正も行われていくかと思います。これらを踏まえた中で町で例えばこども基本法に基づく施行例だとかいろんな部分での取組。あるいはこども家庭庁が置かれ子どもの支援をしていくこれらの取組。いろんな取組が動き始めておりますけどもこれと並行したところで例えば町独自の施策の展開等のお考え。あるいはこういうことをやってますよとかいう部分があればお聞かせいただきたいと思います。

福祉課長（宮崎智幸君） おはようございます。

いろんな項目について質問いただきましたので答えさせていただきます。

まず人口減少と子どもの子育て施策の関連性については私も大いに関係はあるというふうに認識しております。人口減少対策の一つとして子育て支援の充実を図ることは若者世代の定着それから生まれてくる子どもの数等に大変いい影響を及ぼすものというふうに考えております。しかしながら、それが全てでもないというふうな認識もしております。人口減少は社会全体の問題であるということはいよいよ間違いのないことです。多方面で施策展開が必要であるというふうに思っております。子ども施策だけではなかなか厳しいものもあるというふうな認識を持っています。中でも少子化の問題については最近個人の価値観とか多様性の問題から未婚や晩婚化というのが急速に進んでおります。また子どもが欲しくても経済的な不安定さそれから仕事と子育ての両立、その辺の難しさといったような要因も関係していると思われまます。昨年度、熊本県が県民を対象に行ったアンケート調査によると「子育て支援で必要なものは」という問いに対して一番目に多かった回答は「働きながら子育てができる環境」。それから2番目が「子どもを産み育てていく

ために必要な資金」。3番目が「保育、子育てサービスの充実」といった結果が出ております。町のほうもこのような内容、結果を今後施策に反映していく必要があるというふうに思っております。そういった中で国のほうは、「こども基本法」それから「こども家庭庁」の設置をされております。まず国は令和4年の6月に「こども基本法」を成立させております。その後令和5年「こども家庭庁」が設置されております。また昨年令和5年12月には「こども大綱」それから「こども未来戦略」といった計画のほうも打ち出されております。熊本県におきましては令和5年5月に「こどもまんなか熊本」プロジェクトチームが設立されております。この「こどもまんなか社会」というのは子どもや若者の視点に立ち子どもにとって最善の利益を第一に考え当事者の意見を政策に反映する社会ビジョンのことです。全ての子どもが権利を保障されながら幸せに暮らし健やかに成長できるよう社会全体で後押しをすることが目標とされております。このような国県の流れの中で町のほうでは令和4年の児童福祉法の改正に伴いまして全国で今「こども家庭センター」というものの設置が進められております。小国町におきましては令和6年4月に「こども家庭センター」を福祉課内に立ち上げました。その中でこれまで以上に相談また子育て関係に対する保護者の支援を強化していきたいというふうに考えております。当然小国町独自で特徴ある事業としましては当然学童保育とかは直営で運営しておりますし、子育て支援拠点のカンガルーのぽっけとかそういった部分でも相談事業のほう充実させております。それから昨年度からは産後ケア事業辺りにも新たに取り組んでおりますし、そういうことで新たな部分の事業にももしっかり取り組んでいく必要があると思っております。ただなかなか小国町におきましては社会資源等の不足、人材不足等もある関係でなかなか実施ができていないような事業もありますのでそこら辺は今後の課題というふうに捉えております。今年度小国町の子ども・子育て支援計画を策定する予定としております。その中で保護者に対するアンケート調査等も実施していくこととしておりますので今後そういったアンケート調査内容、ニーズに寄り添えるような施策を展開していけたらというふうに思っております。まずは先ほど申しました家庭支援センター中心とした相談事業の充実。それから現在行われている各種事業、既存事業をしっかりと行っていくという部分を重点的に行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

9番（久野達也君） 今るる説明もございました。いろんな町独自の施策も進めておられます。そしてカンガルーのぽっけや何か独自の取組としてもうずっと以前から取り組んでおりました。例で申し上げますと私の次男熊本のほうにいますのですけども小さい新生児やなんかを連れて帰ったときにカンガルーのぽっけで顔を出して遊ばせていただいたこともあります。そのときに「わあ、こういうのがあるといいな」まだ保育園に行く前でしたのでですね。それも感じておりました。その中で木育等も行われ感動の言葉をしゃべっていたのを今改めて思い出しました。

それからやはり福祉課長るる説明された中でマンパワー不足という部分。ここそ何か人口減

少問題と行政施策、社会施策が何かリンクするというか。人口の確保を図りたい。でもマンパワー不足。マンパワー不足は何かというとやはり人口不足が起因している部分もあるかと思えます。やっぱり人口問題を考えるときには一つの事柄だけではなくていろんな局面局面をどうリンクさせ将来の計画を組んでいくのが重要かと思えます。

それから子ども支援のアンケートという御説明もございました。やはりアンケートはそこで本当に子育てしている今の世代の方々が何に困り将来どうあってほしいのか。そのポイントから新たな施策を見いだしてほしいなと思えます。「何が要りますか」、「何が要りますか」だけのアンケートは「何が困っているから、何が要る」というようなやっぱり順序立てたアンケートも当然お考えでしょうけどもそういうことも大事かなとも今答弁を聞きながら感じたところでもあります。実は私は令和4年の12月定例会で子ども施策について質問をさせていただいたことがあります。子どもの未来あるいは育ちを保障し子育て世代とともに進もうという宣言的な意味合いからも仮称でありますけれども「小国町子ども権利条例」というものの制定あるいは検討等もお願いできないだろうかという提案もさせていただきました。これをやれば人口減少問題が解決するものではありません。ありませんけれどもやはり小国町は子育てに真剣に取り組んでいるのだという宣言的な意味合いは十分あるかと思えます。それから子どもたちの育ちを保障すること。それから子育て世代を支援していくこと。子育て世代は必ずしも両親とは限らないかとそのときも述べさせていただきました。じいちゃん、ばあちゃんが昼間は面倒見ている。このじいちゃん、ばあちゃんたちの支援も必要かと思えます。いわゆる保護者という観点での支援が必要です。この提案させていただきました子ども権利条例に向けての検討について今の現状。例えばもう検討しましたけれどもそれに代わるものとかいうものでも構いません。今どうなっているのかお聞かせいただけたらと思えます。

福祉課長（宮崎智幸君） お答えさせていただきます。

前回令和4年12月の議会で子ども権利条例の制定についての質問をお受けし、そのときの答弁としては「当面は既存の枠組みの中で関係機関と連携を密にしていじめや虐待そこら辺りの対応をしっかり行っていき今後の検討課題として捉えております」という答弁をさせていただいております。現在もその考えについてはもちろん検討は継続して行っておりますが当時と考えは変わっておりません。まずは先ほど申し上げました「こども家庭センター」母子保健機能と児童福祉機能を中心とした全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談と支援を行う体制。そちらのほうを重点課題として取り組んでいきたいというふうに考えております。この部分がこの権利条例に代わる実働の部分としての現在取組になるというふうに考えておりますので、今後も権利条例についての部分は継続して検討課題として捉えていきたいというふうに考えております。

以上です。

9番（久野達也君） 私も子ども権利条例制定だけに固執するものでもございませんし、それによ

って要は子どもの健やかな成長あるいは保護者の自立といたしますか楽しんで子育てをしていくそんな社会実現が第一義かとも思います。「こどもセンター」大いに期待もしておりますいろいろな角度での例えば子育て世代に対して周知はそれは当然のことでしょうけども、こども支援センターにマンパワー不足があれば子育てを終えた方々に御協力いただくだとか、必ずしも子育て世代だけでなく広く住民の方々に周知もいただき御協力もいただけたらと思います。

最後になります。少し感想的な意味合いも含めて発言します。実はある刊行物の執筆の中でこんなことを見ました。「人口とは特定の範囲に居住する人をカウントしたものであり居住することの意味は社会変化とともに変わってきている。多様性の時代という現在において様々な考え方を持った人たちが混在して居住しているのが地域の実態であろう。こうした状況下で人口という居住を共通項としている意味は何であるのか。」それから、「全員参加型の社会ではなくなりつつある今日において人口への過度なこだわりは対策を見極める上で効果的なのか今一度検討する必要がある。」という執筆を見ました。後ずっと書いてあったのですけどもやはり冒頭申し上げましたように消滅可能性自治体という人口が一番に頭にひらめいて、そしてそれによって悲壯感を抱く。そうではなくて僕もこれ読んだとき思ったのですけど人口はそこに居住している人の数であってその人口は例えばもう今の社会、交通網の整備あるいは大型店舗の進出と興隆し他自治体への商業圏の移行と進んできているかと思います。この人口というのを考えていく上でやはりもう一つ課題というか考えさせられるなと思っておりました。それから人口減少対応策には明確な答えがあるものとも思いません。いろんな取組、効果的な対策。今の時期は効果的だったかもしれません。でも例えば先々それよりももっと効果的な対策も見いだすこともできるかと思います。これらはやはり地域の自立に向けたいろいろな角度からの点検そういう時代になってきているかと思います。行政執行機関の様々な角度からのいろんな情報をお持ちです。いろいろな角度からの発想や検討、政策展開に期待をいたしまして一般質問を終わります。

議長（熊谷博行君） ここで暫時休憩をいたします。次の会議は11時から行います。

（午前10時49分）

議長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時00分）

議長（熊谷博行君） 8番、熊谷和昭議員、御登壇願います。

8番（熊谷和昭君） 8番、熊谷です。

それでは、通告書どおり質問をさせていただきたいと思います。梅雨ということですのでけれども今年梅雨入り遅れておりますけども例年どおりの水量があるということで今後まとまって降ることが大変予測されますので今から大変な時期に1か月半ぐらいはなってきますけども、町の管理という部分で執行部の皆さんには大変お世話になりますけどもよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

それでは町内インフラの中で道路と農業用水路についてお尋ねしたいと思います。町なか見てももちろん全部に農道から町道それと林道と農業用水と張り巡らされておりますけども、小国町全部で一体どのくらいの数の道路があるのか。それと距離にしてどのくらい整備、管理が必要なのかちょっとお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

建設課長（小野昌伸君） おはようございます。

御質問ありがとうございます。道路の管理ということで建設課、町道、林道、農道というかたちで管理をしております。

まず町道よろしいでしょうか。259路線の307キロ。続きまして林道。作業道も含めまして50路線の77キロ。最後に農道です。12路線の22キロ。トータル321路線の406キロとなっております。

以上でございます。

8番（熊谷和昭君） それでは住民の方からいろいろな要望が年間整備に関してとか上がってくると思いますけども、年間に上がってくるおよその件数をお答えいただきたいと思います。

建設課長（小野昌伸君） はい、お答えします。

件数、金額も両方ですか。

8番（熊谷和昭君） お願いします。

建設課長（小野昌伸君） それでは、まず町道関係です。これは議員さん御存じのとおり側溝修繕とか舗装の穴埋めそれから路肩の保護、安全施設のガードレールとかカーブミラー設置等々が上がってきます。令和5年の実績としましてはそういった一般的な維持関係で64件。それから災害関係。令和2年から今年の3月でやっと災害500件ほど終わりましたがその附属の災害の関連する維持関係ということで63か所。金額にしまして一般が3千500万円、災害関係が2千万円、トータル5千500万円となっております。それから草刈り関係。うちが委託している部分が5路線ありましてこれが大体64キロ。愛護費に関しましては149団体の238キロというかたちで大体予算的には1千400万円。草刈りに使うお金が1千400万円。それから冬場の除雪、凍結剤の散布というかたちでスクールバス路線を中心に約1千万円程度。それからこれは事業になりますけど社交金のほうで舗装の修繕です。改築というかたちで5路線。橋りょうの補修ということで6橋。それから橋りょう点検ということで毎年やっている部分を合わせますと社交金だけで3億600万円というかたちでトータル町道に関した維持というかたちで挙げれば4億円程度予算を使っております。

以上です。

8番（熊谷和昭君） 大変なお金だとは思いますが次に農業用水路の維持と管理についてですけども、大体持ち物として国の持ち物になっていると思っておりますけども現在使っているのは農家の方たち地域の方たちが維持管理は担っているとは思いますがその辺の位置関係。どういうふ

うになっているのかな。国が持って町が管理して地域の人たちが使っているのか。使用状況とどういうふうな権利の中でそういうふうになっているのか実際。ちょっとお尋ねしたいと思います。

建設課長（小野昌伸君） ありがとうございます。今言われた里道も含めて里道・水路というものが法定外公共物というかたちで国のほうからもう25年ぐらい前になりますかね平成12年小渕内閣の時代によく耳にしたと思いますが地方分権一括法というかたちで里道・水路について道路法、河川法を準用・適用しないものに関しては市町村に移管するというかたちで、里道・水路合わせて国のほうは「平成17年までに移管しなさい」ということだったので過去に遡りますと平成17年の3月10日にうちのほう国から里道・水路大体7千件ぐらいありますが譲渡を受けております。うちもその際に条例を作ったのですが財産管理というのは町。それから機能管理とって今まで草刈りとか清掃とかそういうかたちをした維持管理に関しては水利組合とか部、組に今お願いしている状況になっております。

現状は以上です。

8番（熊谷和昭君） 質問した内容というのが町民からこれはもう高齢化のあおりとか受けているのだと思いますけども管理状況。用水路の管理ですね。道路維持愛護費とかいうかたちで今管理が進められていますけどももう本当山の中に入っていきますともう管理が田んぼまで引いてきてる中で昔2、30人でやっていた分がもう2、3人で数キロを管理する必要があると。もうこのままでは農業自体やっていくことができない。耕作放棄地ですよ、その辺の放棄地がもうずらっと山のほうに行くと増えてきていると。こういう状態の中で「自分たちも農業はやりたいけど、どうしてもやることができなくなっている」と。「管理のほうだけでも町のほうにどうにかできないか」という相談が何件かきております。実際そういうことができるのかどうか答弁をお願いいたします。

建設課長（小野昌伸君） できるかできないかというところは本当に例を出せば町道の愛護費、林道の愛護費においても先ほど言った路線というのは今本当に一生懸命地元の方で頑張っていたいて頭の下がる思いでメーター20円というもう本当ボランティアぐらいの金額で本当にきれいに町道管理をやってもらっています。水路においても産業課が今やっている多面的とかいろんな意味でそういうのを使いながらやっていますが、今おっしゃるとおり本当に管理する高齢化してなかなか水路の掃除、泥上げそういうのにも非常にやっぱり人手を担うというところがありまして高齢化するとなかなかそれがおぼつかないというところでうちのほうにも林道管理でしたかね「もう3路線はできないよ」というかたちで言って来たところがあります。そういうかたちでどんどん今から町道においても林道においても水路においても増えてくると思っていますので、そういうときに何か事業化がないかということでいろんなハード的なもので人員不足が解消できればと思ってやっていますがなかなか災害が起きれば災害として対応はしていきます

けれども、なかなか普通の団体営とか適正化とかいろんな事業もありますがそれはあくまでも水路が破損したり機能を上げるというだけで維持管理については本当にいろんな議員さんからもう毎年のように質問がありますけども町道の草刈りも含めてなかなか補助事業に載せていただけません。それは日本中考えればこういう中山間地とかそういうところがたくさんありますので本当にその維持まで国が担うとなると先ほどの地方分権とかの意味合いもあってなかなかもう国の予算も足りないというところがあります。だから今後は最終的には事例を出すとか熊本県で言えば県の場合小国管内国道が3路線、県道が3路線ありますが、もう一括してパトロールをしながら補修もしながら草刈りは別ですけど融雪剤の散布とか月に何回か点検をしながらですね。河川もそうです。全て一括発注というかたちで建設業のほうに委託している部分もあります。かといってうちのほうがそれをどうかというのはまた予算も掛かるものですから今のところは推移を見ながらあとは国県に要望しながら「何とかならないかな」というかたちで毎年答弁はしていますが草刈りの補助とか高齢化して水路の補修ができない部分とかそういうのに関して何か補助がないかなということでもう要望していくしかないかなと今のところ思っています。

以上です。

8番（熊谷和昭君） 県、国の補助金があるところから優先的に補修とか修繕をやっていくということでしょうけども道路もしかりですけども農業用水路に関してはこれを大規模な災害を招く可能性がものすごく大きくなってくると思うのです。あってからでは遅いので私もちょっと近所ではありますけれども見て回ったときがあるのですけどもほとんどが漏水しているのです。ほかの方に聞くと「要請はしているけどなかなかね」という話で「このままでいいのかな。家の裏の用水路が通っているけど、そこが漏水して家の庭がずっと濡れっ放しですもんね」という話も聞きます。分かります。町の予算がどのくらいでどのくらい対応ができるのかというのは議員の立場になれば分かるのですけども、町民の方たちからすればなかなかその辺は納得いかないところがあると思います。こういった要望が町のほうにはどんどん上がってくると思いますけども、町道とか道路、農業用水、全部で年間大体どのくらいの苦情というか要望ですよね。件数が上がってそのうち何件ぐらいが対応できているのか。その辺の数字的なものが分かればよろしく願います。

建設課長（小野昌伸君） 要望件数は先ほど令和5年の実績からいきましたとおり大体60から災害も含めまして120件。これは要望に全て応えているというふうに思っております。それから先ほどの水路いろんな面は確かに今4、5件上がってきてそれは適正化という事業が今度ありますのでその調査というかたちに載せていこうと思っています。苦情のほうがなかなか私のほうには届いてきません。非常に完成したお喜びの電話等々がありますけど本当に部下職員が一生懸命対応した賜物だと思っていますのでもし苦情等々があれば議員さんのところには届くと思いますので私には不思議と掛かってきませんものですから苦情はありません。

以上です。

8番（熊谷和昭君） 今、「もう全て大体答えている」、「苦情ありません」ということですが、私も私の耳に入ってくるのはちょっと内容が変わってきますけれども。昔はすぐ言えばできていたのに今ちょっとした工事でもできるのかという話はもうこれは多分ほかの議員もよく聞くとおもう。「町のほうに言っておられますか」というと「言っただけはいるけどな。もう何年も前からその辺は言っているんですけど、なかなか整備のほう進んでいない。」と。「町の持ち物だから勝手に扱うわけにもいけないし、どうしたらいいのかな。」という話もよく聞きます。その辺でやっぱり町に苦情がきていないというのが不思議なんですけども。一般の方たちが議員に言ってきて町に何も言わないということがあるのかなあということが一つちょっと疑問には思いますが、そういうことならそういうこととして理解いたします。私は答弁として苦情があっているという感じで考えておりましたのでそれに対しての返答を考えておりましたが、ないということであればそれを信じたいというのは失礼かもしれないけれどもそういうふうを考えたいと思います。ただ町の財産の管理というのはお金も掛かりますし町民が今から出してくる苦情、要請等も相反する部分がございますので小国町の予算というのは限られておりますのでその中で町内インフラにどのくらいかけられるのかというのを町民の皆さんにも分かっていたかきながら進めていかないと一番よく聞くのが「北里柴三郎記念館のドンネル館とか鍋ヶ滝とかそういうのだけに予算をつぎ込んでいるのではないか」ということは時々やっぱり聞きます。その中で身の回りの昔から自分たちが住んでいるところの整備とかそういうのはおろそかになっているのではないかという意見は多少なりともあると思います。自分の分かる範囲で「それは予算の出どころも違うし町の発展のためにやっっていく事業と地域維持のためにやっっていく事業はまた予算が違いますものね」という話はしておりますけど、その辺をやっぱり現状人口減の消滅可能都市ということで今小国町も挙げられておりますけどもその中でどういうふうに町民の方に「小国町でよかった」と思われるような自治体にしていくかというのはやっぱり執行部の皆さんの力も相当あると思います。その辺はよく考えられてどういうふうな予算を割り振っていくのか。町のため未来のために今の町長がやっているような政策も進めていくのは当然だと私も思っております。ただやっぱり住民の生活をおろそかにするような施策というのはまたそれも通じませんので。この辺は町が悪いとも私は思っておりません。そもそも国の今までの政策の問題でこういうふうになっていると思います。日本全国に自治体がいっぱいありますが消滅可能都市として上げられたところが多分47%ぐらいはあったと思います。そういう自治体の中で今後その自治体を生かしていくためにどういうふうな予算をとっていくのかということでもう今のやり方では限界が来ているのではないかと自分で思っておりますので国のほうにもうこれ町だけではどうにもなりません。国のほうに要請をしていただければまた首長と組んで要請をしていただければいい方向にちょっと傾くようなかたちがとれるのではないかと思いますけれども、この問題町長としてどういうふうを考えら

れますでしょうか。

町長（渡邊誠次君） はい。今熊谷議員からお話をいただきました。ただ1点、町に苦情が上がっていないという答弁と熊谷議員のほうには苦情がある。ここはひょっとしたら擦れ違っているかもしれませんが熊谷議員もちろん町の町民の方たちの代表でございますのでその部分は直接具体的な案件に関しては町の建設課ないし私でも構いませんので直接その部分にはお伝えいただきたいというふうに思っているのが1点。また町の施策の中で地域住民の生活をないがしろにしているという感覚は私のほうではありませんので、その部分ではまず具体案として具体的にどの場所がどうであるといったところをスタート地点にして予算づけをしていかないといろんな箇所をやっているのはもう間違いないと思います。先ほどの4億の中でももちろん公共の事業もありますが一般的な方たち農災含めてありますのでその部分ではちょっと検討課題として私も先ほどの御意見としては熊谷議員がおっしゃるような苦情の部分では少しちょっとはてなが付いておりますのでその部分はちょっと教えていただければなというふうに思っております。また先ほどから言われるように地域の実情はこの前も少しお話をしたと思うのですが小国町これだけの地域ではありますけれどもその地域地域によつての地理的な条件が違います。地理的なリスクも当然違うというふうに思います。どの地域だけ町が力を入れてやっているということはありませんのでその部分では様々に御意見をいただいてその中から優先順位だけは付けさせてもらわないと事業ができませんので優先順位付けさせていただいて事業を行っていくという方針は今までと変わりません。ただ職員の数も限られておりますし寄せられた内容が届いているか届いていないかその部分もしっかり精査していかないといけませんので、その部分では具体的に熊谷議員だけではなくて様々御意見あったときには町のほうにお届けいただければなと思っております。

以上です。

建設課長（小野昌伸君） 先ほどの苦情の件ですが要望としては上がっております。それが苦情なのかどうなのかという中で私も窓口対応しますが要望として受け止めておりますので「なぜできない」、「どうして」というところの非常にそういう感じのものはなく、確かに遅れている分に関しては何らかうちも先ほど町長も答弁されてましたとおり事業化していきたい。なるべく単独のお金を使わず側溝のちょっとした修理は蓋を変えるとかそういうのはやりますけどもう非常に今コストも上がって側溝をちょっと入れ替えるだけでもすごいお金が掛かりますのでなるべく事業化に載せて何とか補助事業をとっていかうということ担当にも「国県の補助事業なんかないかな」ということでいつも課内で揉んでおります。だからそういう意味でなかなかその事業化になるまでお待ちいただいているというところはあるのでそういうところもあるということでお見知りおきをいただいて本当に何かありましたら直接電話していただいても構わないので。僕がそちらのほうに出向きますので是非とも何かいろんな苦情があったときは御連絡いただければと思っております。

以上です。

8番（熊谷和昭君） 苦情ではなくて要望ということでしょうけど自分としては同じような認識の中で質問させていただきましたけども、要望というのも今日挙げて1年後ぐらいにできるという要望ではないと思うのです。多分何年か待たされているところもあると思いますのでそういう部分でこの前建設課の前にいたらある方が来て係長の方に結構やかましく言ってきましたけども多分これは私から言わせると苦情なんですよね。係長も困り果てて最終的に課長が来て話をしておられたみたいですがやっぱりこういうことが続くようでしたら職員の方も一部これカスハラではないかなという感じもちょっと受けたのですけども若い職員の方たち多分もたないと思うのです。ですからやっぱりその辺はできるだけどういうふうに対処していくかのルールづけですよね。執行部として一番住民の方が分かるのに「あそこができて、こっちは何でできないのか」という不平等さが出てくると思いますので、その辺でできれば今小野課長言われたとおり「国の補助金等を取れるところから最優先でやっていきます」とか、「生活とか仕事に支障がないところは、すみませんけども後回しになります」というような線引きというのはある程度執行部のほうで必要ではないかと思うのですけどその辺で住民の方が分かっていただけではないかと自分では判断するのですけども、その辺の採択要件というのは多分補助金関係だとは思っているのですけどもそれ以外に何かありますでしょうか。

建設課長（小野昌伸君） ありがとうございます。窓口の状況を私に対応したということで。はい、確かに周りから見れば苦情だったと思いますけども、まずその話からいきますと多分建設課にいるんな要望ちょっとトーンを上げて来られるお客様が一番多いかと思いますが、しっかりその辺はカスハラとか今言葉にはしていますけどやはりこちらで対応が悪かった部分で町民の方を不快に思わせることもありますのでしっかりそこは私も窓口に出ながら対応しているつもりですが、なかなか確かに若い職員にとってみればびっくりするような出来事もあるかもしれませんがしっかりとそこは私の責務なので「順応してくれ」というのも無理かもしれませんがしっかりと対応していきたいと思っています。

それから事業化においては確かに採択要件ってあるのです。距離が何メートル以上。金額が200万円以上とか。もう全て10万20万のものから拾えるものというのはなかなかないです。だからそういうかたちで採択要件とかいろんなものも地元の説明しながら「あっちができてなぜこっちができないんだ」ということもまた聞きますけどもそういうのはやっぱり周知そういうのをしっかりと。途中段階で放り投げるのではなくて返事をする。「せめて時間を下さい」と言っても1週間2週間の間には返事をするというような心構えで私も口酸っぱく言っているのですけどもなかなか伝わってない部分もあるのでしっかりと今からはもう一度職員の教育という面でしっかりと行っていきたいと思っています。すみませんでした。

以上です。

8番（熊谷和昭君）　そうですね。やっぱり公平性というのが町がやる上でこれ重要になってくると思いますので、そこら辺はしっかり町長始め執行部の皆さんにお願いしたいと思います。ただやっぱり住民の方のカスハラという話がありましたけども私たち議員のほうもそういう口の利き方とか威圧的な態度とかいうのは執行部の方にできるだけ与えないような態度でやっぱりこういう場にも臨まなければいけないと思っておりますので、その辺は各議員もしっかり注意はしていただきたいと思います。

それでは、次の質問にまいりたいと思います。今鍋ヶ滝のほう開通工事が今から一次、二次、三次と行っていくと思っておりますけども現在どこまで進捗しているのか。最終的に西の下組様と合意がいただけているのか。その辺が分かりませんのでちょっと答弁をお願いいたします。

建設課長（小野昌伸君）　事業の進捗は後ほど準備のほうをしていますのでビジョンのほうで説明させていただきます。

覚書というかたちで同僚議員のほうから最終的には結んだらどうかというかたちで今年になりまして3月19日の日に今言われた西の下組さんとは五つの条件でというかたちで覚書を結んでおります。もうその中の取組として一つ、二つもう実行しておりますのでまたその成果が出て近いうちあと1か月後にはまた西の下組さんとは別件でお話をするようになっていきますのでそういうかたちで今進んでおります。

事業の進捗のほうはちょっと図面を見たほうがいいのかとちょっとお時間をいいですか。

見えますか。これ国道です。坂本善三美術館。起点側からずっと行って終点まで。西の下組さんのところがここにあります。ここにおいては当初ボックスカルバートで下の町道を立体交差するはずだったところをもう2径間でワイドに視距を広げてやっていくということでお話も付いて県も動き出しております。これに関しては詳細設計の変更というかたちで今後委託費として組んでいきます。

次お願いします。ルートの的にはこれは国道387号線です。こういうかたちで入っていきましてここで大体5メートルぐらい立体交差で超えていきまして山を抜いていく。

次お願いします。山を抜くときにこういうかたちで抜いていきまして今現在大体560メートルの暫定掘削を令和5年度予算1億円付いていますのでこれからこの矢印からこの向こうを今掘削発注しております。

次お願いします。この部分です。この部分の山を今切り開いているというところなんです。

次お願いします。切り開いた土をこっちに出てくるのですがこれから向こうを今発注してございまして、これ現道ですのでこれを潰してしまうと鍋ヶ滝に行けないのでここはちょっと空間をあけてございましてこの部分の路体盛土。ここが盛土になります。ここが埋め上がって全部駐車場になりますのでこの部分の盛土を約2千万円別発注で今発注してございまして。来年がどうなるかということとで来年は2億円程度予算が付いてございましてこの部分の今2千万円でこれくらいですがこの

ナンバー50から先。このタッチまでの路体盛土の仕上げと先ほど言った山の掘削を80メートル延伸しまして大体640メートルほど施工していきます。今は暫定掘削して山を切るだけなのでもうしっかりとした側溝を入れたりとか道路のかたちがいよいよ見えてくるような施工をしていくというかたちで来年はまた掘削とこの盛土ができてくるということで、もう来年になれば大体この辺の線形、山の入り。ちょっと戻してもらっていいですか。

もう一つ。はい。この2号橋の橋りょうを変更しますものですからこの部分まではちょっと影響しますのでこのナンバー20。この先ぐらいからを大体もう来年は切り開いていってかたちが見えてくると思います。この2号橋の高さ次第ではこの辺に影響を与えますのでこれから向こうだけを掘削していくというかたちになっております。

では次お願いします。先に進んでください。まだずっといいです。もうずっといいです。道路はいいです。はい。これが今度もう一つの事業でやる公園整備。こういうかたちで道路から出た残土で埋め上げて最終形の舗装の仕上げが公園整備に入っています。

次お願いします。はい。次。もう終わりかな。はい。次お願いします。図面をお願いします。はい。先ほどの駐車場がここです。もう今年度一応この右岸側の土地の買収に入りますのでこの前の6月の入札ではこの毎木調査。立木が何本いろんな種類がありますけど生えているかを調査して立木補償の根拠にしたいと思っています。それで土地を測って買収に入るというかたちで今年度は考えております。最終形は駐車場を造り、トイレを造り、休憩場を造る。大型車10台、普通車35台というかたちになっております。それからこれはもう既存の第1駐車場、第2駐車場、第3駐車場。こちらに関してはちょっとした水辺で遊べるところ遊歩道等を造ってほとんど森林をそのまま生かすというような計画でおります。これが大まかな今後道路、公園の整備を令和10年から令和11年には同時に完成したいと思っていますのでお見知りおきをよろしく願いいたしたいと思っております。

以上で説明を終わります。

8番（熊谷和昭君） では今説明を聞いた中では前の計画とあまり変わりはないですね。はい。着実に進んでいて地元形成もある程度できているということで受け止めます。説明の中にもありましたとおり鍋ヶ滝カントリーパーク事業等も去年採択いたしましたけれども、住民の方から聞くのが「どこまで鍋ヶ滝やるつもり」ということを聞くことがあります。執行部として町長としてこれ悪い意味ではなくてどこまで広げていくつもりか答弁をお願いします。

町長（渡邊誠次君） 場所の部分でいくと大まかに今議員の皆様にお示しした部分で大体の構想は終わりですが、逆に言えばここまでやらないと次の次世代には残していくべきではないのかなあというふうな思いで事業は付けさせてもらっております。そのような中で1点だけ駐車場の今整備も全部かかっていますけれども駐車場の整備をするにしたがってどちらかというソフト面になるかもしれませんけれども、駐車場のまた予約だったりそういった部分は少し必要になるかも

しれませんのでその部分では少しソフト事業が入るかもしれません。ただそれ以上にこれからやっていくというよりもこの事業を完成させて今度はいかに地元にお金が落ちていくのかという展開を考えるための施策はやっぱりやらないといけないなというふうにも思っているところです。大事なところは一旦めどといたしますか5年後に完成してカントリーパーク構想と県の代行事業と両方完成するようになったときには大型バスが直接入れるようになるということは非常に大きな展開でございますし、今20万人近くお客様が来られておりますけれどもこれ以上に予約システムを入れることによってそれも倍増しながら渋滞はしないといった構想もしっかりと考えることはできますのでその部分では今までの事業をそのまま今後も進めさせていただければなというふうに思っております。重なっているところでありましてけれども今からはどちらかという事業を広げるといよりも事業を効率よくするための事業を行っていくことはあるかもしれませんけれども、土地を広げたりとか新たな道路という考えは私の考えでは今のところはないというふうにお答えをしておきます。

8番（熊谷和昭君） ハード面は大体終わりということですよ。はい。それで一つ区切りがつくのかと思います。あとソフト面に関しては時代が進むとともにいろいろと取り入れていく必要ももちろんあると思いますけれども開発時からすれば町から持ち出すお金というのはある程度限られたものになっておりますけれども、そこに町民がどういうふうに恩恵を。この鍋ヶ滝に20万人という数の観光客の皆さんたちが来られてそれを事業化としてどういうふうにとっていくかというのがこれ大きな問題になってくると思います。前一番初めに町会議員になって質問させていただいたときに執行部のほうからは「そういう店というのはキッチンカーでしか考えてない」という確かな答弁だったと思います。私のほうから「ちょっと屋根付きの賃貸でも何でも構いませんので考えられませんか」という質問をしたと思います。それに対して「ちょっと考えておきます」という返事だったと思うのですが、その辺は前と変わらないのでしょうか。よろしく願います。

町長（渡邊誠次君） 先ほどお示した中ではもうありましたけれども第4駐車場の部分ですね。この部分を今からどうやって考えるかといったところも必要であろうと思いますけれども、あんまり高額ではないですけれども一つ建物は欲しいなと。トイレが増設することが必要でございますのでその部分ではトイレと売店というか休憩所スペースをもっていきたいなというふうに思っていますが、プラスアルファで近くに蓬萊の体育館。2、3日前日曜日に老人会の健康うきうきまつりというのがありまして私も参加させていただきましたけれども。あの蓬萊の体育館は避難所にも指定されております。けれどもやはりエアコンがないといったところと天井が高くてこれから先やはりエアコンがないところの避難所をどう考えていくのかといったところも考えの中では必要というふうになってまいりますので、まだ構想の段階ではありますけれども建物を準備させていただいていざというときには近隣の方たちが避難ができるスペースぐらいはですね。あんま

り大きな建物ではないですけども小さな建物が建てられるのであればその複合施設といいますか避難所と休憩所もちろんトイレもそうですが兼ねたような施設。小さい小規模でありますけども必要かなというふうには私は考えております。その中で先ほど言った町民の皆さんが商売をするなりなんなりといった展開はまた考えていかないといけないというふうに思いますのでその部分でもまたいろいろお話をいただければなというふうに思っております。それから1点鍋ヶ滝の第1駐車場と鍋ヶ滝ではもう今産業課のほうでキッチンカーないし店といいますか仮設の店であれば出せるような仕組みも準備しておりますのでその部分では今年度から少し動きがあるのかなというふうに私も思っているところです。

以上です。

8番（熊谷和昭君） 立派な建物を建てると私も余りよくないと思います。どこの観光地とか行っても浅草辺りでも結構ですけども店舗ってざっとした建物ですよ。ああいうところのほうがかえって入ると思うのです。そういうかたちでいろんな業種の方に入っていていただいてこれを町内の事業者を最優先にやっていければ20万人ですから1人500円ずつ使っていただいてもざっと計算して1億円になりますから。大きな収益の増と町民の方もなりますしそうなってくれば税収のほうも町のほうも潤ってまいりますので。小国町出身でよそで商売している方たちもいると思います。帰って来て「小国、鍋ヶ滝でやってみようか」という方も聞くところによるとおりますのでそういう方たちが安心して帰って来て商売ができるようなかたちを町のほうにとっていただければ人口減少に関しても少しは貢献できる対策になるのではないかと考えております。いろいろ住民の方から要望等あると思いますけども一つでも聞いていただくかたちで町のほうには考えていただくようよろしくお願いします。

これで私の質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（熊谷博行君） ここで暫時休憩をいたします。次の会議は1時からです。13時から行います。

（午前11時45分）

議長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

議長（熊谷博行君） 7番、松本明雄議員、御登壇願います。

7番（松本明雄君） はい、松本です。午後一番目の質問をさせていただきます。

先ほどから台湾の話が出ていたのでここで一つ御報告をしておきます。この前から国際交流の方々が義援金を集めていらっしゃいました。80万円弱集めて県のほうに持って行かれたようです。そして7月の4日からまた中国文化大学のほうがホームステイに来られます。受入れされる場所はよろしくお願ひしたいと思います。それに加えて私ごとではなんですけど今年はインターンシップを受けました。約2か月の間ゆうステーションの近くで手伝いながら日本語の勉強を



で一挙に川に入ってくる水を少しずつ少しずつ分散していこうというところでどこかに貯留施設を造って川の氾濫を防ごうではないか。もちろんハード整備もダムとか田んぼダムとかいろんなものをしますけどもそれから先のことはもう一人一人の啓発。そういうこともやっていこうということで皆んなで考える流域治水ということで今から説明しますのでスクリーンのほうよろしくお願いいたします。

今言ったとおり令和2年までの10年間1回も水害、土砂災害が発生しなかった市町村ということでわずか41ということで、この赤塗りをしているところは全て土砂災害等々が1回以上起こっているということで自治体が1千741ありますのでもう1千700は起こっているところになっております。

はい。次お願いします。これが近年というか過去10年間の災害です。平成27年から29年にかけては大きなところで熊本地震。豪雨災害でいえば平成29年の7月九州北部豪雨。朝倉の様態です。平成30年西日本豪雨ということで岡山県倉敷。はい。北海道の東部地震もあっております。令和元年8月佐賀県です。房総半島の台風。東日本台風というかたちで起こっております。

次お願いします。ここが先ほど私も言ったとおり非常に地球温暖化、温室効果ガスのパリ協定の目標とするシナリオでいくと2度上昇すれば降雨量も1.1倍、流量も1.2倍、洪水発生頻度も2倍になるということでこれを頭に置いていただいて次お願いします。

ざっくり言いますと流域治水の転換というところでもうこれまでの河川管理者等の取組だけでなく集水域から氾濫域。この集水域というのが後ほど説明しますが水が降ったときに入ってくる集水域。氾濫域は今度河川から氾濫する域。その流域に関わる関係者、自治体、企業、個人個人が社会を構築する必要がありますということで。対応をどうしていくかということで国、都道府県、市町村、企業、住民等により全体で行う流域治水への転換によっていろんな施策を考えていこう。もちろんハードも加速化させていこうということが載っております。

はい、次お願いします。ここでずばり流域治水とはということで。この辺ですかね。「しかし、昨今の気候変動による水災害リスクの増加によって、これまでの河川整備等の治水対策だけでは流域を洪水から守り切ることができません。だからこそ、これからの治水対策は河川だけではなく私たちが生活する大地にも目を向け、流域に関わるあらゆる関係者、国、県、市町村、企業、住民等が協働して対策を進めていく必要があります。それが流域治水です。」ということで下のほうには「一人一人の行動が流域治水の推進につながります。」ということで後ほど説明しますが自分の避難行動のタイムラインを作ったり各家庭に貯水槽を造ったりそういう個人の取組をお願いしますということでこの文書はまとめております。

次お願いします。これがちょっとダブっていますが筑後川に関しての流域です。松原ダム関係の流域が306平方キロ、下釜ダム流域が185平方キロということで3万ヘクタールと1

万8千500ヘクタール。この辺になっています。遠くは大観峰から流域が全部入ってきますので大観峰で降った雨も一つは阿蘇のほう、一つはもう全部小国のほうに流れています。津江関係も入ってくるということで非常に筑後川は九州でもナンバーワンの大河川なので流域は広うございます。これからダムを越えて日田に行くと今度は玖珠からの流入、山国からの流入いろんなところから流入して行ってやっぱり久留米付近ではかなりの流域が予想されます。

次お願いします。これが大まかな今までと今後の利用ということで御存じのとおり東京でいえば下水道を利用した大規模な貯留施設を造ったりこれはもちろんダム建設。防災関係でグラウンド等々を一時溜め池みたいにする。もちろん田んぼダムもありますし既存の利水用のダムは穴をせき止めていつもこっちから用水で取っているのですけど止めて溜める。これは東京ドームの地下タンクの模様です。

はい。次お願いします。これが先ほど言った池とかグラウンドを使ってやっていく治水事業というふうになっております。

次お願いします。これが取組。一番近いところで今頻繁にやっているのが久留米市です。久留米市は去年ぐらいからもう4年連続で久留米市内が冠水したというかたちになっておりまして、これは久留米大学の御井キャンパス吉井に近いほうですかね。そこが当時のグラウンドはこの高さにあったのですがこういうかたちで2メートル掘り下げてこれが25メートルプール約50杯分ということで、25メートルプールというのが25メートル掛ける幅13メートル深さ1.3メートルということでこれだけのプールの容量が52杯分ここで貯留されるというところなんです。それから今年度までに令和4年度から令和5年度までにこの貯水槽。御幣島公園の地下に先ほど見た東京の下水のあるようなところにこういう貯留施設を造る。これが大体3万9千トンぐらい溜められるというところなんです。またこれから先もどんどんどんどん広げていくという計画があります。それから最後に個人的に家庭でできるものということで久留米市も助成金をやっているのですが100リットル以上のこういう貯留タンク。これを家庭で設置する場合は補助を出すというかたちで皆んなでやろう流域治水ということで久留米市は活発にやっております。こういうかたちで一人一人で取り組めること。上流域、下流域で取り組めることと行って今流域治水を進めているところでございます。

簡単ですが以上で説明を終わらせていただきます。

7番（松本明雄君） はい、7番です。

今説明を受けましたがやはり雨が降ったときは避難所に先に行ってもらうのが一番ですので、もう雨が降りだしたら避難所のほうに皆さん避難してください。アスファルトも久留米のほうでは浸透性のアスファルトがあります。それはちょっと金額的にも高くなりますので今後の課題です。ですからやっぱり水を川に流さない方法を考えていかないとやはりもう今の雨には対応できませんので筑後川の上流でもありますので久留米いつもフェスティバルなんかあっていますから

久留米辺りとか水で恩恵を受けている福岡市内とかそういうところにお金を出していただいても水溜りする方法を考えていただきたいと思います。雨に関しては以上です。

次に入ります。毎回毎回議員の方から道の話は出ると思いますがTSMCの関係でやはり向こうは道をすぐ広くしなければいけないとか熊本市内の渋滞をどうかしなければいけないという話は出ているのですが、この田舎の小国町では今鍋ヶ滝はバイパスを造っておりますがほかにはなかなか都会に行く交通手段は自家用車が主になりますのでやはり早く日田に行ける、大津に行ける、菊池に行けるという道を模索していただきたいと思います。そうでないとやはり病気になってもけがをしても今はドクターヘリがあるからいいのではないとかいう考えもあります。雨の日は飛びませんので夜間と。その辺は今後考えていきたいと思っております。今、日田阿蘇道路、進捗状況、話し合いどのようになっているか町長のほうから説明をお願いします。

町長（渡邊誠次君） 補足があれば担当の建設課のほうからまたお話をしてもらいたいと思っておりますけれども。まずは大きく昨年から変わったところは阿蘇郡の阿蘇市町村会そして阿蘇市町村議長会から県への要望というかたちで日田阿蘇道路という部分が文字を盛り込まれて要望の中に提出を阿蘇地域の道路の整備に関する要望事項の提出についてといったところで阿蘇市町村会長の草村町長そして阿蘇市町村議長会の会長の菅会長から要望の提出が出ております。その内容の中から少しお話をさせていただきますと熊本県新広域道路交通計画、阿蘇管内の実現推進という要望が出ております。1阿蘇日田道路、阿蘇山都道路、阿蘇高千穂道路の早期実現について。少し読ませていただきます。「熊本県と熊本市におかれましては令和3年に28年ぶりとなる新たな道路計画である熊本県新広域道路交通計画を策定され“すべての道は、くまもとに通じる”を理念に今後20年から30年間の中長期的な県内道路整備の基本計画を示されました。そのうち阿蘇日田道路、阿蘇山都道路、阿蘇高千穂道路につきましてはダブルネットワーク機能が強化され大分県、宮崎県との移動における利便性が向上し、産業、経済、観光の発展さらには災害常襲地帯と言われている阿蘇地域の主要道が被災した場合の代替道路としての役割を果たすなど多大の効果が期待されます。現在阿蘇地域では熊本県と一体となり世界文化遺産登録を目指し活動を続けており、将来の交流人口の増加が見込まれております。熊本県におかれましては台湾積体回路製造（TSMC）の進出効果を引き上げるためのインフラ整備に取り組んでいくこととされておりますが、阿蘇地域の道路整備はその進出効果を最大限に生かすためにも必要不可欠であります。つきましては現在熊本県新広域道路交通計画におきまして構想路線となっております阿蘇日田道路、阿蘇山都道路、阿蘇高千穂道路の早期実現に向け更なる進展を図られますよう強く要望いたします。」というふうに書かれております。この中でも昨年、一昨年ずっと4年間、私が町長になってからもずっと南小国町の高橋町長といろいろ模索をしてみましたが、この要望の中に阿蘇市町村会と阿蘇市町村議長会と両町議長の名でこの要望が出るということは非常に私としてもありがたいことでもありますし、阿蘇郡市挙げてこの要望をまた実現できるようにお願

いしてまいりたいというふうに思っておりますので今後ともいろいろとまたお知恵をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

7番（松本明雄君） はい、7番です。

要望はされているみたいですがやはり一步でも前に進んでいただけないとやっぱり我々は段々山の中で道もない何もないというところではやっぱり人が来ませんので。観光客の方もいろいろ言われます。「日田から上ってくる道が特に狭い」と。だから福岡の方々には九重インターで降りてそれから北里のほうから入ってくるとそういう話も聞いておりますので、やはり国道ももう少し早く改良工事を進めていただきたいと思います。この前から坂本代議士のところに行かれたと思いますのでそういう要望をされたと思いますが、もう1回帰って来られたときでも町長のほうから推していただくようによろしく願いします。

建設課のほうに聞きたいのは、いろんな期成会があったと思います。それで今町民の方々も心配というか前に進んでいただきたいと思う気持ちがあるのはやはり中九州横断道路ですよね。あれが今災害用道路としてトンネルは掘れましたけれどそれから先のことがニュースでは見えていますけどどのようになるのか。合志区間のほうはもう建設が進んでいますけれどもあれを有料化にするような話も出ていますのでそうなれば早く進むと思いますが、その辺も聞かれている点があれば説明のほうよろしく願いします。

建設課長（小野昌伸君） 今おっしゃられたとおり期成会いろいろあります。小国でいえば国道212号、国道442号というかたちですね。期成会には町長、議長ともに出席しております。今おっしゃられた中九州のほうもこの前期成会テレビニュースでも出ましたが国道57号と並行していつも行われております。そのときに国交省からいろんな今後のスケジュール感いろんなものを説明いただきましたのでそれをかいつまんで今からまたすいませんスクリーンのほうで説明させていただきたいと思っております。準備をお願いします。

始めてください。はい、次お願いします。これが全体像です。要は大分県から熊本県まで。こちらが日田インター。これが大分自動車道の大分インター、大分宮河内インターです。この付近からスタートをするというところで最終地点はこの九州自動車道の縦断の自動車道の熊本北サービスエリア。今インターではありません。熊本インターがここなのでサービスエリアがあるところに直結しようということで。今議員もおっしゃられたとおりここが復興ルートです。復興ルートで造ったトンネル。北側復旧道路。13キロというかたちです。これからこっちを今集中的にやっています。この付近がTSMCです。要はこの赤のものが今事業化にやっています。こちらが阿蘇管内でいえば滝室坂のトンネル。6キロありますがトンネル自体は4キロ程度。それから波野に抜けてそれから竹田のほうにここ萩でしたかねそちらのほうに回って現在の国道57号はここです。それで竹田に直結。こちらはもう完成しております。こちらも完成しております。今計画段階がこの復興ルート。トンネルを大津方面から来てトンネルを抜けて今国道57号に曲げ

てつないでいますが、ここの阿蘇管内滝室坂トンネルまでの間、内牧と宮地、ここがどこを通るか今から計画していくというところです。ここはまだ残っています。先ほど言った日田阿蘇道路というのはこの縦のライン。日田インターか天瀬インターから結んでこの中九州に結びたいということでこれと同じく高規格道路、高速道路です。簡単に言えば高速道路をここの期成会という要望が今町長が読み上げた文章で阿蘇管内に出てきたと。これからまた高森に行くこれがまた要望として上がっているということでこの真ん中を抜く横断自動車道とこの真ん中を抜く路線を今要望しているというところでございます。ちょっと大きいのでこの辺の個別を今から説明します。

これが国道325号線です。大津町杉水というところです。本田技研がこの付近です。大津から菊池に抜けるもう今4車線化になっている道路です。その杉水のところから菊池に向かって左側が今もう工事をやっているところでございます。こちらはまず右側のほうから説明します。こちらがトンネルを復興ルートを抜けて来てぐっと曲がって今ここ美咲野のところにつながっていると思いますが、走ってみると分かるとおりに途中からぐっと曲がって結構降りてきています。このカーブのところ付近にこの本田技研の裏を通過して結ぶ。これももう計画に入っていて約5キロで真っすぐ伸びていく。それとこの国道325号のところを高架化インターチェンジができますのでこれが大津西インターができてこれから今度合志のほうに向かっていくということ。幅員は全幅12メートル、車道のところが3.5、3.5で中央分離帯が1.5メートルで路肩が1.75ということで全幅12メートルの道路です。

次お願いします。これが今度逆です。この国道325号先ほど言った説明がここの部分です。これから熊本北サービスエリアまでもう一部工事をやっています。9.1キロと4.7キロですから約14キロでこの国道325号からこの北サービスエリアまでつなごうということで。TSMCがこの付近ですかね。それと今ソニーの第2工場がこの付近にできています。もう一部ここは測量も終わってこの前着工式も終わりましたので今から工事が始まると思っております。こちらはもう一部工事をやっています。それからこの高速道路から今度国道3号線につなぐ。これもまた今事業化というかたちで考えております。先ほど有料関係というのがありましたのが今から検討していくこの路線この区間ということで。昨日も河川事務所長がお見えになられましたので各首長にその話がまた次の懇談が行われるようになっております。まだ決定ではありませんのでよろしく願いいたします。

次お願いします。これが先ほど言った滝室坂のトンネルです。もうトンネル自体は抜けています。4.8キロということであとはもう坑内のコンクリートでこの内側をまく部分、照明とか空調をつけるものが今から始まります。これが波野。これ出口です。トンネルを抜けてこう来てこれが今現在走る国道57号。こちらが波野の道の駅ですかね。神楽苑。その横をかすめてもう新しい道路はこういうふうに行ってトンネルをこう落ちてこちらの阿蘇に出て来るということで。

阿蘇はかなり今の国道57号より大観峰寄り。外輪山寄りのほうに掘っています。こういうかたちで出てきてこれも暫定ですが一部国道57号につなげるというところで、これから先がどうつないでいくかというのがさっきの〇〇〇で復興のトンネルまでどういうつなぎになるかはまだ未定ということで。こういうかたちでこれが令和8年には開通するというので令和8年以降は非常に産山、波野、阿蘇から竹田に行ったり大分に行ったりするのは非常に便利。一番はやっぱり滝室坂。北部豪雨でもう何か月も通行規制がありましたので国道57号が規制されるといろいろな物流関係も滞りますのでもうその改修のためのトンネルというかたちでもう完成間近というかたちになっております。

これが現況の中九州の今の進捗状況でございます。これで終わります。

7番（松本明雄君） 7番です。

今説明があったとおりもう測量が終わって工事に入っているところがありますが、阿蘇管内はまだ・・・だそうです。ですから町長にお願いしたいのはやはり滝室坂も外輪山のそばにきていますのでなるべく大観峰の下にインターができるようにしていただきたいと思います。そうすると町民の方も遊びに行くのもいいし大津に行くのもいいと思われまので。そしてまた今特に夜は有害鳥獣シカ、イノシシ等が出ますのでもう阿蘇に下りてそれから大津に出ないと夜は非常にシカと車が接触しております。それで修理代が相当かさんでおりますのでやはりもうあその道は夜は通れないような状況になっておりますのでなるべく大観峰の下のほうに来るように阿蘇市とも折衝をしていただきたいと思います。

今言ったとおり熊本は国土交通省は相当なお金をつぎ込んでおります。ですから道を造るにはもういろんな予算はないと思いますのでこれは僕のほうからの提案です。僕は議員になったときに前の町長には一応提案したのですが今鹿児島のはつま町が自衛隊の弾薬庫の誘致をしております。それでもう調査費用がつかました。はつま町は5年前から誘致活動をされたと思います。それで調査費用だけでももう10億です。ですから自衛隊車両が通るとなるとやっぱり大型車両が通らなければなりませんので道は一番先に整備していきます。ですから国土交通省のお金ではなくて防衛省のお金を使うとそういうこともできるということはお知らせしておきます。どこでもここでも弾薬庫ができるわけではありません。やっぱり住民の方々の恐怖感もおありますのでなかなか前には進まないと思いますが前向きに検討していただきたいと思います。ほかにはこの前ちょうど知り合いの議員さんが由布市にいますので由布市に聞いたらやはりもう誘致活動をされております。僕も自衛隊出身ですので弾薬庫が九州に幾つあるか。二つしかないんですよ。それで今度ヨーロッパのほうで戦争が始まりまして一番足りないのは弾薬です。ですからそれをどう補充するかはやはりその国が考えることですのでうちも中国がなければ防衛費に金をかける必要ありませんが、一応ある以上はやはり準備はしておかなくてはなりませんのでもう一つ四つ目の弾薬庫が欲しければまた防衛省のほうも動くと思いますので折衝していただきたいと思います。

一番は港に近いこと。駐屯地が近くにあること。さつま町は川内駐屯地がありますのでそこから弾薬庫までは確か60名の隊員が出ると思います。60名だけでも小国町に住んでいただくと相当な税金が入ると思いますのでその辺も検討していただきたいと思います。もう私もあと3年しかありませんので3年の間にどうなるか分かりませんが防衛省も弾薬庫は欲しいと思います。そして今防衛大臣は町長と同じ学校の先輩ですのでその辺もお願いしていただいて、実情を分かっていたらと非常に早く通れる道ができると思いますのでその辺もよろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問にいきます。これは教育委員会にちょっとお聞きしたいのですが小・中学校のタブレット。これが入ってもう今年が4年目になりますかね。この前からいろんな新聞等を見ていたらこの買替えにはもう国のほうの補助金は出ない。自分たちで賄いなさいということでしたので今うちに何台あって故障しているのはないのか。そして子どもたちが使って壊れたのはないのか。その辺をちょっと説明していただきたいと思ひます。

教育委員会事務局長（久野由美君） お答えいたします。

まず小・中学校のタブレットの導入状況ですけれども、令和2年度末に小学校300台、中学校136台、そして令和4年度末に中学校53台合わせて489台導入しております。故障につきましては本格活用しましたのが令和3年度からになりますけれども現在のところ壊れて使えないというタブレットはございません。修繕につきましては令和3年度はゼロ、令和4年度に自然故障による基盤の不調で2台の修理、そして令和5年度に画面のフィルムの張り替えで1台、合計3台修繕のほうを行っています。

以上です。

7番（松本明雄君） 説明ありがとうございます。これで気にしていたのは買替時期ももう6年ぐらいから入ってくると思ひます。それで全部するのか。半分ずつするのか。それによってもまた予算が変わってくると思ひますが少子化の影響で同僚議員の中にも学校給食費とかいろいろなものを無償化しなさいとかいろいろありますが、やはりそういうタブレット辺りは子どもさんたちが雑に扱っていただくと壊れる可能性があります。この前の説明でも「カバーがかけてあるからそういうことはありません」ということもありました、学校側にもやっぱり安いものでありませんので大切に使うことを教育の一環としても教えていただきたいと思ひますが、どのような指導をされていますか。

教育委員会事務局長（久野由美君） 議員さんのおっしゃるとおり「貸与品ですので丁寧に使ってください」ということで指導しております、授業のない使わないときにはもう触らないという指導を徹底しております。

7番（松本明雄君） その辺を徹底してなるべく破損のないように。画面が見えなくなったとかそういう機材の故障であればしょうがないのですが、やはり町から貸与しているものですからや

っぱり何でも教育の一環として丁寧に扱うような教育をしていただきたいと思います。

以上をもって一般質問を終わります。

議長（熊谷博行君）　ここで暫時休憩をいたします。次の会議は1時50分から行います。

（午後1時39分）

議長（熊谷博行君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時50分）

議長（熊谷博行君）　本日は多数の皆様方に傍聴にお越しいただきありがとうございます。傍聴に際しましては小国町議会傍聴規則を遵守の上、お静かにお願いしたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、4番、児玉智博議員、御登壇願います。児玉議員より資料の配付がございますのでお願いいたします。

（資料配付）

4番（児玉智博君）　盗伐（森林窃盗）について質問します。盗伐とは所有者、許認可権者に断りなく伐採するもので間違って隣の山に切り込んだりする誤伐と合わせ無断伐採と言われています。違法伐採は森林法に違反している伐採でこういう盗伐とかよりも広く意味がなるかと思いますが、これらの共通認識としては所有権や伐採権のない他者が許可を受けずに行う伐採や計画に定められた指定樹種、径級すなわち太さ、伐採方法を守らない伐採、それから許可された伐採量や区域を超えた伐採、国立公園等森林保護が定められた地域での伐採、さらには伐採許可や合法証明書等の書類を偽造した伐採や取引などが挙げられるかと思いますが。森林窃盗とは森林法第197条に定められている文字どおり犯罪で木材のほかキノコや山菜を無断で採取する行為を言います。いずれにしましても伐採、森林窃盗や違法伐採は決して許されないものであると思いますし防止することが大事であると思いますが、渡邊町長の基本的認識をお聞かせください。

町長（渡邊誠次君）　今の御質問につきましては児玉議員もこれまで調査をなされたというふうにお聞きしております。私は直接お話を聞いたわけではありませんけれども部下職員からのお話を聞いた中で自分の中で判断したとするところではありますけれども、今回の質問については現在小国の警察署により捜査中であるのではないかなといった考えからなかなか答弁はしづらいなというふうに思っておりますのでその部分ではまずお伝えをしておきます。その中で住民の方たちからお話をする際には私もいろいろと御相談に乗りたいというふうには思っておりますが、何せ例えば司法の場に委ねたりとか警察の手に委ねたりとかした場合にはなかなか私の立場では助言等々は言えなくなるようなこともありますのでその部分ではなかなか公の場では答弁としてはいたしかねるなというふうに今思っているところです。

以上です。

4番（児玉智博君）　私は何も個別のことを今。今の質問は要は盗伐とか森林窃盗ですね。ほかの

人の竹山に入ってタケノコを引っこ抜いて来るとか。これも森林法でいう森林窃盗になるのですが「そういうことをしてはいけませんよね」ということを聞いているのです。そういう基本的な認識として「そういうのはしてはいけないし、町としても防止するような取組が必要ではないですか」ということを聞いています。

町長（渡邊誠次君） 基本的には「人のものを取ってはならない」というのは小さい頃から私も思っておりますのでその部分では当然したらいけないことだというふうに思っておりますし、御相談を私が直接受けるときにはそのような案件に関しましてはお答えをするというふうに思います。以上です。

4番（児玉智博君） 宮崎市の新聞が「拡がる盗伐 熊本県で大規模被害！！」との見出しで小国町で盗伐事件が発生していることを伝えてあります。5月15日付けの紙面であります。この旬刊宮崎の記事によりますと樹齢60年から70年の小国杉約2千本が盗まれたということです。被害に遭われた方がこの新聞を産業課長と総務課長にもコピーしてお渡しになられたというふうに聞いておりますので記事はお読みになっていると思いますが、この事件について町はどの程度認識しているかお答えください。

産業課長（穴井 徹君） 先ほどの町長のお話と一部重複しますが今回の議員からの質問またこの新聞の記事の関係につきましては現在小国警察署に捜査中であるのではないかとということが想定されますので、個別のものについては答弁ができないことがありますことを最初にお伝えいたします。また、お話の件の場所がはっきり分かりませんがこれまで産業課等の役場職員の対応として所有者が御自分の山がどこにあるか分からないということで産業課の職員が現地等を調べて現地まで案内しております。そういった対応もさせていただいておりますことを最初にお伝えしたいと思います。こちらの記事に書いてある内容また小国警察署が告訴状を受理されたという事実については小国警察署からもそういった通知はありませんし、こちらからも確認はとれませんので確実な確認はできておりませんのでお答えできませんが、申出の相談のあった方から情報としては受理されたということは伺っております。

以上です。

4番（児玉智博君） 「個別のことには答えられない」とか言いながら「分からない場所には職員が案内して連れて行きましたよ」とか自分たちに都合のいいことだけは何か言うのかなというような気がしました。それで本件の被害者の方は小国町出身で現在は埼玉県にお住まいの70代男性とその御兄弟です。先月25日にお会いしまして私も現場の一部を案内していただきました。実際の被害は合計約20ヘクタール。盗まれた立木は推計6万本と見られるということであります。仮に一本当たり8千円とすると4億8千万円。5千円としても3億円の損害ということになります。先ほど産業課長も少し言われましたが本件は既に森林窃盗などの罪状で小国警察署が男性らからの告訴状及び告発状を受理しているということであります。

事件の概要を説明します。配付資料を御覧ください。こちらが関係者を図にしたものであります。2008年に亡くなられたAさん。この方には4人のお子さんがいらっしゃいます。長男Bさんが家を継いで第二子の女子Cさんは現在アメリカ在住だそうです。第三子次男のDさんが前述の埼玉にお住まいの男性であります。86年に結婚してから妻の姓を名乗られております。そして第四子三男のEさんは幼少の頃親戚の養子となっておりましたが昨年12月にお亡くなりになられています。Aさんの妻は既に他界されておられましたので2008年当時の法定相続人は4人のお子さんということになります。本件で森林窃盗などをしたとして告訴されたのが長男Bさんの子供である現在40代の男Xです。またXが盗んだ木の伐採や流通等に関わった疑いがあるとして4業者も告訴をされております。立木が盗まれた山はAさん名義のもののほかCさん名義とDさん名義そしてDさんとEさんの共有名義のものです。これらの合計が約20ヘクタールであります。事件が発覚したのは昨年2月Dさんが前年に亡くなられたEさんとの共有名義の山の相続手続の相談のために町森林組合を訪れた際、組合より無断伐採の情報提供があったからです。それによりますとCさん名義の山1筆396平米、Dさん名義3筆1千248平米、DさんEさん共有1筆1万7千752平米、Aさん名義は32筆19.6ヘクタールが伐採されていることが分かったということであります。これが事件の概要ですが被害に遭われた方はこれまで複数回役場に相談に訪れ、町長宛てのお手紙を何通も送られていると思います。この概要はよくお分かりですね。

産業課長（穴井 徹君） 相談に来られたことも理解しておりますしお手紙等も町長宛てのお手紙ですが町長のほうから私たち産業課のほうも見せていただいて全部が全部記憶しているということとは言えませんが大まかには把握しております。

4番（児玉智博君） 森林法では農林水産大臣が15年ごとに全国森林計画を立てることになっていきます。全国の人工林の間伐、主伐を計画的に行い木材生産量を定めるためです。また再造林面積の目標もこの計画で定めています。そして全国の計画を受け知事が5年ごとに10年1期として地域森林計画を立案します。そしてその次に市町村森林整備計画が市町村内で林業を行う民有林を対象に作られます。これも5年ごとに10年を1期とします。こうした計画制度の流れのもとに伐採届出制が設けられています。地域森林計画、市町村森林整備計画内の民有林で立木を伐採する場合には伐採及び伐採後の造林の計画書の提出が義務づけられています。またこの届には森林の位置図や区域図、届出者の確認書類、法令などの許認可書類、土地の登記事項証明書、隣接森林との境界線確認書類などを添付しなければならないことになっています。ここで小国町での伐採のための行政手続は一般的にどのように進められているか説明してください。

産業課長（穴井 徹君） それでは御質問のあった伐採届出の処理について一般的に法令、通達に基づいたお話をさせていただきます。森林法第10条の8と森林法施行規則第9条の規定に基づき森林を伐採する場合は伐採及び伐採後の造林の届出書を市町村に提出することになっておりま

す。森林法施行規則では令和4年4月1日より伐採権者と造林権者の役割の明確化、そしてまた伐採終了時の報告提出が義務化となり令和5年4月1日から伐採届出の添付書類の統一化がされており。これによって林野庁の伐採届制度事務処理マニュアルで事務を行っております。添付書類等は先ほど議員が御説明になられたとおりの書類となっております。

以上です。

4番（児玉智博君） それは国のルールではそうなっているわけですが、実際小国町ではどういうふうな事務の流れになっているのかを改めて確認したいと思います。令和5年、4年、それ以前、どういうふうにされていきましたか。

産業課長（穴井 徹君） 令和4年と令和5年以降は市町村によって少し書類等のまちまちがあったので統一化されて添付書類等も決定しております。小国町においても令和4年以前はその当時のマニュアルで書類等の届出確認を行っております。

以上です。

4番（児玉智博君） ではそれ以前のマニュアルでどのようにしていたのか御説明ください。

産業課長（穴井 徹君） それ以前は様式も今と異なりまして伐採届様式等も伐採者と造林者等の記載欄が明確化されていなかったということで今は明確化された様式になっております。その当ても今と準じるようなかたちで添付書類等の統一化はされておられませんと同じようなかたちで受付はしております。

以上です。

4番（児玉智博君） 添付書類というのは今と同じようなものを添付してもらっていたということで確認しておきたいと思います。

もう1点確認しておきたいのですが、その以前の話で結構なんですけど統一前。伐採届出が提出された場合町がそれを受理して「切っていいですよ」という話になると適合通知書というのを交付すると思います。届出者に。その適合通知書はどのようなかたちで届出者に渡していたのでしょうか。郵送されていたのか。それとも手渡しで交付していましたか。

産業課長（穴井 徹君） 先ほどの添付書類というのは必ずしもではなくて確認書類という意味合いを含めております。必ず付けていただいていたわけではありません。以前はですね。あと適合通知書は近くの方の場合は直接お渡しすることもあったりあとは郵送の場合とか、適合通知書は必ず発行するものではなくて要望があった場合に発行する書類となっております。

以上です。

4番（児玉智博君） 先ほどの話に戻ります。先日の森林組合の情報をもとにDさんは盗伐された山36筆全てについて伐採届が提出されているか町に情報公開請求されました。そうしたところ亡くなったAさん名義の4筆について2枚の届出が出されていたことが分かりました。そのうちの1枚がこれです。日付は令和2年2月17日です。ただし届出者と伐採業者の氏名、住所は2

通とも黒塗りとなっています。被害を訴えるDさんは黒塗りを外すよう求め審査請求も行いましたが現在も町は黒塗りが一体誰なのか教えておりません。ではなぜ届出人が分からないのにその後Xが届け出たと特定できたかと言いますとDさんたちは警察や検察に相談して警察が動いたからです。さすがの町も警察に黒塗りの文書は出さなかったため警察官が確認した届出人や伐採業者を被害者であるDさんに伝えたので届出人をXであると特定するに至ったということです。ここで問題なのが最初に紹介しました旬刊宮崎でも指摘されている町の不手際が盗伐につながったのではないかとということです。逆に言えば町がきちんとした対応さえしていれば被害自体防げたのではないかとということです。このことは被害者のDさんも憤っていらっしやいます。Aさんの法定相続人でもないXが提出した伐採届を法定相続人であるCさんやDさんの同意もなくすんなり受理したのは重大問題だと思います。なぜそのようなことになってしまったのですか。

産業課長（穴井 徹君） 今現在お亡くなりになられて未相続ということですので確かに法定相続人は用意していただいた資料でいくと4名になると思います。しかし未相続地ですので遺言書等があつて遺贈があつた場合は必ずしも4人以外の権利の方も発生する場合もあるとは思いますが。なぜ受理したかということについては最初に言ってまたあれですが経緯については現在中途半端なかたちでお答えするといけませんので確認中であります。冒頭申し上げましたが警察等の捜査もあつておりますので答弁は控えさせていただきたいと思ひます。

以上です。

4番（児玉智博君） 確認中と言ってもこれ去年の2月に発覚してこの間ずっと1年以上やりとりが被害者の方とあつているわけでしょう。それなのにまだ確認中なんていうのをそんな悠長な態度を。町の不手際を指摘しているわけですけども。「今、確認中」、「個別の問題には答えられない」。これ全く反省していないのではないかと云わなければなりません。確認中というのであればいつまでに確認をするのかお答えください。

産業課長（穴井 徹君） この場で明確に何月何日というお答えはできません。申し訳ありません。

4番（児玉智博君） 本当に確認する気があるのですか。

産業課長（穴井 徹君） 当然確認をする気はありますししております。ですけどこの場で明確にお答えできないということです。

以上です。

4番（児玉智博君） それでさっき言いました本人確認書類とか「遺贈の可能性もある」と言つたけどそれ遺贈とかそういうのがなかったからこれだけ今もう大問題にこの件はなつているのだと思うのです。私、役場の1階の窓口で住民票を取ります。職員は多分私の顔つて分かつています。顔も名前も知つていると思うのです。でも必ず「身分証を見せてください」と。「健康保険証か運転免許証を今日お持ちですか」というふうに聞かれて必ず確認するわけです。これが行政の仕事ではないですか。例外はない。原則確認するものは必ず確認する。これが行政の仕事のあるべ

き姿だと思うのです。それで2019年の林野庁長官通知。「森林窃盗、無断伐採事案発生の未然防止対策の強化等について」で言われているのが、やっぱりその伐採届出には位置図や区域図、届出者の確認書類等としっかりと確認をして適切に対処することとされているわけです。この通知が出されたのは都道府県知事宛てですけどちゃんとその都道府県から市町村にも周知してくださいねという性質の通知であります。これ出されたのがこの伐採届が出る11か月前に出された通知です。これ産業課が知らなかったはずはないと思うのですがいかがでしょうか。

産業課長（穴井 徹君） 通達については林野庁からまた県を通じて町のほうにも必ず届いているはずです。そういったことでどういったかたちで町のほうが確認をしたのかというのを含めて現在確認しておりますので、お答えはちょっとお待ちくださいということです。

4番（児玉智博君） やはり町が林野庁の方針、マニュアルどおりの事務を行ってれば盗伐被害を防ぐことができたと思いませんか。この責任をどう受け止めているのかお答えください。これ6人の決裁印が押してあるのですけども確かに産業課長当時違いました。違う人が課長でした。だけど最終決裁を押しているのは渡邊町長です。これはやっぱり町長に答えてほしいのですが、どう受け止めていますか。

町長（渡邊誠次君） 冒頭お答えしたように私からもこのような状況になっているというふうに見えるところから私としても産業課長が答弁したとおりの内容に関して含めて今確認中ということでございますので、それが確認がとれたらしっかり報告をいただいて児玉議員に答弁をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

4番（児玉智博君） いやこれはですね町の責任をどう感じるかということですので答えられないということにはならないと思います。どのように受け止めているのか。これは行政の信用にも関わる問題ですのでやはり誤りだったと言うなら誤りを認めるべきだし、何も問題なかったと言うのであれば堂々とそう言うべきなのではないかと思いますが。

町長（渡邊誠次君） 今の状況の中では判断がつかないということでございますので判断がつかないということであるのであれば今答えを出すことはできないというふうに伝えさせていただきたいと思います。

4番（児玉智博君） さっき調査中というふうに言われましたので町長も速やかにこの調査を行うように指示を出していただきたいと思いますのですがどうですか。

町長（渡邊誠次君） はい。もちろん警察からの要望等々あれば順次したがって調査を行いたいというふうにも思っております。また先ほど言いましたとおりこれがやっぱり何ていうんでしょう、なかなか言葉を難しく言うといけないですけど捜査中であると考えられるということからということでお話しさせていただきますと、これが警察の手に委ねられている前であれば私もきちっとこの相談される方にお話を伺って私の見解も述べさせていただきたいと思っておりますしそのような中

で指示をさせていただいた時期も正直ありました。しかしながらこういった捜査中であると考えられるという段階になっては私のほうからは順次産業課のほうにお話をしているのは「対応をしっかりとしてください」というお答え以上はありません。

以上です。

4番（児玉智博君） すいません。活舌が悪かったでしょうか。捜査ではなくて調査を。産業課長が今いろいろ私が添付書類はどうだったのかとかいうのを聞きましたけど「内部調査をしているところだから、まだその結果が出てないから答えられない」と言って。だから私は「本当に内部調査をするつもりがあるのですか」と言ったら「します」と言ったわけです。「では、いつまでにやります」と言ったら「答えられない」というふうに言うからそれをきちんとなるべく早く履行させるために内部調査をするように「産業課に指示を出してください」というふうに言っているのです。それしてもらえますか。

町長（渡邊誠次君） 一番最初にお話があって私に手紙が届いた時分では私も早速産業課のほうに言って現地に案内したということも書いてありますけども「対応をしっかりとしてください」という指示も出しております。当然ですけれどもこの内容に関しても町でとらなければならない調査の部分はしっかりと産業課の中で調査をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

4番（児玉智博君） それで被害発覚後の町の対応というのも私は非常に問題だと思うのです。被害者のDさんは埼玉在住にも関わらず去年2月の盗伐発覚後に小国町役場を合計6回も訪れています。渡邊町長に面会を求めても応じてもらえないため去年4月から5回にわたり問題解決のための協力依頼や再発防止のための提案などを手紙にしたためて送ったということです。しかし1度も返事すらもらっていないということなんです。余りに冷たい対応だと思います。埼玉から小国に1回来るための交通費、宿泊費だけでも相当な負担です。エネルギーも要ります。Dさんだったからこそここまでできたのではないかと思います。これがもし別の人であれば早い段階で泣き寝入りせざるを得なかったかもしれないと思うのです。やはり町のこの対応。なかなか前に進まない。5回も6回も面会に来て今6回来ているけれどもなかなか前に進まない。もしその盗伐被害者がそういう状況になればやはりこれからも盗伐なんてなくならないと思うのです。ですから本件もそうですけどこれに限らず町は一般的に盗伐被害に遭った人には最大限の協力をすべきではないでしょうか。伐採届に書かれた伐採業者に聞けば一体何本の木が盗まれ木材がどのように流通したのか分かるはずです。町はそれができる立場にあるではありませんか。調査を実施する考えはないかお聞かせください。また伐採届が出された4筆以外の山は無届けで伐採されています。これは明らかな森林法第208条違反です。町は告訴すべきではありませんか。もし被疑者を特定することがはばかれるというのであれば被疑者不詳でもやるべきだと思いますがいかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君）　まずは前段として私が会わなかったというお話をされますが会う意思は十分あったのです。最初の段階では先方からお話を伺ったので「時間を合わせて来ていただければ私のほうもお話はできますので」というお話をさせてもらいました。担当にもそう伝えていると思います。相手にも伝わっていると思います。その中で児玉議員が言うように「何回も打診したけれども会えなかった」という状況に関してはその時分に最終のほうでは先ほど言われましたように警察の手に委ねられたというふうと考えられるところからその段階になれば「私のほうではお話しをお聞きすることはできるけれども、私の見解を述べることはできませんよ」というお話も担当のほうにさせてもらっているような状況でございます。私といたしましてはこのような状況の中で一番最初の段階ではお話を聞くつもりは十分あったと。今の段階でもお話を聞くつもりはあります。ただし私の見解を述べる段階に今はないと。「警察の手に委ねられている段階では私の見解を述べる段階ではない」ということだけはお伝えをさせていただきたいというふうに思います。先方にです。

以上です。

産業課長（穴井 徹君）　先ほどからの来られたときの内容ですとか町長へのお手紙等で町長が直接回答したものというのは、職員を経由して全部ではありませんが申出の方とさせていただきますがその方には分かった分からお伝えをしております。町が今後どういうふうにするかということですがいろんな状況を見て違法性があればそういったかたちでも対応していきませんが、現状全部の把握もできておりませんのでそこら辺はちょっと慎重に内容を見させていただきながら検討したいと思います。

以上です。

4番（児玉智博君）　私、直接職員から課長も同席していましたが聞いています。これ遺贈分とかではなくてDさんの名義の山と一緒に見に行っただと。職員の目で「Dさんの山が切られていました」と言っているわけです。「木がなかった」と。ということはこれ届出が出ていない山ではないですか。無届伐採。森林法第208条違反。違法性明らかだと思います。まさか竜巻が発生して木を全部巻き上げて持っていったなんて思わないでしょう。もう切られたのは明らかではないですか。再発防止には今後のやっぱりそういう盗伐被害を出さないためには盗伐は許さないという断固とした姿勢を町が見せることが大事だと思います。刑事訴訟法第239条の第2項では公務員が職務を行うことにより犯罪があると思料するときは告発しなければならないとなっております。この刑事訴訟法第239条第2項に基づいて告発するべきではないですか。

産業課長（穴井 徹君）　ちょっと私の勘違いもあるかもしれませんが職員と一緒に行って同行して見に行っただ山は未相続の土地であったのではないかと思います。個人の申出者。個人の山ではなくて未相続地の山であったと私は記憶しております。職員が違法性が確認された場合は当然そういう対応が必要になるかと思います。

以上です。

4番（児玉智博君） 一緒に行っていないかもしれませんが職員が言われてまだ御健在の方の山を見たら「確かになかった」というふうに言っていましたので。とにかくこう出されている山は確認してください。その上でやっぱり無届伐採を確認したのであればそれ違法ですからね。ちゃんとこの刑事訴訟法に基づいて告発をするべきだということを申し述べておきたいと思います。

それでこれ事件の公表というのもこれはするべきなのではないかと思うのです。Dさんらから出された告訴状を見ても目撃者の方がいるのです。このXがDさんとEさんの共有の山に生えている木を切っていたと。その方はその共有の山の隣接の山の山主さんです。その方の山にも切り込んでいて被害に遭っている方がいるのです。隣接地の山で。やはりこれほかの筆ほかの山の隣接地も確認して山主さんにもそういう今大規模な盗伐被害が発生しているというのを公表して確認してもらいべきなのではないかと思います。本当に何も知らないままこれ盗伐は時効が3年ですから。もう3年過ぎてしまえばこれ何の救済もないわけです。きちんと公表するべきだと思いますがいかがでしょうか。

産業課長（穴井 徹君） 全貌を把握するためには大変面積も広いですし多分筆数もかなりあると思いますので申出人の方にも案内をしていただきたいと思います。ちょっとなかなか町だけでは場所が分からないところもありますのでそういったこともしていただきたいと思います。あと境界を間違ったことによる切り込みなのかどういいう状況でそういうふうになったのか分かりませんが、町のほうとしてもそういった誤伐ですとか盗伐とかあとはないようにいろんな手続き広報等でも定期的に周知しております。あと御自分の山を定期的に巡視というか確認してくださいという周知も併せて行っております。あと森林組合等にも協力していただきながら森林組合の方が請け負う作業が多いからそこで把握していないところの伐採等があった場合は教えてくださいということでそういう巡視に対する協力体制もっております。

以上です。

4番（児玉智博君） いち早くこれ伝えないといけないと思うのです。ですから例えば熊本県警察なんかはメールで「ゆっぴー安心メール」と言って登録した人にいろんなやっぱり不審者情報なんかを流すわけです。例えば「小国町で不審者の目撃がありました注意しましょうね」というそういう注意喚起をするわけです。ですから町もまずは公式LINEでもおぐちゃんでもいいですからやっぱり「大規模な盗伐被害が発生している」と。「盗まれた山の隣接の山も切り込まれて被害に遭っている人がいます」と。「確認してください」と。「皆さんの山は大丈夫ですか」と公表するべきだと言っているのです。公表はできませんか。

産業課長（穴井 徹君） 個別のことになりますので公表はなかなか難しいと思いますけど、この話があった直後に小国町と森林組合のほうで伐採届に関することと「盗伐等注意してください」というチラシ等の配布はしております。

以上です。

4番（児玉智博君） やはり「注意してください」って一般的に言ってもやっぱり既に発生しているのを知るのとそれを知らずに「ただ注意してください」と何となくそういうふうにはチラシを見るのとではやっぱり受け止めが違うと思うのです。やはり林業を守るという立場に立つことが大事だと思うのです。それでこの事件は親族間の相続トラブルという側面が確かにあるのかもしれない。しかしその影響は親族の中にとどまらないと思います。今回約20ヘクタールから推計で6万本盗伐されたということで一本当たり8千円としたら4億8千万円の損害だということを御説明しました。しかしこれ公図とかでの面積だけですから実測した20ヘクタールではありません。実際に地籍調査をするとこの20ヘクタールが25ヘクタールとかそれ以上になる場合もあるわけです。そしたらこれ6万本といいませんので5億、6億とかもっとすごい被害になる可能性もあるのではないかと思います。この被害、損害を直接受けたのは確かに被害者です。しかしこの盗伐がもしなければ将来いつかは合法に伐採されたはずで、長い期間をかけたかもしれないけれど4億8千万円以上の仕事が町内の山林労働者にもたらされたり小国町の市場に流通したはずで、しかし今回は全部盗まれて県外の市場に持って行かれて小国町には1円も落ちなかったわけです。もう小国町から4億8千万円以上が奪われたと見るべきではないかと思えます。つまり盗伐は地域経済にも多大な影響をもたらすということだと思えます。これは日頃から経済が大事だとおっしゃっている渡邊町長。私から言われるまでもなくお分かりですよ。それで今回私もこの田中淳夫さんという森林ジャーナリストが書かれたこの「盗伐 林業現場からの警鐘」というのを読んで勉強しました。それでこの中には宮崎県とか鹿児島県で発生している具体的な事例が幾つも書かれています。その中には宮崎市などの市町村が盗伐事件に対してどのように向き合っているかというのが書かれています。宮崎市は盗伐の被疑者に対して有印公文書偽造で8件の告発を警察に行ったりしているわけです。やはり被害者と一緒に宮崎市なんかは何ともしようということをされているわけです。これ被害者のDさん「役場にもこれを資料として渡しています」というふうに言っていますので手元にあると思います。しっかりと学習して盗伐を小国町ではもう二度と起こさない。そういう対応をしていただくよう求め次の質問に入りたいと思います。

少子化対策で幾つか聞きます。これまでの議会での議論で村上教育長は学校給食費の無償化をためらう理由の一つに給食の質の低下を挙げておられます。なぜ無償化すると質が低下すると思われるのでしょうか。

教育長（村上悦郎君） 御質問ありがとうございます。今議員からは無償化すると質が低下する。なぜということで。私が3月議会が無償化について答弁したとき財政確保が難しくて質が低下したという例を紹介いたしました。そのことをおっしゃっているのではないかと思います。決して無償化にして国や自治体が出してそうすれば質が低下するというようなことを言ったわけではご

ございません。3月議会で答弁したこと再度申しますと最初給食の無償化についての方針をお話ししました。そしてそもそも学校給食費とは何かということをお伝えして次からだと思えます。2023年2月の報道によりますとこれ日本農業新聞の2月22日。全国の地方自治体の約3割、451自治体が公立小中学校の給食費を完全無償化しているそうです。新聞に載っている。またその給食の無償化を進める中での課題として幾つか挙げています。まず「諸経費にも予算を投じなければならない」そのほか「給食の質の担保もしなければならない」それと「自治体の財政確保が課題となった自治体もある。給食の質が悪くなったという話が聞かれる。生のフルーツが出せなくなったなど食材を公費負担にするから質素になるというのは目指すべき無償化とは異なる」とありましたということをお伝えしました。ですから「公費にすると質が低下する」と言ったのではなくて「そういう例がある」ということをお伝えしました。

以上です。

4番（児玉智博君） では小国町がもし町費で無償化した場合やはりそういう例に小国町も並んでしまう可能性があるとお考えですか。

教育長（村上悦郎君） あるかもしれないというところは思っております。やはり財政確保が難しく無理をしてというところになれば今は足りない分は町費で補填するということで学校給食の方々もある程度余裕を持って対応ということができていると思えますが、一杯一杯でということになるとそういうことも起こり得るかもしれないということは思っております。

以上です。

4番（児玉智博君） やはりあるべき姿としても無償化してもしっかりと給食のための予算を確保して無償化しても今まで以上の給食を提供するのだとそういう決意がやっぱり必要だと思うのです。やはり重要なのは憲法第26条では「義務教育は、これを無償とする」と宣言をしていて、学校給食法は食を通じた子どもの心身の健全な発達を目的とし食育の推進をうたっているわけです。教育委員会が本当にこれらの立場に立つのであれば無償化で給食の質が低下するなんていう心配というかそういう可能性を考えるよりも、やはりそうさせないとやっぱり財政部局にしっかりと予算要求して予算を確保するという立場に立つべきではないかと思うのです。本当に無償化で財政が足りずに低下するそういう自治体もあって小国もそれをしてたらそうなるかもしれないなんていうふうに言い出したらこれ国が無償化したとしても本当に国が十分な予算を市町村にするかなんていうのも分からない話になってしまうわけです。今回給食費の無償化はほかの同僚議員の質問もあるかもしれませんがやはり私はこの憲法第26条、学校給食法の立場に立った対応を求めたいというふうに思います。答弁ありますか。なければ次に行きますけど。

今定例会では国民健康保険税の引上げが賛成多数で決められてしまいました。これにより例えば40歳以上の夫婦と就学児2人の4人家族のモデルケースでは年間6万2千500円の増税となります。この2年間で8万5千800円国保税が高くなることとなります。国保税が高い大き

な理由の一つが他の健康保険にはない均等割という賦課方式であります。家族に被保険者が増えるごとに賦課額が高くなるというものです。この均等割。所得のない子どもにも賦課されます。子どもが増えればその家庭にとっては子育ての費用で掛かるお金が増えるのに課税される国保税も増えるという最悪の少子化促進割と言わなければならないと思います。現在就学前の子どもについては国費で半額免除されていますが子育てに本当にお金が掛かるのは就学してからです。少子化対策の観点から未成年の均等割は無条件に免除されるべきだと思いますが、そのために必要な予算額をお示してください

税務住民課長（中島高宏君） はい、お答えします。

まず未成年18歳未満高校生以下の令和6年4月1日現在の国保被保険者数169名です。今均等割ということですので均等割が医療分と後期高齢者支援分ということで合計が3万6千500円。先日改正した分で令和6年度分が3万6千500円。169掛け3万6千500円ということで約620万円になります。先ほど未就学児童については半分の均等割の国の制度がございますのでその分が6年度の試算で約70万円と試算しております。先ほどの620万円から70万円を差し引くこととなりますのでこの未成年者の均等割免除をする場合は令和6年度は550万の予算が必要になっていくという試算になります。

以上です。

4番（児玉智博君） やはりこれ550万円というのは例え一般会計から繰り入れるにしてもそんなに大変な予算ではないと思うのです。子育てを支援する。なるべく望むのであればたくさん子供を持ってもらうためにはこの550万円というのは決断をして免除することも可能ではないかと思いますが、そうした検討はされませんか。

税務住民課長（中島高宏君） まず財源確保についてです。未成年者の均等割550万円が財源が必要ということになりますが、まず国保の保健事業につきましては保険給付や納付金などの歳入を保険税や交付金などの歳入で賄い運営する独立採算が原則になっております。そのため町単独で減免を行うには国や県からの歳入はございませんので保険税で賄うというかたちになるかと思っておりますので国保の加入者の負担が増えるということになると思います。

また熊本県におきましては保険料水準の統一に向けた取組を行っております。県内どの市町村でも同じ所得、同じ年齢層、世帯構成であれば同じ保険税額となるよう県が示す保険税で賦課することで県内の保険税を統一することが必要とされているところです。これに向けて令和12年度には完全統一ということで目指しているところでございます。町独自で行う未成年の均等割軽減の拡充は実施することは将来の県の統一化に沿ったものではないというふうに考えております。

また均等割分を一般会計から繰り入れることにつきましては前回の第1回定例会のときに前課長も答弁した内容のとおり一般会計からの繰入れについては国民健康保険に加入していない住民にとって二重負担となり公平性が保たれない。また県の交付金にペナルティーも課せられるとい

うことから一般会計の繰入れは難しいということで答弁したところでございます。国や県の補助なしで町独自で減免することはちょっと難しいということで判断しているところです。

以上です。

4番（児玉智博君） 国県の統一の方針とかそういうのよりもまずはそういう県の顔色を伺うのではなくて、やっぱり町民被保険者の方向を向いた判断をいただきたいというふうに思います。

それで小国町と南小国町は2町で毎年300万円程度小国高校の魅力化と永遠の発展の会に補助金を交付しています。今年度の小国町の予算額は198万円でした。これまでに補助金でどのような成果が出ているのかお聞かせください。それからやはり今考えなければならないのは学級数をどう維持していくかという問題だと思います。3月議会でしたか江藤議員が「このままでは中学生全員が小国高校に進学しても1クラスになるのではないか」というふうに指摘をされましたが本当に切実だと思います。そこで県内の他の小規模校に目を向けてみますと昨年度の生徒数小国高校は125人で普通科のみです。学級数は6、教員数21。生徒数91人の岱志高校。普通科に四つのコースが設けられています。学級数は7、教員数は26人。高森高校は普通科のほかマンガ学科が新設されました。生徒数115人で学級数は4、教員は小国町と同じ21人。甲佐高校は普通科が2コースとビジネス情報学科があります。生徒数は83人、学級数は9、教員は28名配置されています。そして上天草高校は4学科です。生徒数138人で12学級、教員は37人です。やはり学級数とそれに伴う教員配置を維持しようと思えば新たな学科設置を目指すべきだと思うのです。例えば中国文化大学との交流というのであれば第2外国語に中国語を学べる国際コースというのを作ることができれば極端な話、国際コースに1人しか入学希望者がいなくて入学してもその1人で1クラスできてそれで担任、副担任と2名の教員が配置されるわけです。発展の会ではこれまでにそうした議論はされているのでしょうか。

教育委員会事務局長（久野由美君） お答えします。

小国高校の支援の補助金の成果についてですが、補助金は学力向上、進路目標達成、修学、部活動支援、広報活動などに活用されておりましてその学力向上という面でスタディサプリの利用などの効果もあって国公立の合格者の増加、公務員合格、進路目標達成に寄与できており高校生が生き生きと活動できる補助金となっていると考えています。そういう高校生の姿を見て地域の住民の方も元気をもらい中学生も進路選択の参考になっていると思います。

そして発展の会での学科新設の話が出たかということについては出ていないということでした。

以上です。

4番（児玉智博君） ちょっと時間が来ましたのでもう終わりますけど国公立大学の進学者が増えたというふうに言われますけどそれはこの支援の補助金の成果なのかな。ちょっと横取りしているのではないかと思うわけです。やはりそれ進路指導ですよ。進路指導の先生が確かに熱心な方がいてすごい国公立大学の合格者が確かに去年度、その前かなその前たくさん出ましたけど進

路指導の先生が変わったら今年大学に入学した生徒の進学数というのはもう見るからに落ちているというふうに思うのです。やはり魅力化というのであれば高森高校とか水俣でも今度半導体製造に特化したやはり新しい学科ができるというふうになっていますので、やはり校長先生をわざわざ台湾に連れていったわけですから国際コースを作るぐらいやっぱりそれぐらいの目標を持って大きな活動をしていっていただければということを書きまして質問を終わります。

議長（熊谷博行君） 予定していた4名の一般質問が終わりました。

これで本日の一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

明日12日は4名、杉本いよ議員、高村祝次議員、穴見まち子議員、江藤理一郎議員の一般質問を予定しています。

本日はこれにて散会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

（午後2時51分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（3番）

署名議員（6番）

# 第 3 日

# 令和6年第2回小国町議会定例会会議録

(第3日)

1. 招集年月日 令和6年6月12日(水曜日)

1. 招集場所 おぐに町民センター3階 301号室 議場

1. 開 議 令和6年6月12日 午前10時00分

1. 閉 会 令和6年6月12日 午後 2時44分

1. 応招議員

1番 江 藤 理一郎 君	2番 杉 本 い よ 君
3番 高 村 祝 次 君	4番 児 玉 智 博 君
5番 穴 見 まち子 君	6番 松 崎 俊 一 君
7番 松 本 明 雄 君	8番 熊 谷 和 昭 君
9番 久 野 達 也 君	10番 熊 谷 博 行 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 江 藤 理一郎 君	2番 杉 本 い よ 君
3番 高 村 祝 次 君	4番 児 玉 智 博 君
5番 穴 見 まち子 君	6番 松 崎 俊 一 君
7番 松 本 明 雄 君	8番 熊 谷 和 昭 君
9番 久 野 達 也 君	10番 熊 谷 博 行 君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 橋 本 弘 二 君 次 長 長 広 行 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 誠 次 君	教 育 長 村 上 悦 郎 君
総務課長 佐 藤 則 和 君	教委事務局長 久 野 由 美 君
情報政策課長 田 邊 国 昭 君	産 業 課 長 穴 井 徹 君
税務住民課長 中 島 高 宏 君	建 設 課 長 小 野 昌 伸 君
福祉課長 宮 崎 智 幸 君	建設課審議員 谷 口 正 浩 君
福祉課保育園長 室 原 由 美 君	総務課審議員 松 本 徳 幸 君

1. 町長提出議案の題目

なし

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。  
別紙議事日程のとおり

## 議事の経過 (r. 6. 6. 12)

議長（熊谷博行君） 皆さん、おはようございます。

本日は6月定例会本会議3日目でございます。

ただいま出席議員は10名であります。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議長（熊谷博行君） 日程第1、「一般質問」。

本日は、昨日に引き続き一般質問となっておりますので、直ちに質問に入ります。1、杉本いよ議員、2、高村祝次議員、3、穴見まち子議員、4、江藤理一郎議員となっております。

それでは、2番、杉本いよ議員、御登壇願います。

2番（杉本いよ君） おはようございます。

6月に入っておりますけれどもまだ晴れの日が続き、畜産農家の方は1番草の狩り入れが終わり早くも2番草の狩り入れをしている方もおられます。今年は皆さん質の良い草が取れたのではないかと考えています。とは申しましてもう梅雨に入ります。今から降り注ぐ雨で大災害のないことを願っておりますが油断は禁物です。いつどこで何が起こるか分かりません。防災の備えは早めにしておきたいと思っております。

今回はジャージー牛乳についての質問でございます。一昨年よりJAの工場での200ミリパックの製造中止は御存じかと思っておりますが、当時JAは新規の機械は本当に高額のため購入は厳しいと言われてそのまま中断しております。それから話を聞きますと「今あります既存の機械も修理しながら使っているのでいつ故障が起きて製造中止になるかも分からない」ということを言われ突然のことで私たち生産者としては途方に暮れているような状態でありました。その後今年に入ってから先々月に小国のJAに酪連の方が来られて生産者との合同の会議が行われました。そのお話の内容とは酪連は令和8年をめどに県内の全部の牛乳を集約し販売することの計画案があるそうでございます。基本はホルスタインがほとんどでございますのでそういうことですが「小国のジャージー牛乳もブランドを守るし特別なものとして価格分の現状維持もするので合併をどうですか」というお話がありました。そのようないきさつの中でJAのいきさつに不安を感じた生産者の方が酪連の話に少しずつ乗り気を見せ始めました。酪連がちょっと心配なのはいつまでジャージー牛乳のブランドを維持して販売できるのかということが合併吸収されても不安が残ります。また時が経って出荷量を思っているように出せなければそれかまた何かのトラブルがあれば消滅の危機ははかりかねないわけですのでちょっと心配をしております。その一方で町民の方からは小国にあってこそ小国のジャージー牛乳そのものであるし、そしてソフトクリームや飲むヨーグルト、ジャージー牛乳を使ったお菓子等多彩な商品がたくさんありますので、そし

てそれに関わる人もたくさんいるわけですので「小国からなくさないでほしい」という声も聞かれます。確かに小国の知名度さえ小国に貢献した特産物であると思っております。このような視点から町としてはJAとどのようなお話がされたのか。またどのような情報提供を求めているのか。また独自でどう考えて動きたいと思っておられるのかお聞きしたいと思います。

産業課長（穴井 徹君） おはようございます。

JAとの話し合いとか意見交換についてですが、まず最初に故障した200ccの牛乳処理場の話ですと工場の一部ラインを修繕する案ですとかまた全面建て替えについての建設費用の問題。また現在の収支の状況等は酪農家の皆様と同じ説明を受けております。そのほかに200ccパックの製造委託など検討したという経緯も聞いております。今後についてですが、まず熊本県域JA構想という大きな流れがあります。県下1農協になった場合そのJAに残る、専門農協である熊本県酪連等に合流するなどの方法が考えられることは聞いております。県下1農協となりJAに残る場合は統合前に工場の新設ですとか改修、建替え等も条件に加えられるのではないかとお聞きしております。そのような中で4月に行われました熊本県酪連の酪農家の方々の説明会にも町のほうからも同席させていただきました。熊本県酪連としての小国ジャージー牛乳ブランド保持の方向性も聞かせていただきました。しかし町としてはまずは生産者である酪農家の皆さんがどのような選択をするのが最も重要なことだと考えております。その選択によって町はできる限りの協力をしていきたいと思っております。県域JA構想という大きな動きがありますので酪農以外の部分も含めて情報収集また情報提供を今後も呼びかけていきたいと思っております。またジャージー牛乳を利用した議員が言われたようにたくさんの特産品があります。

JA阿蘇のほうにはできる限り継続して製造していただくようお願いはしてまいります。小国ジャージー牛乳が今後も小国町の特産品としての位置づけを保持していけるように動向を注視しながら対応していきたいと思っております。

以上です。

2番（杉本いよ君） ありがとうございます。

生産者としてもなかなか賛否両論ありまして、まだ酪農家全部でまとまった話はできておりません。ですのでしっかり今後酪農家で話を煮詰めながら方向性を決めていきたいと思っております。まずJA阿蘇が70年の歴史の中で功績があったにもかかわらずこういうかたちでジャージー牛乳の存続に対して手逃れ状態というのも失礼ですがそういうかたちでいるということは本当に生産者は困るわけです。私たちにすればやっぱり小国に置きたいという考えも持っておりますけれども若い方々にすれば収入の確保がやっぱり一番の課題かなと思っております。ですので今から先、生産者も一堂に話し合いながら今後の方向性を決めていきたいと思っておりますけれども地場産業でありますジャージー牛乳、ソフトクリームの飲食を楽しみに来られるお客さんもたくさんいます。製品がなくなればやっぱり産業面とか雇用面でも損失は免れないと思っておりますのでま

たしっかり考えていきたいと思っております。

続きまして、学校給食の無償化についてお尋ねでございます。前回教育長の答弁で「無償化は考えていない。財源の確保ができれば実施したいと個人的には思っている。」ということをお答えしておられましたけれども、財源の確保は厳しいことはもう百も承知しております。ですが少子化の対策とか児童福祉の面からの対応でできることはないのでしょうか。お尋ねします。

町長（渡邊誠次君） 私のほうからも御答弁をさせていただきたいというふうに思います。学校の給食の無償化は全国でもかなりいろんな地域でも進んでいるといいますか時代のニーズもあると思いますもう開催されていることはもう間違いない。始まっていることはもう間違いないというふうに私も思っておりますが基本的な考えの中ではこれまで御答弁したとおり小国町といたしましては特定の財源。独自の財源というよりも特定の財源を見つけるというふうに私も表現しておりますが、もちろん国とか県からのお力添えがあつて補助金等々あればそれに町としても一緒にやって取り組んでいく姿勢は当然あります。しかしながら町単体だけでこの給食の賄材料費でございますのでこの賄材料費を町のほうで補填するというのは私の考えの中では今のところ現状ありません。あとの詳細につきましては担当の教育委員会のほう、また教育長のほうからお答えになられるというふうに思います。それがなければ私のほうでまた補足したいと思っておりますけれども、町としても昨日も少子化問題について、また今後の小国町の未来についての質問等ございましたので私のほうも答えさせていただきましたけれどもその時代その時代に対応して町としてもしっかりと考えてまいりたいというふうに思っております。今の現時点では給食の無料化といったところは考えてはおりませんけれども町独自ではですね。国県の動き重なりますけれどもしっかりあれば町のほうもそれに応じてしっかり対応してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

教育長（村上悦郎君） おはようございます。

給食無償化ということで度々質問をいただきましてそれだけ皆さんが大きく捉えていると。私たちも大きく捉えているということは事実なんです。今町長からもお話がありましたように昨日も議員からありました。本来の憲法第26条の2の義務教育の無償化に根ざしたというところから考えて給食の無償化をというお話もありました。今現在が教育分野の論点ではなく福祉ということですね。子育て支援という論点で今どこの町も市町村もというところで取り組まれている。今議員のほうから福祉の子育てのというところからはどうだろうかというようなお話があったかとは思いますが、やはり今ありましたように町のいろいろな施策のバランスといったところで3月の状況から変わっていないということでまた無償化というところは考えていないというところでございます。

以上です。

2番（杉本いよ君） 財源がないということは本当に分かっておりますけれどもやはり非常に子育て

て世代に対してはもう本当に厳しさを増している現状は物価高騰であります。やっぱりその中で何とかかなるかなとか出費がかさんで本当に生活は逼迫している家庭もあると思うのです。そういう中で再度お願いをしたわけですが現在給食費の無料の対象の児童はおられますでしょうか。また未納の家庭はありますか。

教育委員会事務局長（久野由美君） お答えいたします。

令和5年度の実績で申し上げます。就学援助で給食費のほうを支給している児童生徒が68人おります。全体の17.5%、給食費約315万円となっております。そして給食費の未納者ですけれども給食費の未納につきましては令和4年度までのところではゼロであります。令和5年度の滞納繰越しの分では2名の方が未納となりましたが毎月納付が少し遅れるということがあつての未納ということでお一人の方はもう納付されておりましたもう1人の方も近々納付されるという予定になっております。

以上です。

2番（杉本いよ君） 未納された方が今おっしゃられていましたけれども1か月ぐらいつづ遅れているということですね。1年間が未納ではないわけですね。少しずつはずれて入っているということですね。生活自体が貧困家庭と申しますと本当にここにおられる方は貧困の状態になったことないと思うのですけれども当時私はもう貧困生活を14、5年笑って言えるようなかたちではないんですけどしました。それは28年の水害で我が家も土砂の下敷きになって2名ほど家族を亡くしました。それから主になっている父親と母親は下敷きになって負傷したのもう何も無い。着るものもない。食べるものもない。あの災害の中ですから農地解放でもらった田畑も水浸しでその年はとれなかったのです。親戚を歩き回って1年間やっと食べられるだけのお米を借りながら過ごしたことです。私はそのとき4歳でした。本当着るものがなかったり近所の家を転々として1年過ごしたことを思い出します。かすかにですが思い出はあります。それからやっぱり高校卒業する頃までは本当に授業料の免除とか何とかしていただいて本当に悲惨な状態で卒業しました。そういう思いがあるのでもう貧困家庭のことはよく分かるのです。もう税金の取り立てにも税務署が来ました。ただ一つ柱時計だけが残っておりましたのでそれを出せということで母親と祖母が本当に土下座して一生懸命頼みました。「これだけ持って行ってもらったら困る。子どもが学校に行くのに時間が分からないからお願いします。」ということを何回も言いました。でも帰らないので近所からそのとき30円だったか3は覚えているのですけどその金をどこかつくって来て渡してやっと逃れたことがあります。そういう中で育ちましたので貧困に対してはものすごく皆さん以上に苦しい立場が分かりますのでこういう質問も何回もさせていただくのですが、本当に町も将来を担う子どもとかの貧困に対しては本当に愛情があればもうしっかりと考えてやる気で施策を考えてほしいと思っております。

以上です。

議長（熊谷博行君） ここで暫時休憩いたします。次の会議は10時40分から始めます。

（午前10時20分）

議長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時40分）

議長（熊谷博行君） 3番、高村祝次議員、御登壇願います。

3番（高村祝次君） こんにちは。

一般質問を行わせていただきますけれども今年は春先に雨が多くて5月になって好天に恵まれましたので非常に私たち酪農家にとりましては良い草が取れました。しかし早い雨の中で切った人はなかなか2番草の芽立ちが悪い、2番草がとれないというような今年の作柄でございますけれども大根を見ても非常に好天に恵まれて立派な大根ができておりますので私も隣が大根農家です。で行って「この大根を見たらやっぱり300円で売らないと。スーパーで300円ですよ」という話をしたところが「なかなか野菜の値段は上がっているけれどもコストが高くなって非常に生産者は儲けがない」という話を聞かされてましてやはり野菜農家もそうかなと。畜産農家。資材高、そして円安ののって非常に機械の高騰が行われています。4月1日から10%上がります。20%上がります。非常に今からの農業経営はやっていかれるのかなという思いがしております。同年がおりますのでよく今から私たちが農業をやっていた時代がよかったなと。やれば儲かるとやらない人が廃業に追い込まれていきましたけれども。やはり平成3年の台風19号のあとは野菜も横並みに水準がずっときましたけれどももう何十年か野菜の高騰はなかったというようなことで。今回も少子化対策について5人の方が質問されますけれども、私の考えは少子化対策というのはやはり国のやるべきことではないかなと。町がどんなに論をしても議員が町長に質問してもやはりまず自分の考えが少子化対策としてどう考えているのかということをもまず言ってから町長に私は質問すべきだなというように思っております。私もいろいろ少子化対策について調べたところこれは厚生労働省が5日発表した2023年の合計特殊出生率は1.2と過去最低を更新したというような新聞記事がございました。日本経済新聞社が5月に読者約5千人を対象に実施したアンケートでは政府の少子化対策に「期待していない」と7割以上の方が答えたそうです。今そういう方々がどういうことを望んでいるのかというと先ほどから学校給食のことも出ましたけれどもやはり「小学校から大学までの学費無償化」が最も多く46.3%を占めたということと、あるいは全て公立に通った場合制服や学用品などに掛かる費用も含めると子ども1人当たり414万円かかる。無償化が実現するためには年3.5兆円が必要だとこれは東京千代田区が発表しております。幼稚園から大学まで国公立にいくと約800万円、全て私立だと2千200万円超かかるというデータが出ております。そういうことで非常に少子化問題は難しい問題でありこの問題はもう3、40年前から議論する課題ではなかったかなというふうに私は思っております。

ところで話は変わりますが昨日盗伐の話が出て町長も産業課長もはっきりは言いませんでし

たけれども私はやはり考えると親から財産を譲るときは戸籍謄本をちゃんと取ってそしてこの確認をすることによって問題が防げるのではないかなというふうに思っておりますので今後そういう相続をはっきりされたかされないかを戸籍謄本を持って来てちゃんとやったらこういう問題は起きてこないのではないかなということを昨日質問を聞いてつくづく思いましたので役場のほうもしっかりそこ辺を部下の方に話をされてきまりをちゃんと作っていただきたいというふうに思っております。

それでは本題の乗合タクシーについてお伺いしたいと思います。乗合タクシーの現状といますか今の町のやり方について説明を求めたいと思います。担当課長お願いいたします。

情報政策課長（田邊国昭君） 乗合タクシーについて報告させていただきます。乗合タクシーは平成22年に10路線にて実証実験を開始してその後平成23年に本運行を開始しました。路線の再編などを行いながら現在8路線で運行を行っております。今年で本格運用から14年目ということになります。乗合タクシーの内容については日々改善点などを見直しております。現在のところは令和5年度で1万1千664人の方が乗車されております。今後も新しい路線など要望には対応していきたいと考えております。

3番（高村祝次君） 今課長がおっしゃられたとおりになっておりますけれどもまた別に小国町、南小国町でにじバスというのを運行しておりますけれども、私がにじバスを見ますといつも誰も乗っていないのが走っているというような感じがしております。そこ辺りの実績報告も課長お願いしたいと思います。

情報政策課長（田邊国昭君） それでは、にじバスについて報告いたします。にじバスは令和3年の10月から小国町と南小国町の中心市街地を1日5往復するという定時運行路線です。乗車料金は200円ですが町をまたぐ移動については300円。運行から1年が経過して令和4年10月に路線の再編などを行いまして現在の路線になっております。運行に対する経費については小国町と南小国町で案分計算して負担して行っております。ちなみに令和6年1月から3月までの3か月間は利用者の増加を目的として住民の周知のためも含めて乗車無料のキャンペーンを行いました。実績ということで報告させていただきますと利用者の年度ごとの推移なんです。令和3年度は10月に始めて6か月間でしたが月平均で123人、令和4年度は12か月運行しまして月平均138人、令和5年度は無料キャンペーンを実施した3か月を除いた9か月間では月平均で156人、1、2、3月と無料キャンペーンを行った3か月間は月平均283人と利用者は無料キャンペーン中は倍増したかたちとなっております、まだまだ需要はあるのかなというふうに思ったところであります。

以上です。

3番（高村祝次君） このにじバス路線を見ますと小国町は柏田住宅と南小国町はきよらカアサを5往復しております。この小国町の路線を見ますとやはりこの柏田から乗って順番に行くとなか

なか遠回りになって本当に乗る人はこれでいいのかなというような感じもしております。今65歳以上の高齢者が43%ぐらいになっておりますのでやはり弱者対策としてするのがこのにじバスは南小国町と小国町の架け橋というようなことでやっていると思いますけれどもやはり南小国町を走る路線は短いわけです。小国町を回る路線はもういろいろと遠周りすると言うか病院に行くにもなんかすつと行けないような感じの路線ではないかなというふうに思っております。いろいろ乗合タクシーをネットで私も調べてみましたらいろんなやり方があるわけです。デマンド型とか定期路線型とかいろいろやっておりますけれどもやはり高齢者の方が乗合タクシーも恐らく人の手を借りる状態では乗車できない。自分で歩行ができないと乗合タクシーもできないというふうに思いますけれども。それにしてもやはり今高齢者の方がどこかのスーパーにアクセルとブレーキを間違えて突っ込んだとテレビニュースなどでも聞きますし、あるいはそういうことがなくても高齢者になると前の田んぼに突っ込む例もあります。そのままで入院に至ったという方もおります。やはり高齢者のためにやるならばこのにじバスも含めて今後乗合タクシーもですね。この乗合タクシーも日曜日は走らないというようなことですのでやはり国の決まりは決まりとして補助金を取るだけ取ってやる。それ以上のことは町がする。そしてやはり免許証を戻すと足がないから便利が悪くなると。もう自分でも戻そうかな。どうしようかなと迷っている方がたくさんいると思います。もう私たちもあと何年かするとなりますので是非高齢者のためによそにない日本で一番先に小国町がやったというような乗合タクシーを私はやってもらいたいというふうに思っております。とにかく今都会に行くとかタクシーGOというようにもうスマホにタクシーGOというアプリをとってそれを押せばもう目の前に何分か後にタクシーが来ます。課長やったことがありますか。

情報政策課長（田邊国昭君） アプリの存在は知っておりますけど利用したことはありません。

3番（高村祝次君） このタクシーGOの制度を取り入れてやっているのは北海道のニセコ町です。タクシーがないということで後でニセコ町のことを言いますが乗合タクシーではありませんけれどもタクシーがないということでそのタクシーGOというアプリをとってやればタクシーがどこを走って来ているかスマホで一目で分かります。私も熊本の高野病院に行ったときに検査が終わってそのアプリを使ってみました。そしたらタクシーがずっと「今どこを来ています」と。もう路線まで出てきます。そうするとタクシー運転士はちゃんと名前までスマホが登録してありますので名前までちゃんと見えて「誰々さんですか」と。こちらのスマホではちゃんと車のナンバーも出ます。ですからこの乗合タクシーと私は高齢者の方でスマホを持っている人は大分いると思いますのでそれを登録してタクシー会社と話し合いをしてすればですね。例えば田原から宮原に来る途中で下城弓田の辺の人を乗せて来ても何時頃通るからそのスマホを押せば「何時頃つきますよ」とかいうことははっきりしてきます。ですから役場が毎日受付してタクシー会社ではなくて何時頃大体通るという時間が分かっていたらそのスマホを押したらちゃんと何分後に家

の前に来るといようなことができますので、今はそういう時代ですのでやはり新しいことを私は町としても取り入れていくのは先駆けた町のやり方ではないかなと。よそがやってからやるではなくて、よそよりも先にやると言うことがやっぱり一番大事ではないかなというふうに私は思っております。本当に東京に行っても大阪に行っても都会に行っても今スマホでアプリをとってやればもうタクシーに乗って「タクシーの運転手が騙して今走ってないだろうか」、「わき道行ってないだろうか」とかいうことも何も心配することはいりません。しかし、そういうアプリを使ったことがない人は「よくあなた達は、東京に行ってそんなことをできるな」という話をしますけれども、もう今そういう携帯電話一つ持っていればどういことでもできますのでそのタクシーGOというアプリといろいろありますけれどもそのアプリをとってやれば「今、杖立をタクシーが走って来ているな」と。「もうすぐ築瀬に着くな」ということも乗る人は分かりますので是非そういうことを検討していただきたいというふうに思います。やはりこの乗合タクシーは私が議員のときに黒淵とか上田の万成寺まで行っておりましたけど万成寺まで行くけれどもその先はもう乗合タクシーは使えない。それで南平辺りの人が「万成寺まで出て来るのは大変だから、もうどうかしてください」という話があってもう路線バスを廃止したほうが良いと。当時恐らく町の出すお金が4千万円ぐらい。確か黒淵にもあったから4千万円。岳の湯はちょっと残しましたけれども4千万円ぐらいあったかなという思いがしております。ですから今もう路線は恐らく杖立路線だけだと思いますけれどもやっぱり杖立にしても川の向こうとバス停の近くは全然違いますのでそこ辺りもちゃんと乗合タクシーをつけるというような仕組みを作ってそして高齢者の方に接してもらいたいというふうに思います。そして買物に行くと言うのもやはり孫が帰ってきたら日曜でも一緒に孫を連れて行こうかというときには日曜もやっぱりちゃんと運転をしてもらいたい。今私が非常に残念に思うのは乗合タクシーしたりスクールバスの運転手でタクシーは夜は走らないと。だから夜タクシーが走らないということは夜の商売の方はお客さんの足が重くなっていくという思いがしております。ですからこのアプリをとってタクシーGOをやれば3社あるタクシー会社がどこか1社でも出れば夜も走る。1人居ればいいことです。事務所にいなくてもいいといようなことになりますので是非町の業者と話し合いをしながら新しい乗合タクシーの利用、活用をしてもらいたいという思いがしておりますけれども。私が言うと町長は余りしたくないと思うかもしれませんが町長の意見を聞きたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 決してしたくないわけではありませんけど。高村議員言われるようにもうまさにそれがDXという考え方であるというふうに思います。実は予約システムを導入する際に政策課のほうで検討させていただきました。もう3年ぐらい前だと思いますけれども俗に言う乗合タクシーの見える化で先ほど言われるように乗車率を上げるということでもうまさに先ほど高村委員が説明されたとおりです。アプリでもシステムでも何でもいいんですけどそれによってやっぱり1人乗るところを2人にするだけでも経費が半分になりますのでその部分では政策課の中で

しっかり検討させていただきました。一つ高村議員が言われる「よそがするより先に町で」というそれも実際ありますがそのときに私が考えさせていただいたのは、いずれこういう世の中が来るとしたときにその仕組みを使わせていただければその分コストが下がりますので当時の考え方で言えば乗合タクシーを導入してももちろん現在でもそうですけど乗合タクシーも通常の定期運行路線に関しましてもそうですが、町としてはもう随時先ほど無料化にするといった取組も含めて見直しそれから改良を含めてずっと取り組んでいます。その中でその見える化これは行っていくべきだというふうに私も思いますので。ただそれをいつやるのかというのはやっぱりちょっとコスト面の関係もあります。タクシーGOの話もありますがこれは実際もう多分今の現時点でも今タクシー会社さんもLINEとかでも通常のやりとりはすぐできると思いますけれども、これを導入するコストをまた一旦考えさせていただきたいというのが一つとそれも条件的にあるのですが。そのタクシーを運転される方たちの人数、このバランスがちょっと時間が長くなればなるほどやっぱり労働する時間も増えたりするところもありますので、その部分では町のほうも当然もう1回検討させていただきますけれどもコスト面それから物理的な部分を含めてまた検討させていただきたいなというふうに思っております。考え方として私もそういった効率を考える部分ではDXを取り入れるのはもう一番考えないといけないことだというふうに思っておりますので、ありがたいお申し出だというふうに思っております。ありがとうございます。

3番（高村祝次君） もう今できないことは何もありません。やり切れば何でもできるという世の中でございますので是非検討してもらいたい。それからもう一つ、先ほど私が言いましたけれどもやはり高齢者になって免許証を戻したいけれどもなかなか戻せないという方がおられます。ですから私は「免許証を返納したら、2年間は乗合タクシー無料にします」とかいうと「それなら戻そうか」とかいうようなことになりますとやはり「危なく事故を起こすところだった、しかし戻してよかったな。」と。「町の政策がよかったな」というように評価されます。ですからやはりそういう免許証を返納する方に対しては2年間ぐらいは無料で搭乗できますよというようなことも是非考えてもらいたいというふうに思っております。なかなか「今日戻そうか」「明日戻そうか」と聞きません。ですから町がそれを先に心を取って実行していくということが私は大切ではないかな。ほとんどの方が事故を起こして「あの人が事故を起こしたもんな」というような話があります。話から話題になりますけれどもその話題がないようにするのも町の仕事だというふうに思っていますので是非そこ辺りも町長はそういう考えがあるのか、ないのか、やるのか、やらないのか、それは別に話を聞かせてもらいたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 厳密に言えば運転免許証でございますので自分の責任においてしっかり免許を取ったわけですからその責任も取っていただく。これが基本的な考え方だというふうに思いますが先ほどの免許証を返納した部分ではやはりそれからの交通が不便になられるというふうに思っていますので、乗合タクシーの2年間無料とかいうところはちょっと分かりませんがほかの

自治体でもそういった考え方もありますし少し課の中で検討はさせていただきたいと思っておりますけれども、やはり何度も言いますけど運転免許証は自分で試験を受けてもちろん実技と学科を受けてプロとして運転免許証をもらっているわけですからその部分ではしっかりと責任もとっていただく上で自分が無理だなというふうに思ったときには返していただく。体調が悪かったときには運転しないのと同じように考えていただければ町のほうもありがたいなというふうに思っております。

以上です。

3番（高村祝次君） 町長の言うことはもっともでございますけれどもやはり自分の責任でなかなか戻せないというのが現実ではないかなと。やはりもし事故を起こせば相手がけがしたり健康保険の値上げもありましたけれどもまた健康保険を使ったり後期高齢者保険を使ったりけがすればなりますのでまたそこで町の負担も増えます。そういうことを考えたときにはやっぱりある程度町が率先してやっていくことが私は大事だというふうに思っております。是非今後検討課題で考えていただきたいというふうに思います。

それでは続きまして、小国町民の財政の状況についてお伺いをしたいと思います。コロナの後ちょうど災害もございましたけれども町民の財政、建設業とかいうのは災害のおかげで収益がかなり上がっているというふうにお聞きをしております。もう災害も今年でほとんどが終わり災害の対策も終わります。やはり一番肝心なのは農業、第一次産業の方々が非常にコロナの後売れ行きが悪かった。資材の高騰、燃料の高騰、先ほどから言いました機械の高騰と。非常にある程度値段は上がっておりますけれどもそれでは追いつかないというような状況で昨年度の第一次産業関係の税収は恐らく私は落ち込んでいるというふうに思いますが、そこ辺りの数字を税務住民課長お話をできたらというふうに思いますのでよろしくお願ひします。

税務住民課長（中島高宏君） 所得状況についてお答えさせていただきます。お答えします数値につきましては税務部局で把握しております所得税と住民税の申告によります所得状況ということで報告させていただきたいと思ひます。また分離課税になります土地の譲渡所得などにつきましては通年では生じない所得になりますので除外した数値となっております。比較につきましては令和5年度と令和4年度について比較させていただきました。

まず令和5年度の所得の総額につきましては、74億5千900万円。令和4年度に比べまして1億3千500万円増ということになっております。所得の主な種類別です。対前年度と増減額を比較させていただきますと給与所得が1億1千900万円増、57億6千900万円、公的年金所得が600万円増で5億5千900万円、営業所得が300万円減で5億2千400万円、農業所得が3千700万円減で1億400万円という状況になっております。給与所得と公的年金所得が増えている要因の一つとしましては、給与所得につきましては申告者1人当たりの所得が増加しております。また公的年金所得の受給者が増加していることによりまして公的年金の所

得は上がっているようなかたちになっております。一方で営業所得と農業所得が減少しております。その要因としましてはまず単純に売上げが減少している場合また昨今の物価高騰の影響により仕入れ額や資材費などが高騰している場合。また設備投資等により減価償却費が増加している場合などその要因は多岐にわたるといふふうに分析しているところです。以上が申告状況から見ました令和5年度と4年度の比較ということになります。

以上です。

3番（高村祝次君） 確かに給与所得とかいうのは給料が上がれば上がってくると思いますけれども、やはり一番肝心なのは私は少子化対策の中でも一番少子化というのはこの第一次産業が小国町では活気がないと非常に少子化も続くといふふうに思います。昨今の消滅する町にも入りましたけれども私は町は絶対消滅しないといふふうに。1人がいても小国町は小国町。2人でも小国町は小国町です。数字だけで小国町が消滅するということは絶対ないと思っております。やはり一番肝心なのは隣接している南小国町は人口は増になって小国町が減っている。その要因は何かということをややはり職員あるいは議員の方も改めて考えなければならぬことではないか。ちまたに話を聞きますと「南小国町は補助金が多い」とか「いろんな手当がある」という話も聞きますが実際私たちが南小国町からもらってもおりませんので分かりませんがそういう話がちまたでします。実際担当の総務課長やら南小国町と小国町あるいは隣接した日田市とかそこ辺りの比較をされたことがありますか。

総務課長（佐藤則和君） そういう補助金とかその辺りの比較はしたことはございません。なぜかといいますとお互いのデータつきあわせに非常に多くの時間がかかるということで現在取り組めてはおりません。議員がおっしゃるとおり近年であれば非常に分かりやすいのが商品券等の交付辺りで南小国町さん辺りが多く出されているということは聞いておりますけれどもその他の補助金等の比較等はやっておりません。というのが現状でございます。

3番（高村祝次君） 誰か課長で聞いた事ある課長おりませんか。いませんか。渡邊町長、お願いします。

町長（渡邊誠次君） はい。南小国町の高橋町長それから阿蘇郡市内の首長さんたちとは私もお話を相当することがございます。補助金関係につきましてもかなり阿蘇郡市内が中心ですけれどもすることも聞いておりました先ほどの給食費の無料化。菊陽町はもうまた無償化というお話も聞いておりますのでそこそこによってもいろいろな施策の中で商品券についてもそうですいろいろな施策、多岐にわたりますのでその部分で補助金等々はかなり出される場所もありますし出されない場所もある。もう比較のやり方としては行政区が違っているとやり方も違うなといったところで私のほうは考えておりますが、町独自の考え方に基づいて補助金等々もそれぞれ施策事業等々判断されているといふふうに思いますのでその部分で私は比較は近所ですので例えば小国町が1万円の商品券のときに南小国町は2万円とそれは聞いております。ですけれどもその部分が

全てであるかどうかはちょっと別の話でございますので、町づくりにおいても小国町はこれまでの方針でやっていきたいというふうに思っていると結論としてはそういうふうに思っております。

以上です。

3番（高村祝次君）　ちまたに話をするといろんな話がありますけれどもやはりしっかり生まれた町村を愛するように町民の方に言うほかは私は個人個人の判断でですね。人がいいからといってよその町村に住んでみたりするのはいかがなものかなと私も思っております。

しかしやはりこの小国の第一次産業の低迷というのは非常に私は深刻というふうに思っております。全体的に農業の売上げとかいうのはそんなに落ち込んではいないんですけどもやはり耕作する人が減っているというのはこれ一つの高齢化のウエイトが多くなったということであろうかと思えますけれども、ダイコン、ホウレンソウ、キュウリにしてもあまりの落ち込みはありません。酪農にしても肉牛にしても余りこれを見せるなというのであんまり見せられませんけれども、平成25年から令和5年度の集計が出ておりますけれどもあんまり落ち込んでおりません。ホウレンソウなんかむしろ耕作者は減っておりますけれども売上げが上がっている。それとかアスパラとかキュウリとかですね。ダイコンは人間が減っております。今は11軒ですか。令和元年が18軒あったのが11軒というようなことで売上げは横ばいかなというふうに思っております。しかし資材の高騰ですね。昨年も町から助成がありましたけれども「もらったこれでは追いつかない」というのが農業者の本音でございます。全国のいろいろな農業をやっている町村を調べてみますと昨年の6月のときも私言いましたけれども長野県の川上村はレタスの産地でレタスの面積が2千200ヘクタール。売上げが300何十億円というように。人口は小国と変わりません。人口は4千人ぐらいです。農業一本です。農業一本でもそういう産地を作ったのは当時の藤原村長が東京ドームで川上村のレタスということで全国ナンバーワンの産地になった。やはりそこ辺りは町長がどこを目指しているのかというのが一番基本であって町長がそういう東京ドームでやらなかったら日本一のレタスの産地にならなかった。その周りにはいっぱい孺恋とか長野の高冷地野菜の産地がありますけれども川上村だけが東京ドームで宣伝をしたということで日本一のレタス。そしてこの前の一般質問ときも私が言いましたけれども台湾とか外国にもレタスを出している。ある程度量がないと外国に送るのは大変でございますのでそういうことを川上村はやっている。藤原村長も全国の町村会長をされてもう新しい村長になっておりますけれどもやはりその一番の今のネックは技能実習生が来ない。特殊技能実習生というのは日本語の検定の試験を受けて日本語ができて5年間就労できるということでやはり技能実習生を使うよりもそういう特殊技能実習生を使った方が使うほうも使いやすい。そしてまた特殊技能実習生になりますといろんな業種に行かれます。冬場要らないときは温暖なところにやったり。またいるときには。しかし一時は中国でしたけれどももうインドネシアとか東南アジアに移っておりますけれども、やはり外国人労働者を使うことによって作物の栽培がなかなか困難になってきたというのが今川

上村の課題というようなこと。私が言うことはネットで調べているので皆さんネットで調べたらよく分かります。実際やはり小国町もそういうところがあります。私も現場に行ってから見たいというふうに思っております。ダイコンの収穫機械も入れているしもう全部機械でやっているという人もおりますので是非そういうところを産業課長大変と思います。朝6時頃から現場に行つて見るのも。私も日曜日行こうかなと思つたら「日曜日、収穫しません」ということでしたのでついつい行きませんでしたけれどもそういう農家もおります。そういう農家がいるならばみんながそういう雰囲気になってくればやはり一時昭和45年小国のダイコンの産地で100人ぐらい栽培する人もおりましたけれども、第一次産業が儲かればみんな帰ってくるわけです。そうすると小国の人口も増える。先般ちょうどジャーキー登録協会の会合が東京でありました。北海道のある酪農家がジャーキーを一生懸命宣伝したいという話をします会議の中。だから私終わつてからその人に言いました。「あのですね、農業は儲かればみんな後を付いて来る」と。「今、儲からないうちに、みんな人集めをしようではないか、みんな宣伝しようではないかというのは駄目ですよ」と。全国で「酪農家は儲かっている、ジャーキー酪農家は儲かっていると言えば周りほとんど増やしていきます」と。「まず農業というのは儲からないと駄目ですよ」という話をしましたけれどもやはり農業というのは誰か先駆者がいて儲かれば絶対やります。ですから儲かった人がやっぱり当時は小国にいて大根御殿というのが至るところに集落等新築されました。今はもうそこは大根農家も1軒しかありませんので小国は本当に当時の大根御殿というのはその後の次の後継者は親が建てた家に住んでいるというので非常に努力が少ない。それでも経営が大変というのはやはり頭を使ったり体を使ったりするのが農業ですので、そこ辺りしっかりまたそこには町も選果場を造ったりいろんなことをやりましたけど今そういう大々的にやることではなくて個人の事業者にもしっかり支援をしていくというのが町の仕事ではないかなと。ハウレンソウのハウスを建てるとかいうときには新規就農者には国の事業と町の事業一緒にやって補助金で応援していく。そしてその人に儲かってもらう。そうすると耕作放棄地も解消していくということではないかなという私の持論です。私の持論は要するに農業は儲からないといけない。儲からないならしないほうがいいというのが私の持論ですのでやはり今は非常に畜産は厳しい。飼料高さつきから言うように機械高、燃料高で非常に厳しいけれどもやはり私はしっかりとやるのが農業というふうに思っております。先ほどジャーキーの話も出ましたけれどもやはり今私が思うのはジャーキーの生産者の若い人たち今息子やら50代の人が私が言わせてもらえばこの場ではっきり言いますがだらしがない。本当に言ったらだらしがない。私はもう60年前からジャーキーで小国に残ったというような経緯が去年の6月にも言いましたけれどもやはり必死になってやつたと。その後を継ぐ人がなかなか出ない。私の年代みんなアメリカに行つて技術を学んだりオーストラリアに行つて状況を学んだり北海道に行つたり岡山に行つたり全国。私が全国津々浦々にジャーキーの生産農家回つて来ましたがやはり岡山の蒜山と小国だけが今プラントを持ってや

ている。ほかのところは皆んな山梨県のキープ牧場、そして神津牧場あるいはそこ辺りはもう自分達で観光と6次産業化して事業展開しているところは残っているのが現状です。ですから小さい小国町もやはり今厳しい経営の中でも「絶対、小国の特産品を残すぞ」という意気込みがあってそして町にお願いしたり「農協の言いなりにならないぞ」ということがやはり今後の町の発展に私はつながるといふふうに思っております。私は何も町に応援してくださいとか言いません。金融機関が出せば自分でやるという思いがしてございまして今後は仕事も一段落したら金融機関と話し合いをやっていこうというふうに思っております。そういうことで農業のことを言うと何かあれですけども北海道のニセコ町を見ますとやはりニセコはもう大変な町でコンビニで働くのがパートのお給料が2千円から2千500円。ニセコのホテルも泊まれば豪華なホテルばかり。それもやはり農業と観光とをマッチした町づくりでやっている。人口も小国とあんまり5千人ぐらいで変わりません。これは町長にも是非考えていただきたいというふうに思いますけれどもとにかく外国人も観光客がいる。冬はスキー場。ちゃんとそこは酪農とソフトクリームとかいろいろなお菓子とかいろいろなことやって観光と農業とかをタイアップしながらやっている町というようなことでもう全国的、世界中に有名な町になっておりますけれども、やはりしっかりそこ辺りを一番私が感心しているのはニセコは観光協会を株式会社をしているというのが一番ニセコのいいところではないかな。この前テレビでもその株式会社観光協会ニセコです。社長さんが出ておりましたけれどもやはりいろんな考えを持って社長がやっている。小国町も観光協会ありますけれどもやはり私はこの観光協会は町民が半分出資して町が半分50、50で出資して会社を作っている。そしてそこがいろんなことをやっております。私もそういうところを視察に行きながらやはりこの農業と観光を結びつけた町づくりが私は大事ではないか。しっかりやって。人口が5千28人です。主要な産業はサービス業と農業。冬はスキー。農地がスキー場になったり恐らくしているのではないかと。1回私はそばまで行ったことありますけれどもニセコには行っておりません。議員の方も函館に行ってから何年か前には松前町とか行ったのですがそばには行っておりますけれども小樽と函館の間ぐらいですけどこういう町も見ながら全国に先駆けた町というようなことでしっかりやってもらいたいと思います。それで町長にお尋ねしたいのはこれからどのような考えを持っているのか。あるいは町長が先ほど先般のときも6次産業化のことを言いましたけど、どんなものを6次産業化にやっていきたいのかをお尋ねしたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 先ほど高村議員の農業に対する持論も含めて私も勉強をさせていただいておりますけれども、やはりニセコの話等々も含めて町独自の町づくりをどのように展開していくかというところが多分一番大事なところであろうと思います。農業に関しても先ほど大根農家さんのお話をされていましたが大根農家さんも作る場所がだんだん変わってきております。まずは気候変動による影響もあるというふうに思いますし、もちろん物価の高騰もありますし商品が作られても物産に関して価格転嫁できないといろいろな要因があって農業所得につながって

かないというところは私ももう様々な要因があるというふうに思います。これがというのは私もなかなか分析するのが難しいとは思っておりますが、ニセコ町さんも本当に誰が儲かっているのかなあと私は実は思っているところがありましてニセコ町さんにももちろん行ったことがあります。私も観光関係はずっと長年携わっておりましたので行かせていただきました。勉強させていただきましたけれども。20年前ぐらいですかね私が行ったのがその当時はツーリズムですごくバンバンやられておりましたけれども現在はツーリズムの話は全く聞かなくなったなあという印象をちょっと受けます。やはり自然を開発する。どこまで開発するのかというところを町のほうがコントロールできる状態できない状態もまたいろいろと考え方としてはあるのかなあ。もちろんスキー場等々ありますのでもう自然を背景にした当然町のつくり方ということもされているというふうに思います。ニセコ町さんの北海道とこちらを比べるというのはちょっとおこがましいところもありますけれども小国町といたしましては昨日ほかの議員さんにもお答えしましたとおり、やはり50年間近くにわたってツーリズムでこの町をつくってきたという歴史が小国町にはありますので自然、それから産業、教育のバランスをしっかりとっていくといったところは大事なところだろうなというふうに思っておりますし、その中でももちろん農業も大事でございますし商工観光業も大事です。様々な小国町の産業をしっかりと見ていかなければいけないなというふうに思っておりますし関係者とも話を当然していきたいというふうに思っております。当然産業課の中でも今農業から観光業までの農林、商工、観光、全部つなげている課を作ったわけですからその中でまたその農林、商工、観光の横断的な取組、話も課の中でできるような体制になりましたのでやっていきたいなというふうに思っております。もう先人の方たちがしっかり残してくれた自然があるからこそまた皆さんがこの地域で暮らしていらっしゃるからこそこういったお話ができるというふうにも思っておりますので、地域の知恵を絞っていきながら話をしていって文化とか歴史とかしっかりこう立ち止まってしまうと過去になってしまいますのでその部分では持続可能ないつも言わせていただきますけれども住み続けられる町。すなわち御飯を食べていける町でないと住み続けることはできませんのでそういったところではしっかりと町づくりをこれまでどおり行っていきたいなというふうに思っております。また小国町は少し私が思っているのが住む家が家といいますかもう若い方たちが住むアパートとかそういった住まいが少ないというふうには実は思っておりますので、そのような取組を今建設課それから情報政策課含めてちょっと指示をさせていただいてできるだけ小国町で住所が移って来れるような体制づくりを私も考えていきたいなというふうにも思っております。それから小国町の中で住民の数はすぐ6千500人ぐらいでしょうか今出てくるのですけれども働いている方の数。例えば地域で働いている方たちが南小国町に住んだり玖珠に住んだりいろいろな地域から通って来られている方たちもいらっしゃいますけれども、その方たちが形づくっている小国町の暮らしといったところを考えるとこの中で住民票はないけれども生活の基盤があるというところを含めて考えるとまた考え方も変わっ

てくるのではないかなというふうに思っているところでございますので、私としては現時点ではどの分野の産業もしっかりと大切にしなければいけないというふうに思っております。ただし条件としてこの地域に住み続けられるということを考えるとすればやはりさっき高村議員が言われたところも含めて医療福祉これをしっかりと守っていかなければいけないと思っておりますし、教育でやっぱり小学校中学校もちろん保育園から高校までそれから交通のインフラ。これはこれから先も最重要課題になってくるというふうに思いますのでこの生活の部分、教育の部分はしっかりとしたその考え方で担っていく。そして産業の部分は高村議員が言われるように小国町全体を6次産業として農林業から商工観光業までしっかりとつながっていくような産業施策を町のほうでも作っていききたいなというふうに思っております。私が議員に出たときも実はそれが目標で1期目議員に出させてもらいましたけれどもなかなか小国町全体で取り組んでいく商社のようなイメージですけれどもそういったイメージはなかなか難しいなと思いつつも、やっぱり小国町で目指すところはその基盤にこの小国町に基づいた6次産業と全体的な産業といったところは取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので重ねて答弁をさせていただきました。

以上です。

3番（高村祝次君）　しっかり熱意といいますかやはり1人の熱意では町はできませんので多くの町民の意見を聞きながら町政に頑張っていただきたいという思いがしております。やはり「あの人の言ったことは頭から駄目だ」と。「あの人のことは言うこときかない」とか。やはり言うことは言う。駄目なことは駄目というような。できないことはできないということをはっきりやっていく渡邊町長だとは思っておりますけれども、しっかり町民の心に通じるような町政をやっていただきたいと思っております。

今ですね今度は食料・農業・農村基本法というようなことで25年になりまして改正をされております。その中で私はいつも衆議院の予算委員会あるいは農政委員会あるいはいろいろな委員会をYouTubeなどで見ておりますけれどもある国会議員が言っております。「農家所得は確実に上がっている」と農林大臣が言ったというようなことで言いましたので私も本人の農林大臣にお伺いしました。その内容についてはここで公表すると非常に悪いので公表しませんけれども、しっかり農業のことを立憲民主党も共産党も皆んな第一次産業のことを一生懸命議論する中でやはり与党である方々は全くこの第一次産業については予算委員会の中でも触れなかったと非常に私は残念になりまして農林大臣にも「何でああいうことを言ったのですか」ということも聞きました。なかなか私もここでは言いづらいのですけれども本人もちょっとはっきりは言えないというようなことでございます。そういうような時代でございます。しっかりこの食料・農業・農村基本法については罰則があります。食糧難のとき従わないときは20万円の罰則があるとか。きめ細かにありますのでやはり議員の方も関係ないということではなくいろんな分野に勉強していただいたら小国町が一層よくなるのではないかなというふうに思っておりますので頑張って執行部

と合わせていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（熊谷博行君） ここで暫時休憩をいたします。次の会議は13時、1時から行います。

（午前11時40分）

議長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

議長（熊谷博行君） 5番、穴見まち子議員、御登壇願います。

5番（穴見まち子君） はい。5番、穴見です。よろしくお願いいたします。

まずは私自身、文教厚生常任委員長として学校からの案内に従い初めて小国高校の運動会に行ってきました。当日は砂嵐して風も吹いて大変だったのですが生徒たち自分たちの考えでいろんなことを作ったりしていることがとても印象的でした。それで最後に校長先生がやはりしっかりと褒めていたということです。やはり子どもの成長でも小さいときからでもですけど褒めることがやっぱり一番かなとは思っております。そして5月12日が高校で18日が中学校でした。子どもたちのスローガンでは「楽しんだ者勝ち」ということでやっぱり子どもたちは一生懸命しているのがしっかりと表れて150人ぐらいの生徒の数だったのですがとてもいきいきとしてよかったし、応援団のときに今までは応援団の方が数名で前でしてほかの方は後ろだったのですが全員の方が前で一緒にしていたこと。今までと違っていました。とてもよくてみんなの顔がいきいきしているのがとてもよかったと思っております。それから小学校では生徒数が266人と言っていましたので間違いのないと思いますけど今は水ぼうそうが流行っていてやはり10人とはいかななくてもそのぐらいの生徒の欠席がありました。その中で先生によってその日の人数が少なかったのが急遽改めて違った方法で徒競争をしていたことがさすが経験を持っているなと思いがらしっかりと見ていました。小学校でいつも出ているソーラン節も子どもたちはやはり3、4年生ですけども体いっぱい体を動かして踊っていたこと。その中であと一番私が感じたのは先生です。多分宮崎先生だったと思います。おぐちゃんには映っていないのですが私はちょうど本部席に近いほうにいたので一番目についたのですが先生がもう体いっぱい子どもたちと一緒に踊っているのが最後まであってとてもよかったなあと印象がありました。渡邊町長も私の横におられて多分ずっと同じことを考えていたかなと思いがら見ていました。それから1、2年生の玉入れですけど今までになくダンスを取り入れていた。1年生の担任の先生が女性2人というところどこからか取り入れてダンスをしながら途中でストップと言いながら声かけてお尻の振り振りダンスをしていたのですがとてもよかったし保護者の方もとても喜んで見ていたと思います。それは今年の運動会はコロナ明けで久しぶりだったのですがとてもよかったかなあと思っております。

それでは通告にしたがって質問をしたいと思っております。まずは小国中学校の寄宿舎のリフ

ホームの件です。3月の議会で中学校の寮のリフォームの案件が出ました。それからもうすぐになりますけど多分7月か8月に入札をかけてずっと進んでいくと思っております。今年は阿蘇のほうからとよそからと7名ぐらいの方が小国中にも入っていただいております。新しい学校での運動会もしっかり楽しんでもらったと思っておりますのでけれどもその子どもたちが寮に入っていたことでやはりその寮の感覚と違った学校で心配なところも多い中に今度新しくリフォームしていただくということがありますけど、その子どもたちのためにもやはりもう古くなった寮ですけど新しくリフォームとって手を入れたら子どもたちはまた部活だったり学校だったりいろんな面で頑張ってくれると思っております。それでその流れのこれからの町の計画としてどのような流れでいくのか建設課長からいいですか。よろしくお願ひしたいと思ひます。

建設課長（小野昌伸君） はい。御指名ですのでお答えいたしたいと思っております。はい、ありがとうございます。

寄宿舎というかたちでおっしゃったとおり計画を立てております。今実際設計のほうほぼ完成いたしまして隣におられますけど教育委員会のほうが今補助金申請を国のほうに上げております。これが6月末から7月の頭にかけて内示。補助金決定があつて発注というかたちになりますので金額も1億円程度というかたちで概算出ていますので、一応入札を8月の後半に行いまして9月の本会議定例会で5千万円以上の議会の議決ということで一括発注か分離発注か分かりませんが一つだけ受電施設、変電の施設が非常に電力が足りないということでキュービクルを新しく設置します。これが大体4分の1程度、4千万円ほど掛かりますものですからこれに関する工期が発注して今非常に一時期のT SMC 関連よりか受注は早くなったのですがそれでも配線関係でもう工場で製作して持って来るといふかたちになりますので約半年はみといてくださいといふかたちになるので工期的には9月の契約が終わりまして来年の今頃できれば5月連休前までには完成したいと思っております。あとはトイレ改修、エアコンを11室に設置してあとはボイラーがガス給湯になってかなり今より改善されて一番は冷房です。もうこの時期暑いので。できるだけ連休前には完成させたいと思っております。

以上です。

5番（穴見まち子君） はい。すいません先に建設課の課長に言ってもらったのですがけれどもやはり今子どもたちが少ない中に寮に入っていたとていうところでやっぱり子どもたちのためとやはりバス通学もあります。しかし寮に入っていたとて1週間しっかり寮で集団生活をするといふのはもう小さいときもですけど中学校とか社会に出る意味でも実践的なところではためになることかと思っております。それでは寮の生徒の人数をまずはお願ひしたいと思ひますがいかがでしょうか。

教育委員会事務局長（久野由美君） 現在の寮生は22名になっております。

5番（穴見まち子君） 阿蘇とかよそから入っていただいた方たちの分があつて少しは増えている

かなというところですがけれども。やはり今バスが毎日来ています。それで朝はいいんですけど朝は時間的に小学校と中学校とバスで来ています。しかし帰るときは部活に入っていれば親が迎えに行ったりとかいろいろあるんですけど中学生までの普通に帰る人の帰りのバスというのはこの人数の中で今ではまだまだちょっと話を聞いていなかったんですけどちょっと思ったんですけど帰るときの子どもたちの送迎ですね。中学生というのはもう全然把握できないのでしょうか。

教育委員会事務局長（久野由美君） スクールバスの件ですがけれども今現在希望によって中学生も朝の便だけ乗るようにしておりますが、帰りの便というのがどうしても時間割の都合で中学生が乗ることができないという状況になっております。

5番（穴見まち子君） それではその寮に対しての次のことなんですけど小国高校生の入寮計画というのが今課題になっておりますけれども何かもう一つ今年は入っていただけなかったんですけど次の機会とかいろいろな何か新しい施策を考えてはいないだろうかと思ってお聞きしたいと思います。

教育委員会事務局長（久野由美君） 小国高校に関しまして町としては小国高校の魅力化と永遠の発展の会のほうに補助をしているという立場であります。高校の取組としまして地域未来留学といひまして全国募集を今年度学校の紹介などをして来年度の募集からするという予定になっております。

教育長（村上悦郎君） お世話になります。

今の地域未来留学の件ですが前回と説明もあったけど実際今回6月の29日と30日に東京で地域未来留学に手を挙げている多くの学校が参加して説明会を開きます。子どもさんたちや親御さんと。それと2回目を大阪で7月20日の土曜日と21日開くようになっております。そのほかオンライン等でとか学校を訪問してもらおうというようなところで全国に呼びかけるというところで学校が主導権を持ってやっているところでございます。

以上です。

5番（穴見まち子君） 町長にここでお聞きしたいのですが。この地域未来留学について何らかのやっぱり1人でも2人でも小国に興味を持っていただく。そして今年は特に新千円札がありますよね。小国町にも皆さんの注目が集まっていると思いますけれども少しでも来ていただくために今教育長が言われましたけれど何か考えていることはないでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 穴見議員の御答弁になるかどうか分かりませんが主体的にはやはり小国高校が行っていくというところがございますのでそれをサポートするために補助金を付けるという町のスタンスではありますが、私といたしましても小国高校の魅力化と永遠の発展の会の会長でもありますのでその部分ではしっかりと取り組ませていただきたいなというふうに思っております。その中で今穴見議員、北里博士のことをおっしゃいましたけれども実際チャンスではないのかなというふうに思っております。様々小国高校を選んでいただける材料等々もあると思

ますけれどもその材料の中に北里博士であり小国町の魅力でありもちろん小国高校自体の魅力も当然いるのですけれども地域の魅力といったところもしっかりアピールさせていただくこと。また寮を小国高校生、利用させていただくといったところもありますのでその部分ではしっかり取り組ませていただきたいなというふうに思います。1点ちょっと修正させていただきます。先ほど小国高校の魅力化と永遠の発展の会の会長ではなく私副会長でした。すいません。お世話になります。

5番（穴見まち子君）　ちょっと話は変わりますが先日10日の日に食改の方のちょっとのお祝いがあったのですが、その中で北里柴三郎博士の紙芝居を地域協力隊の今年の3月までおられた中村さんという方が作ったのです。その紙芝居が老人会のときに紙芝居が発表されました。発表された方は大塚帝子さんだったのですが「この紙芝居をいろんなところで伝えていきたい」というのを言われていました。やはり今一番いいときで町に興味を持ってもらうときというのは小さいときからと昔あった紙芝居と違って小国高校の生徒さんが一緒になって作った紙芝居です。それに大塚さんも興味を持たれていろんなところで紙芝居を伝えていきたいと言っておられました。やはり小さいときから「あのときにあの紙芝居を見たよね」という感じがずっと覚えていたらやっぱり心のどこかにそれがあるととてもいいかなというふうに思っております。これからの小国高校生と一緒にやっばり小国高校の魅力化というのは私も会の中の1人ですので今度19日にありますのでその会に行き行って意見交換ができればいいかなと思っております。

それでは次に、少子化対策。ほかの何名かの議員の方が意見を出されました。そこで答えがほとんどできてきたのかなあとは思っておりますけれども一応この質問はもうほかの人が出すならやめようかなと思ったのですが、やっぱり違う視点から男性とは違った女性の視点から言ってみたらどうかというところがあってこの質問に臨んでおります。福祉課長に聞きたいと思います。現在の保育園の人数それから今年産まれる方の予定人数。そういうところを聞きたいと思いますがいかがでしょうか。

福祉課長（宮崎智幸君）　お答えさせていただきます。

まず園児数を言われましたが園児数につきましては平成30年時点で204名ほどおりました。その後減少が続いておまして令和6年度時点で157名というふうになっております。平成30年と比較しますと47名ほど減少しております。

それから出生の予定数のみでよろしいでしょうか。今年度今日現在まで4月以降6名の出生があつております。それ以降につきましては現在その数については母子手帳辺りの発行で一応推測をしますと今年度今現在時点で恐らく22、3名は今予定として出生するのではないかなというふうに思っています。ただ今月来月辺りがまだ届けと妊娠何か月かという部分で3月までにまだ年度内で出生する可能性もありますので今現在の人数ということでお答えしておきたいというふうに思います。

以上です。

5番（穴見まち子君） 保育園に入られる方というのは1歳前後から家庭で育てたいと思って3歳まで育てる方もおられます。そして今言われたようにコロナを3年間経験しました。その中でやっぱり産むことの不安とかこれで大丈夫かなあというところの経験をされている方が大分おられると思うのです。そこで保育園の室原先生にお聞きしたいのですが保育をずっと支えてきて子どもたち保護者の方といっぱい会話をされてこの少子化というのがどの辺りのところで感じるようになったのかなあというのが一つです。それから先生が子どもさんを送りに来たり迎えに来られたとき保護者の方と会話をしたりしますよね迎えに来た保護者の方。そんなときにお母さん方の日頃の迎えに来る忙しい時間帯とか。やっぱり子供を産んでちょっと仕事ができないんですよ。でも迎える時間というのは3か月とか1か月以上になったときには4時半なら4時半とか迎えに行かないとポイント制とか幾らかお金を払わなくてはならない現実であるのですが今もあっているのでしょうか。お聞きしたいと思います。

保育園長（室原由美君） お答えします。

少子化を感じる現実というのは今課長が今年度の出生数をお答えしましたけれども、これまでの出生数をお伝えしますと平成30年が56人、令和元年が47人、令和2年が33人、令和3年が39人、令和4年が23人、令和5年が21人となっております。コロナ禍で人数が減ったのではないかということは明らかな感じがしております。私が現役のときには宮原保育園は160を超える子どもたちがいたりしたのですけれども今は全体で122名。宮原保育園に関してです。北里保育園は35名ですけど本当に集会のときとかに子どもたちが一堂に集まったときに「子どもたち、減ったなあ」というのを実感しております。

それから短時間保育と標準時間保育のことを言われたのではないかと思います。今現在も短時間保育と標準時間の保育があるのは今親の就労時間に対して保育の量が決まってくるので親の就労時間や病気とかそういうことで子どもたちが短時間で認定されれば8時間の保育が受けられます。標準時間であれば11時間の保育が受けられるようになっております。それで短時間の認定になった子どもたちは4時半を超えれば1時間ごとに100円の延長料金が発生しまして、標準時間の子どもたちは6時を過ぎたら100円ずつの加算があります。

以上です。

5番（穴見まち子君） 今聞いてみたところによるとやはりコロナ禍を経験したところで不安がいっぱいでこの子どもを産むべきではないと感じたところもあるしなかなか急に人数が減っている。令和4年、5年と23人と21人ですか。そういうときになると子どもさんが減りますよね。それに対してその時期的にはもう過ぎていっているのですけど仕方ないのですが、今後増やすための努力というのは育てる側の親、産む側の事情もあるのですがやはり少子化、少子化と言われていきますよねメディアとか新聞とか。それに対して町とかいろんな国もそうですけど何かないかとい

うのはずっと言われています。言われる立場とその本人たちになってみるともう大変だというのは分かるのですが、どうにかして1人でも2人でもこの町もやっぱり増やすための努力。やはり保育に携わっている先生たちが一番親の気持ちとか子どもの気持ちというのも分かるのではないかと思いますし、どことは言えないんですけどもここ以上にまだ全然産まれていない地域もあります。やっぱり人数的にも少ないのかな。都会で言えば子育てしやすいところもあれば特に東京とかはやはり今物価高騰もあるのでしょうかけど東京では子育てはできないとかいう意見も聞いたり私も新聞とかテレビでよく聞きます。どうにかして子どもを1人でも増やすための努力というのは町として何か考えがありますでしょうか。福祉課の課長、宮崎さんお願いします。

福祉課長（宮崎智幸君） はい。ちょっと重複する部分もあるかと思いますが昨日総体的な話もかなりさせていただきました。今回は特に保育。福祉課のほうで保育園のほうも管轄していますけど保育のほうでの保育それから子育ての支援、相談とか保護者のつながりそういった部分を大事にしていくというような話が必要ではないかというふうに思っております。私昨日もいろんな支援策というのはもうたくさん手をつくせるだけ実は小国町もやっているような状況であります。ここから先については金銭的な部分というのはもうあるに越したことはないのかな。保護者にとってみればお金の部分、経済的な不安が全くなければそれはそれに越したことはないと思いますけど昨日も答えましたように、うちとしましては昨日もこども家庭センターの設置であるとかそういう部分で妊娠から産まれて不安定りをしっかり取り除いていくような取組を重点を置いてやっていく必要がある。その先に当然保育園のほうに子どもを安心して預けて保護者の方々が仕事もしっかりできるというような体制を整える。昨日の少し答弁させていただいた中で保護者が求めている部分というのはやっぱり子育てと仕事の両立という部分が一番望まれているということですので、安心して働けるようにしっかりそこら辺りの体制とフォローをしていきたいというふうに思っております。相談という部分におきましては庁舎内の福祉課内でも保健師辺り専門職のほうで相談に応じますし保育園では保育園の先生方が相談に応じます。また未就園児に関しましては北里のカンガルーのぼっけのほうでも相談に応じる体制を整えておりますのでそういうところでしっかり相談していただくのと、保護者間でしっかりつながっていただいて子育てに悩みなくまたそういう人たちが次2人目3人目と子供をまたつくっていかうかなというような気持ちになっていただけるといいかなというふうに思います。そういうところでしっかり相談体制の部分を今後充実をもっともっとさせていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

5番（穴見まち子君） 今課長が言っていただきましたそれがほとんど全てではないんですけどやはり一番かなと思っております。子どもができてから3か月で3か月健診というのがありますよね。保健師さんと母子推進員さんですかね。そのときもやっぱりその初めて子供がまれる方というのはやっぱり心配がいっぱいでそのときにやはり保健師さんだったりほかの方が自分の子育て

てを経験して支えてあげる。その体制は絶対必要かなと思うし少しの知恵でも「こうだったらいいですよ」とか食育の面でもやっぱり1か月3か月の親は大変です。昔はもうしっかりと働いていたのですが今は子育てというのが充実していますのでそういう面では相談していただくとずっといいかなと思っております。特に小国は「ここで産んでよかったかな」と思うし私たちの世代は近くだったり阿蘇辺とかそこでよかったけど、もうほとんどの方が日田とか大津とかそこで産んでいます。人数も少なくなっているのが病院も減っております。だけどそこでもやはり「産んでよかったなあ」という環境。そしてこの小国の役場の中でも若い世代がおります。そのときに結婚されてやっぱりその育休をしっかりとれる体制。女性もですね。男性の方もそばで支えるときが必要だと思いますのでしっかりした支えをお願いしたいと思っております。町長この意見ですけど何かありましたらお願いしたいと思っております。

町長（渡邊誠次君） 子育ての環境については今、福祉課長から御答弁していただきました。この子育てをする手前にやっぱり少子化対策という部分では私は一番最初の時点ではこの地域に人が住むことができる。先ほども答弁しましたが住み続けることができるといった取組が必要であろうというのであればやはりこの小国町独自の魅力ある町づくりこれ続けていくしかないのかなと。その中で少子化対策という段階でいきますと議員もちょっと先ほど言われましたけれども結婚に結びつくまでのアプローチこれはかなり大事なのかなと。ということであればこの小国町の地域だけではないんですけれどもやっぱり人が交流する人が集まる仕組みそういったところの場所。事業所もそうです。大きな事業所もそうですスーパーでもイベント会場でもやはり人が集まる場所にしかかなかそういった交流が生まれてきづらいというふうに思いますので。今はネット環境もありますが、ただやっぱり一般的に私の感覚ですがやっぱり人が集まる地域を作っていくといったところが人が集まる機会とかそういったのを作るところが大事ではないかなというふうに思いますのでその部分でも人が集まる仕組み、交流ができる仕組み、そういったところには力を少し入れていきたいなというふうに思っております。それから、この地域は住みやすいという地域であるというところから先ほど高村議員のときにお答えしたと思っておりますけれどもアパートであったりそういったところの部分のちょっと足りない部分もあるのではないかなといったところ。それからしっかりと病院だったり先ほどの保育園だったり学校だったりといったところの小国高校もそうですけれども地域のしっかりとした教育の部分であったり生活を守る医療福祉の部分だったりというのを守っていくという考え方は福祉課の課長の答弁にプラスアルファ必要ではなかろうかなというふうに思います。そして政策のほうでは移住しやすい環境。これも整えていっているところでございます。ゆうステーションカンパニーであったり学びやの里であったり役場であったりいろんな方たちがそうですねもう移住定住の歴史は40年ほど前から小国町は先進地として行っている。年代はちょっと違うかもしれませんが多分40年ぐらいはもうやっているというふうに思いますのでその先進地の事例としてかなりたくさんの方が小国

町にも移住されてきております。そういったところでは様々な要因があつて小国町というこのまちの魅力を形成しているというふうに私は思いますのでもちろん子育て環境の充実というのは直結というかそういったところで大事なところかもしれないけど、その周りの部分ですね産業そして暮らし教育の部分しっかりと町の今までの取組を地道にこつこつ進めていきたいというふうに思っておりますので答弁に今なっているのかどうか分かりませんがお答えをさせていただきました。

以上です。

5番（穴見まち子君） 子育てしやすい環境。この町だったら安心して産めるかなあとと思うところとやっぱり住民の皆様がもし子どもさんができたときに核家族だったりするときに手助けが必要なときに誰かがそっと手を差し伸べる。その町を目指してほしいかなと思っております。

これで終わります。

議長（熊谷博行君） ここで暫時休憩いたします。次の会議は1時45分から行います。

（午後1時36分）

議長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時45分）

議長（熊谷博行君） 1番、江藤理一郎議員、御登壇願います。

1番（江藤理一郎君） 6月議会とりを務めさせていただきます。

まず一昨日6月11日の熊日新聞において日本政府はこのような報告をしております。地方創生から10年が経ち地方への移住増加などで将来推計より4割の自治体で一定の成果があったものの。将来推計ですよ。実際よりも増えたというわけではなく推計より増えた自治体は4割あったものの全体として人口減少や首都圏への一極集中の大きな流れを変えるには至らず厳しい状況にある。と地方創生の成果や課題を発表しました。私も感じていたのですが10年前に始まった地方創生で自治体間での人口の取り合いやふるさと納税の過当競争が始まり自治体間での格差が生まれたのではないかと。国策として目標としていた地方創生は達成できずに10年の間計画倒れになってしまったのではないかとということです。10年以上前まではさほど感じることはなかったのですがコロナ期間に始まった国民への直接給付を皮切りにここ数年の間で財源に余裕のある自治体は住民への直接給付をするようになって地域間での格差が出ているのが皆様も身をもっての感想だと思います。また今年4月に人口戦略会議が示した消滅可能自治体にも小国町は入っており1か月間は会う人会う人その話題が必ず小国町民の会話の中に出てきておりました。確かに20から30代の女性は減少していくと思われませんがそもそも若い女性がそこにいなければその地域は消滅するのかわかると疑問であり、出生数が少ない地域でも別の場所で子どもが生まれそこから流入すれば移住すれば減らないことにもなるので一概にもこの基準が全てを包括しているわけではないと思います。ただそうは言いながらも実際小国町の人口はどんどん減少

していく一方でありこれについては抜本的な解決策はこれとあってあるとは分かりませんが、この町に合った子育て支援の様々な経済的な策を国などの動向を見ながら徐々に増やしていくことと同時に地域住民一体となった子育てしやすい環境づくりを地道に続けていくしかないのだと思います。それらも踏まえ今回は人口減少社会における教育や産業分野での町の対応策について質問いたします。

まず始めに人口減少社会における保育園、学校教育及び社会教育関係の対応策についてです。6年後の小学校児童数は213名。35名を切る1クラス編成の学年が3クラスとなりこのままいくとですね。コロナの期間を経て少子化にさらに拍車がかかっています。昨年度の出生者数が先ほどの同僚議員の一般質問にもありましたがおよそ21名、今年度はそれを大きく上回ることはない程度22名ほどというような数で推移していく見込みのようです。阿蘇郡市内においても同等人口の町でも昨年度20名ほど。もともと人口の少ない村においては母子手帳の発行が非常ににぶいという情報も得ておりますので小国町だけの問題ではなくこれは周辺自治体も非常に苦慮している状況でもあると思います。そのような状況の中で児童、生徒数減少に伴う校舎、体育館などの集約と保育園園舎の集約等について質問いたします。先日私も中学校の入学式などに出向きまして久しぶりに校舎を見学しました。当時と比べ古くなった感じは余りしませんでした。4階部分は全て空き教室で空き教室がかなり増えたところが気になりました。また2、3階の教室もそれぞれ部屋の名前が付いてはありましたが日頃は使われていないような教室が多いように感じました。今後は1クラスの学年が増え全ての学年が35名以下の1クラス学級になることを考えるとより空いてくる教室は多くなります。また同時に小中学校の二つの体育館におきましても小学校体育館のほうは築年数は古くここ数年雨漏りしており今回補修はされると思いますが、抜本的な改修には至っておらず将来的にかなりの保全のための経費が掛かってくると思われま。今後老朽化していく校舎や体育館の維持管理を考えますと小中どちらかの校舎そして体育館もどちらかに集約させ維持費を軽減させていくことを検討し計画する時期に来ていると思われま。そのような計画やそういったことは執行部として意識の統一などはされているのでしょうか。お願いいたします。

教育長（村上悦郎君） 御質問ありがとうございます。まず校舎、体育館等の集約というところでございますが今議員もおっしゃったように今すぐどうということ集約ということはないと考えております。10年ぐらい今の推移で見れば必要ないのではと思っておりますが10年後そのまた5年後とかなると必要なこともあるかもしれないということであと5年ぐらい以降とかいうところでは校舎、小学校、保育園、中学校含めて検討する集約なり建て替えなり修繕などといったことは必要になってくるのかなと思っております。また体育館のほう小学校の体育館も御質問がありました。小学校の体育館はもう大改修等を行わないということで今修繕等で対応して、もう使えないと今ありました10年後5年後とか見据えてのときに小学校も中学校もドームや今の中

学校の体育館でという使い方になると今のところは考えております。

以上です。

1 番（江藤理一郎君） 次に保育園舎。関連しております保育園舎についても以前は建て替えも話題に上ることもありましたが昨年度そして今年度の出生者数の保育園入園者が現在も低調であることや今後の子どもの数を考えますと、建て替えよりも例えば小学校校舎の一部を保育園舎として使用するなど今ある施設をうまく活用することがよいのではないかと考えられますがどのような見解でしょうか。

町長（渡邊誠次君） この件に関しましては昨年度だったと思いますが少しお話をさせていただきましたけれども結論からいくと5、6年ないしその後には保育園舎の建て替えが必要になってくる時期になるというふうに思いますので、是非とも今の段階で意見の集約を行うために議員の皆様方でこのお話をさせていただいたと思うのですけれども、保育園の検討、園舎の建設、検討委員会辺りを議会の皆様方で作っていただくのが一番準備をする段階から考えるといいのではないかなというふうに思います。もちろん場所もそうですしいろいろなことを考えると様々な可能性。今はゼロベースですので今の段階から話し合っておくほうがいいのかあというふうに思っております。今期の中に建て直すということはもうまず考えてはおりませんけれどもできるだけ準備の段階ではやっておきたい。もちろんその中の財源等々も考えなければいけませんので例えば森林環境譲与税をどういうふうに基金に積立てをしていくのか等々も含めてですね。保育園であるのであれば建物自体は多分相当高額になりますのでそれが森林環境譲与税全部で建て替えるというわけにはなかなか難しいかもしれませんけれども、例えば中の備品であったりいろいろ考えるところはありますので考えていきたい。それからもう一つ可能性として先ほど議員が言われますように小学校校舎のほうに保育園。それも法的な部分で福祉課のほうで調べていただきましたけれどもそれも可能であるといったところからその可能性もゼロではありませんが、子育てする環境と学校教育の環境がイコールになるかどうかそれはまた何かちょっと考え方としてはよく考えないといけないところではあるというふうに思います。当然子どもをずっと育てていくわけですからその中で分けておく。正直私が思うにはやっぱり運動場一つにとっても小さい子どもたちが遊んでいる運動場に大きい子どもたちが遊んでいる運動場が重なるといいこともあるかもしれませんができないことも増えてくるというふうに思いますので、その部分でやはり保育園、小学校、中学校といった途中で交わる部分はあるかもしれませんけれどもそれが必要になってくるのかなというところもありますので是非とも保育園に関しましてはまだちょっと時間があるというふうに思っておりますし修理も去年、今年とやる方向で進めておりますのでその部分では御理解いただいてまた御協力のほうもいただければなというふうに思います。

以上です。

1 番（江藤理一郎君） 私が今回この質問をするきっかけとなったのは3年ほど前でしょうかコロ

ナ禍において建設した木造平屋の宮原保育園の付帯園舎で当時は過密状態で部屋が足りない状況だったのでそういった建物を建てる要望もあり建てることになったと思うのですが、コロナ期を経て予想していなかった事態の出生数が急激に減少するという状況があって保育園に入園する子どもが減ってくる中で今後は部屋が余ってくる可能性もあるのではないかと思います。不測の事態に備えて施設の配置や集約、新設などについては計画性を持って準備をしておくことが先ほど町長も「計画性を持って」というふうに言われましたので是非この計画するというのをどのように仕掛けていくのか。町長のお話の中では議会のほうで委員会を作ってというかたちでしたけれどもそこについてもできれば執行部のほうから「こういった課題があるので」というのを一度おっしゃっていただいて、それから検討委員会を作るなどそういった方向で是非早めの計画ができるといいなというふうに思っております。近い将来訪れる施設の集約。そういったものを含めた有効活用について計画を立てていけるとよいと思いますので是非よろしくお願ひします。

続きまして、学校関連で小中一貫校推進の目的と成果についてということで小中一貫の推進が始まりまして15年ほどが経つと思われまふ。小中一貫推進のまづは目的とこれまでの成果についてお尋ねいたします。

教育長（村上悦郎君） それでは、小中一貫教育の目的と成果というところで結果から申し上げますと僕は成果は上がっている。またこのまま継続したいと判断をしております。小国小学校、小国中学校の立地また環境条件もうまく活用できているのではないかと。

まづ目的です。小国町の小中一貫教育は平成21年度の小学校の統合時、特色のある教育の創造を目標にするとともに小国町学校運営協議会を設置し町ぐるみの学校支援体制を確立することを目指して始まりました。基本理念として小学校9年間を一貫した系統的、継続的な学習指導や生徒指導の展開を通して国際化、情報化に対応する能力を育み、豊かな人間性と確かな学力を身に付けふるさとを愛しふるさとに誇りを持つ小国の子どもを育てることを掲げています。今もこの目標は生きております。続けております。そしてこの時期、中1ギャップというのが問題になっておりました。これは中1ギャップというのは中学校に入学したばかりの生徒が環境の変化や学習内容の変化になじむことができず不登校になったりとかいじめ問題が増加するというようなことで一貫教育に取り組まれたと思います。今は小学校6年、中学校3年と分けておりますがその当時一貫教育を始めようとしたときにはそのくくりを小学校4年が前期、小学校5年、6年、中学校1年生、今でいう7年それが中期、後期を中学校の2年生、3年生。ですから今の1、2、3、4、5、6、7、8、9という呼び方があると思うのですがそれでくくろうと最初は検討していたようですが、そのときの事情等があったと思うのですが6・3制を。そして断続的に扱おうということで今も続けられています。

その小中一貫教育の内容として現在も基本的な考えは継承しており、まづ3本柱があります。英会話科、小国学、基礎基本の徹底。その特色ある教育活動を推進してまいりました。また小中

同じ学校教育目標。それと小中合同での校内研修を実施。どういう学習の形態で今小国は架け橋学習といいます。それを小学校から中学校同じことで学び方統一。各種行事の合同開催。遠足でありますとかそういったところを合同で。中学校の音楽専科教員による小6への授業。中学校の先生が小学校6年生の音楽を教える。ふるさと学習の充実。それから空き教室があるということですが中学校の4階には6年生の教室が2部屋用意してあります。そこに行って中学校で学ぶというようなところも一貫教育の中で取り組んでいるところです。小中一貫教育に似たように義務教育学校とあるのですが後で出てくると思うのですが、そのメリットは学びの連続性、一貫性のきめ細かな生徒指導、学習指導が実施され9年間を通して学びを支えるということが今できているということで成果は上がっている。また継続して取り組んでいきたいというふうに思っております。もう一つちょっと時間をいただけますならば、小国学というのがあるのですが先ほど言いましたように小国を愛し小国に誇りを持つ小国の子どもを育てる。今小国町の児童生徒は北里柴三郎博士の千円札の発行で郷土への誇りというのが皆んな醸成されています。引き続きこの小国学を中心にSDGs学習も絡めて郷土に誇りを持つ教育を推進し自己肯定感を育む基盤としていきたいと思っております。

先日、先ほどありましたように消滅という言葉がありました。一つの切り口で見ればそう言えるかもしれませんがそれが小国町の全てではない。小学校も中学校も情報活用能力とか収集能力というところでその情報から「では今の自分は何をすべきか」というようなところを新しい学力として捉えて取り組んでいるところでもあります。ちょっと長くなりましたが小中一貫教育の目的と成果。

以上です。

- 1 番（江藤理一郎君） これまでの成果もしっかりとした成果が出ていると思います。ただ私、小中一貫校について一つ思うことまだまだ一貫校としてやるべきところはあると思います。私は3人の子育てをしている小中学校に通っている親の一議員でもあります。その中で思うのはこれ学校の教育分野だけではなくて福祉的な先ほど子育て支援という分野にも絡んでくるのですが今回の議会でも何度も出てきました県の調査で子育て支援について必要なこと。1位が働きながら子育てできる環境。こういう要望が多いですね。私も実際そう思います。働きながら子育てしている家庭の一つでもありますのでその中で思うのが子どもたちの送り迎えです。そこをスクールバスでうまく巡回できるといいなというふうに日頃から思いますし保護者からもそういったお声は聞いております。具体的な例を申し上げますとまずは中学校の部活動、社会体育。一部ですけれども18時で終わる社会体育がございます。それと小学校のスクールバス下校便も社会体育が終わって18時に出るスクールバスがございます。もしあと5分ぐらい待っていただければその5分間の間に中学校の社会体育が終わった後に小学校のスクールバスに乗ればそれで助かる帰れる子どもたちが出てくるわけです。もう一つ、小学校の下校便が大体16時頃出る便がございます

す。それにつきましても中学生も16時頃で授業が終わる学年もあつたりしますしそれからテスト期間中であれば16時には終わります。そういったことを考えると本当にあと数分待っていただければそのときにもう中学生も家まで帰れる。わざわざ親が16時に仕事を抜けて迎えに行く必要はなくなるわけです。そういったところも小中の一貫ということを掲げているのであれば学校運営協議会などでしっかりと話を出していただいで揉んでいただいでほんの数分でも待っていただけないだろうかというような検討はできるのではないかなというふうに思っております。そういったところについてもし御答弁できるのであればお願いします。

教育長（村上悦郎君） 私スクールバスのところ詳しい時間と業者さんとのというのを今完全に把握しているわけではございませんが、今先ほど二つ言われたと思うのですが小学校が6時に帰る便があると。火曜日と木曜日ですね。社会体育のところですね。それとテスト期間中16時とかいう。具体的にこういったことはできないのかということを出していただいでまた担当とも予算等もあると思うのですがそれは検討して変えられるところ利用できるところは対応していきたいとそう思います。

以上です。

1番（江藤理一郎君） 教育長、予算というお話されましたけれども5分待つのに予算はほぼ掛からないと思います。ですので業者さんと話していただいで5分だけ待っていただけないかというお話をしていただければ人的補填も必要ありませんのでそういった検討をお願いします。

次に義務教育学校への移行について御質問します。より小中一貫した取組を進めるために児童生徒数が減少した小中学校におきましては教育の充実を図るために義務教育学校へ移行しているところもございます。その辺りどのように考えておられますか。

教育長（村上悦郎君） 先ほど義務教育学校に若干触れましたが制度的には今の小中一貫型とは大きく変わるものはございません。実際に義務教育学校への移行というのは現段階では考えていません。その義務教育学校と小中一貫教育の大きな違いといいますか義務教育学校には校長先生がお一人、副校長先生が2人、教頭の1人若しくは2人の配置ということでより一つの学校というようなくくりをもっています。職員数が一つになるとかそういったことでその一貫性がより強化されることが期待できる。義務教育学校。今、阿蘇郡内では高森学園と産山学園というのが産山学園が小国に近い状況です。産山村は義務教育学校ですが以前は小中一貫教育。うちと同じでした。6年生の卒業式は実施しません。その期間6年生の卒業に向かうというのが学習に集中できるとかまた9年間のくくりとしての徹底をするということで。入学式は小学校1年生だけの実施。9年間を一つのくくりとする考えを徹底させている。先ほども申しました9年間を三つのステージに分け小学校1、2、3、4年生、次が小学校5、6年生と中学1年生、三つ目が中学校の8、9年生としています。大きなメリットというのは、産山学園は中学校が1クラス編成です。1クラスです。中学校の先生が教科担任制で小学校の授業に入ることができそこが効果的であるとい

うお話を。ですから小国の場合も今2クラス人数が減ってきたらというときには義務教育学校とかいうような話も考えられるのかなど。それと小国町では以前小中合同の運動会を実施したと。ですがそのときに小学校5、6年生のリーダー性を育む大切な機会がなくなってしまったとか。また中学生の競技種目が少なくなったとか。そういった意見等もあって今ではそれぞれの学校で一貫教育ですが体育祭等は教育的目的のために別々にしているということです。

以上です。

1番（江藤理一郎君） 御答弁の中では義務教育学校への移行について教育長は生徒数が減ってからという段階的なお考えでしたが産山学園くらい児童生徒数が減ってからではなく、例えば全国には特に教育の質を充実させるために小国小よりもずっと児童数の多い学校においても義務教育学校に移行しているところは数多く存在しております。御存じだと思います。小国小の現段階の数でも義務教育学校に移行するメリットというのは十分にあると思います。教育長がおっしゃられた小学5、6年生がリーダーシップをとというのもありますが4、3、2で分けた場合4年生が1年生をしっかり見るようになって4年生のリーダーシップが上がってくるというようなメリットも逆にも考えられますのでそういったところも考えると特にまた中学校の先生が特に専門的な知識を持った理科とか数学とか地理とか歴史とかいろいろあると思いますけれどもそういった専門の先生が小学校の授業も持って教えることができるようになると教育の質の向上につながるのではないかなというふうなことが十分考えられると思います。是非幅広く検討をお願いしたいと思いますがその辺りいかがでしょうか。

教育長（村上悦郎君） はい。実際大きな規模でもというところあります。専門性をというところで今年、今ありました小学校に算数の教科担任とか小学校の算数だけを教えてもらう先生という配置をお願いします。配置してくれました。名簿上はですね。でも実際には人がいないという状況。そうすると英語のほうも小学校の英語の学習があるのですがそれで英語専門の先生も担任とは別に配置していただきました。小国小と南小国町の三つの小学校でというところでですね。専門性を高めようというところで違う面といいますかアプローチの仕方で教育委員会としては今取り組んでいるところでありますが今議員が言われました義務教育学校のメリット等は常に考え現場と相談をしながら取り組んでいきたい。

以上です。

1番（江藤理一郎君） 今回は私テーマとしまして計画性をしっかり持ってやるというところとそれから集約することでいつも執行部のほうと言われる財源がないからという理由について財源を確保することにつながる集約することで。それに人手不足の時代でもありますので集約することによってより今いる方々がしっかり休みをとれるようになると思う。先生方が休みがとれないというのもあるでしょうしそういった労働時間の制約などについても対応ができるようになるとか。そういったものも含めての三つのメリットを感じての御質問をさせていただいています。

次に進みます。町民センター会議室の利用状況、各種機能の集約について、現在のセンター使用状況は、また役場利用と町民利用の割合というのはどのようになっていますでしょうか。

教育委員会事務局長（久野由美君） はい、お答えします。

町民センターの令和5年度の利用状況ですが申込みベースで延べ2万8千259人となっております。このうち一般の利用者が4千175人で全体の17%となっております。公用が83%となっております。会議室の稼働率は部屋によって変わりますが多い部屋で86.9%、少ない部屋で38%、平均すると65.6%という状況です。

以上です。

1番（江藤理一郎君） 公用のほうが断トツ多いというところですね。恐らく一般の方々住民の人口がまた減ってくるとなるとその利用率というのはまだ下がる可能性はあるかなと思います。平均稼働率が65%、38%という稼働が少ない部屋もあります。こういった町民センター会議室なども含めて集約をさせていってほかの利活用ができないかというふうな質問させていただきます。小国町図書室それからカンガルーのぽっけ。今回は議題にはしませんが坂本善三美術館もどこの段階で質問したいと思っています。町民が立ち寄りやすい場所、セキュリティ面の充実としましては図書館やカンガルーのぽっけなど現在の場所よりも町民センターが利便性としても町内の方々が集うのによいのではないかなと思いますがどのようにお考えでしょうか。

教育委員会事務局長（久野由美君） 少ない部屋もありますがその少ない部屋というのが1階のロビーでございまして自由に使っている部屋ということで38%でした。その部屋自体も申し込みをして使う方もいてそこが38%ということでした。1階につきましては御存じのとおり選挙で長期間使うことがあったりあと2階につきましても確定申告で長期間使うこともあります。そういった場合には一般の方も利用ができないということも申込みをお断りするということもあっております。そういった状況ですのでちょっと難しいのではないかなと考えております。

以上です。

1番（江藤理一郎君） 選挙につきましても例えば今小国町図書室がありますけれどもあそこが空いた場合にそこを選挙の場所とすることもできると思いますしほかの活用も可能かと思います。考え次第だと思いますのでその辺りも含めての計画性を検討していただけるといいなと思います。

次に進みます。人口減少社会における人手、人材不足の対応策についてです。まず事業者の実態です。商工業者、農業者いろいろあると思いますが事業者の実態それから事業承継について質問します。人口減少に歯止めがかからない小国町にとって現在ある商工業や農業等の事業者が廃業せずに継続していくことも町の魅力を維持するためには重要なことであると考えます。そこで人口減少社会における担い手、人材不足の対応策について伺います。本町における人手不足関連廃業の現状調査や経営者の年齢とか例えば廃業年齢などの情報、町内事業者の実態というのは町

のほうで把握しているのでしょうか。あるいはこれから実施するお考えはあるのかお答えください。

産業課長（穴井 徹君） 廃業数というのは年々統計等で減ってきておりまして完全に把握はできておりませんが現在の直近把握できる統計等で数字的に現在の状況を説明させていただきたいと思います。農業と商工業ちょっと一緒にすると分からなくなってしまうので分けて説明させていただきます。

まず農業者の実態ということで2020年版の農林業センサスの数値でいきますと農業経営体数が379件、農業従事者が902人です。従事者の年齢別で見ますと70から74歳が最も多く16%を占めております。60歳以上の割合になりますと全体の65%を占めております。いろんな意向調査等で現在小国町が取り組んでおります中山間地域等直接支払交付金の対象農地の調査でいきますと5年から10年後に担い手が決定していない農地の割合が令和2年時点では対象農地の12%を占めております。交付金の対象農地以外もありますので担い手が決まっていない農地の割合はまだ大きくなっております。

続いて商工業者の実態について説明させていただきます。調査時点は先ほど農業とちょっと違いますがこれは熊本県の統計年鑑から説明させていただきます。小国町の事業者数は令和3年時点で453社。従業員数は2千225人です。事業者の職種の内訳として卸売・小売業、続いて宿泊業、飲食サービス業、続いて建設業そして生活関連サービス業、娯楽業、製造業となっております。事業所の規模は従業員が1から4名の事業者が320社と約70%を占めております。そして令和4年に小国町商工会が行いました事業承継に関する会員事業所実態調査。該当者はちょっと77社と少ないのですがそれによれば代表者の年齢別割合は60代70代が約6割を占めて高齢化が目立っております。後継者が決まっていない事業者についても7割に上っております。

事業承継についてですが事業承継は現在なりわいの安定そして農業面でいきますと農地の保全また雇用技術の維持、発展のための重要な取組となっております。一方後継者不足によって離農せざるを得ないまた廃業せざるを得ない方や雇用技術の喪失等につながっており全国的な喫緊な課題となっております。小国町においても主要産業である農林業また商工業における後継者不足は大きな問題となっております。事業の業種がいろいろありますので事業承継のかたちもいろんな仕方があると思います。そこで4月から機構改革によって新しい産業課となりました。一次、二次、三次産業をつなぎ小国町の主要な団体でいきますとJA阿蘇、小国町森林組合、小国町商工会等々の関係団体機関と連携して事業承継について実態調査、情報共有、連携して本課題に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

1番（江藤理一郎君） 私が質問しようと思ってました。よかったです。課長自ら答弁いただいたので。特にこの産業課というのは農業、商工業いろんなものを包括した課でもございますので是

非、串ざしにさせていただいていろんなどの活用につなげていただけるといいなと思います。私が質問しようとしていた農業についての後継者ですね。商業に関しては事業承継についてというのは一部ではありますがある程度少し把握できていると思います。ただし農業については事業承継又は後継者のところの調査が整ってないと思いますのでそこも一緒にお願いします。またもう一つ建設業に関して今どこのようになっているのかというのをよろしければ建設課長答弁お願いしたいと思います。

建設課長（小野昌伸君） はい。またまた御指名ありがとうございます。

先ほどから高村議員一次産業の大事さというのがありますが建設課長の立場から言わせていただくと本当に建設産業というのが地域のインフラ整備、災害時の応急対応等と併せてもう本当に地域社会の安全確保、命の確保という意味では地域の守り手というかたちで本当に大事な産業だと思っております。国交省の調査によりますと軒並み投資額、就業率、就業者数が大体ピーク時の平成4年から比べると30%から20%落ちております。特に就業人口においてはピーク時が685万人から479万人というかたちで206万人ほど減少しております。そういった意味からでも先ほど産業課長も言いましたけど非常に高齢化率が高い。小国でも高齢化率が高い。建設業に一番必要なのは技術職と技能職。現場で働くオペレーターの技能力。それから施工管理等々を行う技術力。これが非常にやっぱり高齢化をして若手の入職がなかなか難しいというところでやっぱり育つまでに時間がかかる。建設課の職員もそうですけど本当に育つまでに時間がかかるというところで。今60歳以上も42%ほどありましてあと10年もすれば70歳ですからもう引退するというかたちで非常に技術者不足というのが全国的にも否めません。今後どうしていくかというところで県のほうも土木部長新しくなりましたが冒頭の就任の挨拶の中でも今後は働き方改革と担い手支援というかたちで建設産業の振興プランというのを今年から作っていきます。県が設立した後に市町村におりてくると思いますがその中で働き方改革の中ではもうどこでもやっているとおり週休2日制。これに伴ってももちろん工期も伸びていきます。それから労務単価の6%アップというかたちも打ち出しております。あとは現場の作業効率を上げるためにタブレット等々を使いながら遠隔臨場というかたちで私たちに現場から来てくれと言った時間の短縮のためにも。それと週休2日をしっかりと守る意味でもタブレットでリアルタイムに現場の状況が分かるそういったことも行っていきたい。あとは書類の簡素化。たくさんの書類を出さないといけないものですからその辺の簡素化も行政がやっていく一番のポイントかなと思っております。それから工期の設定。現場現場でなかなか工期一概に金額で工期を決めるのもやめよう。しっかりと現場の状況を見ながら先ほども寄宿舎の話も出ましたが納品に時間のかかる現場。それから緊急で急がないといけない災害等々は早急に現場現場を把握しながらしっかりと決めていこうというかたちになっております。あとは品格をですね。実情に合わせた工事発注をしていきなさいということでそれが働き方改革。あとは担い手です。これが一番重要なところになります。今県の土

木部門もインスタグラム等々と今高校生の実業高校等にもう実際に就職活動に行っているのが建設業団体で。ガイダンス等々を行っているのですが要は興味を持っていただきたい。ゼネコンから小さい業者もいますけどもう要は土木の仕事に興味を持ってもらう。これが一番だと思います。先ほど言った農業に興味を持ってもらう。やっぱり好きではないと続きませんものですからしっかりと土木の魅力。コマーシャルでよく言っていますが完成したら地図にも載りますので、地図にも載るトンネルを造りたい、橋りょうを架けたい。そういう若者を向上するような特に建設課も非常に技術職が少ないのでそういうアプローチをしっかりと行政と業界団体でつないで一緒にやっっていこうという働きを今から模索していこうと思っています。

以上でございます。

1 番（江藤理一郎君） いろいろと僕もその感想もお話しさせていただきたいのですが時間がもう迫ってまいりましたので。近年は大雨や地震による災害が増えております。そういった災害時に対応できるだけの建設業者が町内に残っていないといざというときに一向に災害復旧が進まない可能性が十分にあります。令和2年豪雨の復旧は町内の建設業者が8社ですか残っておりますので早めの対応をしていただきましたし、また職員の方々も非常に夜遅くまでそして他地域からの派遣職員の頑張りもありまして他地域よりも早期に復旧できたのではないかとこのものが大きいと思います。地元の建設業者を残していくことがどれだけ大事かを含めて後継者、人手の確保を是非後押ししてもらいたいと思います。

そこで次に事業者が減少をしていくのを少しでも食い止めるために、では何をしたらほうがよいのかというところで私は地域おこし協力隊制度の活用をもう少し深めてはどうかと思います。そこで質問します。現在の地域おこし協力隊の在籍状況はいかがでしょう。

情報政策課長（田邊国昭君） 地域おこし協力隊の現状について御説明します。令和6年6月今月現在ですが活動中の隊員が11名いらっしゃいます。今までに活動された方現在の11名を加えて全部で22名いらっしゃいます。現在は11名ということでこの方々が町内で活動して町内にお住まいということになっています。

1 番（江藤理一郎君） その協力隊の活動内容というのは粗方分かりますか。

情報政策課長（田邊国昭君） 現在の隊員の活動状況ですが、小国町観光協会などの観光部門で4名、そして旧西里小学校西里テラスということで現在任用活用を広めておりますがそちらに隊員が3名、財団法人学びやの里そして北里柴三郎の関連で2名の方、そして坂本善三美術館に1名、宮原保育園に1名という任期の状態です。

1 番（江藤理一郎君） 現在11名ということでこれまで隊員数含めて実質15分の11ぐらい残っている。3分の2以上が残っているということで全国の平均を見ましても小国も全国平均並み若しくはそれ以上の定住率になっているのかなと思います。先ほど産業課長からも御答弁があったように商工業者への調査についても一部の情報でデータではありますが後継者が決まっていな

いところが数多く存在していた話をされたと思います。事業承継についてはどこの自治体も課題として認識しておりますが条件なども千差万別でデリケートな内情も含まれるためこれが正解といった解決策はなかなかありません。そこで事業承継や起業することをミッションに今お話しに上がった協力隊の制度を使って全国に募集してみてもどうかと思います。理由としましては3年間の任期を充てることができその間の収入を国からの交付金で賄えるため。それから後継者を求めている事業者、受入れ自治体、地域おこし協力隊本人にとって三方よしの条件ではないかと思うからです。世の中には一極集中の都心で組織の歯車として使われるよりも地方で子育てしたい、自分が歯車の中心となって頑張りたいという方が多くいらっしゃると思います。それらをうまくつなげるツールとしては地域おこし協力隊の制度は有効な手段だと思いますので取り組んではどうかと思いますがいかがでしょうか。

情報政策課長（田邊国昭君） 事業承継型の地域おこし協力隊について説明いたします。小国町にて事業承継型の地域おこし協力隊を任用する場合は任用形式の検討と新たな方策が必要になるかと思えます。企業型そして事業承継型の地域おこし協力隊を募集する場合は現在行っている地域おこし協力隊の設置要綱とはまた別に新たな設置要綱が必要になるかと思えます。事例として他の町村で行っている場合の聞き取りを行いまして事業承継型の協力隊の任用する場合についてですが、町と雇用契約を結ぶのではなく委嘱状の交付のみを行って別途必要であれば承継を行う店舗と協力隊員の間で契約を行うようなかたちに行っているというところがあります。給与としましては雇用契約がないため謝金として支払いを行い必要に応じて活動費から活動に必要な経費をお支払いしているというかたちになるかと思えます。そういったかたちで任用を検討している町村に幾つか問合せを行って制度的なことはお伺いしましたが事業承継をミッションとして協力隊の任用が今のところできているところがまだないようでした。小国町では事業承継型の協力隊を任用する場合は現状の地域おこし協力隊の設置要綱では今の場合は町の会計年度任用職員として雇用することになっているので別途事業承継型の協力隊設置要綱を準備する必要があります。また雇用契約については協力隊が事業所に配属されることにより発生した売上げの取扱いに関する協議は必要となってきます。ほかの市町村と同様に雇用契約を結ばずに委嘱状の交付というかたちが望ましいのではないかと考えられます。先ほど産業課長の答弁にもありましたが事業承継を行う事業所についてまずはどれぐらいのニーズがあるのかの調査が必要ではないかと考えています。その上事業者は協力隊の任用で事業承継をどのようなスケジュールで伝えていくのか。任期終了後の処遇については十分に検討を行って責任を持って隊員の教育に当たる必要があることになると思えます。単純な労働力不足の解消のために地域おこし協力隊の雇用というのはなかなか簡単にはできないのかなというふうに思います。

以上です。

1番（江藤理一郎君） 事業承継というのは最初の切り口として企業型で入ってその間にいろんな

地域の方々と話をしていく中で事業承継につながったというようなかたちに持っていくと一番良いのかなと思いますので是非そのようなかたちで考えていただけると良いのではないかなと思います。

最後に今回少子化というテーマの議員の一般質問が多かったと思います。なかなか小国の町の子どもを増やすというところについては考えることがたくさんあると思いますし今回の質問に対しても答えが見いだせているわけではございません。ただ一つ例としまして挙げさせていただきますと2年ぐらい前に私も岡山の奈義町のお話をさせていただいたと思います。そこについては自衛隊の駐屯地がありますので自衛隊で来た方が住宅を建てて家族をつくってというところも大きいというのもあったと思いますが、よくよく調べてみると今奈義町の出生率というのが2.95奇跡の町と言われているそうです。その中で計算してみると自衛隊関連の方々で出生率が上がったというのは0.2ぐらいのポイントでそれ以外はやはり自衛隊以外の町の方なんです。それを考えると奈義町というのは何をしているのか。小国町と何が違うのかということがあると思います。まずちょっと私が調べた中で在宅育児の支援手当7か月から4歳で保育園に入っていない子どもに月1万円ずつの支給。それから高校生に対してですけれども生徒1人当たり年9万円3年間の支給。保育料の多子軽減。多子の世帯に対して保育料の軽減をする。それから新築住宅の普及促進の補助金などといった給付策があるようです。また小国町と重複しているのが出産祝金です。これは小国は確か3人目で30万円というのがあると思いますが奈義町は一子目から10万円、15万円、20万円、四子目が30万円というようなかたちで出しているそうです。もう一つ重複するのが医療費の高校生までの無料化。ここは一緒です。あともう一つ不妊治療の助成。こういったものも小国町と一緒にのかたちで助成をしております。もう一つ違うのがこれ給付策というか補助したりとか援助するようなかたち経済的な援助になると思うのですけれどもそれ以外に乳幼児を持つ子育ての広場。これはありますね。カンガルーのぼっけ。一緒だと思います。ここも内容一緒ですが。もう一つ、地域住民が保育士とともに当番制で子どもの保育に当たるようなことをやっています。自主保育サービスを無料提供し、また母親たちの集いの場にもなっているコミュニティーの場にもなっているということで、何も支援するというだけではなくやっぱり地域住民、小国町民、皆んな町民をあげて子どもを育てていくというような考えを醸成していくということが同時に必要なのかなというふうに思いますので、是非こういったところも皆さんで視察にも是非行ってどういうふうなかたちで町民の方が考えられているのか。この考えをどうやって浸透させたのかということを見ていくといいかなと思います。また奈義町の総合計画非常にすばらしい総合計画を立てております。役場の職員の皆様も是非見ていただけるとよいかなと思いますので、これを申し上げて今回の質問を終わらせていただきます。

以上です。

議長（熊谷博行君） 予定していた4名の一般質問が終わりました。

これで一般質問を終わります。

議長（熊谷博行君） 日程第2、「閉会中の継続調査の件について」を議題といたします。

議会運営委員長及び総務常任委員長並びに文教厚生常任委員長並びに産業常任委員長並びに広報特別委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」並びに「総務常任委員会の所管事務調査について」及び「文教厚生常任委員会の所管事務調査について」及び「産業常任委員会の所管事務調査について」及び「議会広報に関する件について」閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

それでは、お諮りします。

本定例会の会議に付されました事件は全て議了いたしました。

小国町議会会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じ、これをもって令和6年第2回小国町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（午後2時44分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（3番）

署名議員（6番）

# 会 議 の 顛 末

## 1. 会議録署名議員の指名

3番 高 村 祝 次 君

6番 松 崎 俊 一 君

## 1. 会期の決定

今期定例会の会期を6月7日から6月13日までの7日間とする。

1.	承認第 1 号	専決処分事項の承認を求めることについて（専決第 1 号：小国町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例） 令和 6 年 6 月 7 日 承 認
1.	承認第 2 号	専決処分事項の承認を求めることについて（専決第 2 号：小国町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例） 令和 6 年 6 月 7 日 承 認
1.	承認第 3 号	専決処分事項の承認を求めることについて（専決第 3 号：小国町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例） 令和 6 年 6 月 7 日 承 認
1.	承認第 4 号	専決処分事項の承認を求めることについて（専決第 4 号：小国町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例） 令和 6 年 6 月 7 日 承 認
1.	承認第 5 号	専決処分事項の承認を求めることについて（専決第 5 号：小国町税条例等の一部を改正する条例について） 令和 6 年 6 月 7 日 承 認
1.	承認第 6 号	専決処分事項の承認を求めることについて（専決第 6 号：小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について） 令和 6 年 6 月 7 日 承 認
1.	議案第 2 3 号	小国町税条例の一部を改正する条例について 令和 6 年 6 月 7 日 原案可決
1.	議案第 2 4 号	小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 令和 6 年 6 月 7 日 原案可決
1.	議案第 2 5 号	小国町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について 令和 6 年 6 月 7 日 原案可決
1.	議案第 2 6 号	令和 6 年度小国町一般会計補正予算（第 1 号）について 令和 6 年 6 月 7 日 原案可決
1.	同意第 1 号	小国町固定資産評価員の選任について 令和 6 年 6 月 7 日 同 意
1.	諮問第 1 号	小人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて 令和 6 年 6 月 7 日 適 任
1.	報告第 2 号	専決処分事項の報告について（公共工事請負契約金額の変更について（町道志屋線⑦災害復旧工事）） 令和 6 年 6 月 7 日 報 告
1.	報告第 3 号	令和 5 年度小国町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について 令和 6 年 6 月 7 日 報 告
1.	報告第 4 号	令和 5 年度小国町一般会計予算事故繰越しの繰越計算書の報告について 令和 6 年 6 月 7 日 報 告

1.	報告第 5 号	令和 5 年度小国町農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告 について 令和 6 年 6 月 7 日 報 告
1.	請願第 1 号	立温泉街の水害対策と観光振興 河川改良工事における杖立地区の駐車場スペースの確保に関する請願書につい て 令和 6 年 6 月 7 日 採 択

《議案外》

令和 6 年 6 月 7 日

1. 議員派遣の件について
1. 議員派遣報告について

令和 6 年 6 月 1 2 日

1. 閉会中の継続調査の件

議会運営委員会  
総務常任委員会  
文教厚生常任委員会  
産業常任委員会  
広報特別委員会

に付託

《行政報告》

令和 6 年 6 月 7 日

1. 令和 6 年度消防大会の来賓案内について
1. 国指定天然記念物「下の城のイチョウ」のき損について

《一般質問》

(1日目)

1.	人口減少問題「消滅可能性自治体」公表について	P 1～7
1.	子どもの施策の現状と今後について	P 7～10
1.	農業用水路と町道の維持管理について	P 10～17
1.	鍋ヶ滝開発について	P 17～20
1.	流域治水について	P 20～24
1.	日田阿蘇道路と国道の期成会について	P 24～28
1.	小・中学校のタブレット使用状況について	P 28～29
1.	盗伐（森林窃盗）事件について	P 29～38
1.	少子化対策について	P 38～42

(2日目)

1.	小国ジャージー牛乳について	P 1～3
1.	学校給食無償化について	P 3～4
1.	乗合タクシーについて	P 5～10
1.	町民の経済状況について	P 10～17
1.	小国中学校寄宿舎について	P 17～20
1.	少子化対策について	P 20～24
1.	人口減少社会における保育園、学校教育及び社会教育関係の対応策について	P 24～31
1.	人口減少社会における人手、人材不足の対応策について	P 31～37

小国町議会会議録  
令和6年第2回定例会

令和6年6月発行

発行人 小国町議会議長 熊谷博行

編集人 小国町議会事務局長 橋本弘二

作成 小国町役場議会事務局

---

小国町役場議会事務局

〒869-2592 阿蘇郡小国町宮原1567-1

電話 (0967) 46-2119